

金 検 第 1 7 7 号

平成 1 1 年 7 月 1 日

検 査 監 理 官 }
統 括 検 査 官 } 殿
特 別 検 査 官 }
専 門 検 査 官 }
金 融 証 券 検 査 官 }

金融監督庁検査部長 五味 廣文

預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて

我が国金融システムの安定と再生を図り、金融機関に対する内外の信頼を回復することは、新世紀に向かって我が国経済の展望を切り開いていく上で、避けて通ることのできないステップである。そのためにも、金融機関においては不良債権の迅速な処理、戦略的な業務再構築やリストラ、経営内容の情報開示等に積極的に取り組み、監督当局においても検査監督体制の一層の充実を図り、国際的視点を踏まえ、かつ、預金者や納税者等の理解も得られるような、金融機関経営や金融行政を確立していく必要がある。金融検査（注1）のためのマニュアルを整備・公表することは、監督当局の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立に資するだけでなく、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立につながるものと考えられる。

金融検査については、平成10年に「新しい金融検査に関する基本事項について」（蔵検第140号）を定め、自己責任原則の徹底と市場規律とを基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政への転換を図ってきているところであるが、今般さらに、預金等受入金融機関について、金融検査マニュアル検討会の「最終とりまとめ」を踏まえ、金融検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理したマニュアル（以下「金融検査マニュアル」という。）を別紙のとおり定めたので、これにより検査を実施されたい。

なお、金融検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保

に努めることが期待される。また、マニュアルの各チェック項目は検査官が金融機関のリスク管理態勢及び法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではない。マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

本通達は、平成11年7月1日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、平成11年7月1日以降に行われる決算処理に係る検査について適用する。

なお、以下の通達等については、平成11年7月1日を以て廃止する。（注2）

平成9年3月5日付通達（蔵検第104号）「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」

平成8年6月28日付事務連絡「市場リスク管理態勢のチェックリスト及び海外拠点検査のチェックリストについて」

平成9年1月31日付事務連絡「金融機関のコンピュータシステム等に関する検査について」

（注1）本通達上、「金融検査」とは、預金等受入金融機関に対する検査を指す。また、「預金等受入金融機関」とは、次に掲げる金融機関その他の預金等を受け入れる金融機関を指し、保険会社、証券会社等は含まないものとする。

- ・ 銀行
- ・ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ・ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ・ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ・ 農林中央金庫
- ・ 上記の金融機関の海外拠点
- ・ 外国銀行の在日支店

（注2）平成11年6月30日以前に行われた金融機関の決算処理等について検査を実施する場合は、その処理等の時点で効力を有していた通達等に基づき、これを実施することとなる点に留意する。

金 検 第 8 4 号
平成12年5月1日

検 査 監 理 官
統 括 検 査 官
特 別 検 査 官
専 門 検 査 官
金 融 証 券 検 査 官

} 殿

金融監督庁検査部長 五味 廣 文

「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について

平成10年1月より、バーゼル委員会合意に基づきマーケット・リスク規制が導入され、国際統一基準を適用する銀行の自己資本比率の算定において求められるマーケット・リスク相当額の算出については、銀行法第14条の2の規定に基づき、自己資本比率の基準を定める告示により、内部モデル方式又は標準的方式によることとされている。

また、金融機関においては、マーケット・リスク相当額の算出のみならず、金融機関内部の市場関連リスク管理用としても内部モデルを使用しているところが認められる。

検査部としては、平成11年2月以降、内部モデルの妥当性等の実態把握に重点を置きつつ、市場関連リスクに関する検査を順次実施してきたところであるが、金融機関のリスク管理において、内部モデルの役割が重要性を増してきていることに鑑み、今般内部モデルの検査に際しての具体的着眼点等を整理するとともに、特別公的管理銀行等に対する金融機関の債権に係る取扱いの明確化を図るため、平成11年7月1日付で発出された「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（金検第177号）の一部を下記のとおり整備することとしたので、了知のうえ、遺憾なきを期せられたい。

なお、本通達は、平成12年5月1日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。

記

1. 「市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」を次のとおり整備する。

- 2 - 「マーケット・リスク規制関連」を「マーケット・リスク規制関連及びその他の内部モデルを使用したリスク管理」（別紙1参照）とし、別添として、「内部モデルの確認検査用チェックリスト」（別紙2参照）を追加するものとする。

(注) 検査の対象となる内部モデル及び対象リスクの範囲

自己資本比率におけるマーケット・リスク相当額を算出するために銀行法に基づき当局に届け出ているリスク計測モデルを検査の対象とし、トレーディング勘定の市場リスク並びにバンキング勘定の為替リスク及びコモディティ・リスクを当該リスク計測の対象範囲とする。また、金融機関が内部管理用として使用しているこれらリスクに係るリスク計測モデルも対象とする。

なお、金融機関が内部管理用として使用しているバンキング勘定の金利リスクに係るリスク計測モデルも対象とする。

2. 「信用リスク検査用マニュアル」において、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する金融機関の債権に係る取扱いが、必ずしも明らかでないことから、所要の整備を行うものとする。併せて、国及び地方公共団体に対する債権の取扱いを明確化する（別紙3参照）。

(別 紙)

金融検査マニュアル

(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)

平成 1 1 年 7 月

[金融検査マニュアルの構成]

基本的な考え方



金融検査マニュアル

目次

第1 基本的考え方等

1．金融検査の基本的考え方

- (1) 金融検査の目的及び位置づけ
- (2) 金融検査の基本原則

2．金融検査マニュアルの基本的考え方

- (1) 当局指導型から、自己管理型へ
- (2) 資産査定中心から、リスク管理重視へ

3．金融検査マニュアルに基づく新検査方式実施上の留意点

第2 チェックリスト等

．法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

．リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト等

- (1) リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）
- (2) 信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル
信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
信用リスク検査用マニュアル
- (3) 市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- (4) 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- (5) 事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- (6) システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

第1 基本的考え方等

1. 金融検査の基本的考え方

(1) 金融検査の目的及び位置づけ

金融機関は私企業であり、自己責任原則に則った経営が基本である。しかし、金融機関の主たる債権者は、一般企業と異なり、預金者つまり一般公衆であり、その利益は適切に保護されなければならない。また、金融の特殊性から、一金融機関の破綻であっても、連鎖反応により、金融システム全体に、さらには信用収縮等を通じて実体経済全体に重大な影響が及ぶ場合がある。さらに、金融機関の資金供給面における機能は一国の経済活動全体にとって大きな意義を有している。ここに、国家が金融機関の業務の健全かつ適切な運営に関心を持たざるを得ない理由がある。

金融機関に対する監督当局の検査も、こうした観点から、例えば銀行については、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」に行うものであるとされている（銀行法第25条等）。検査に際しては、金融機関の業務の健全性及び適切性確保のために十分な検査を行っているか、逆に、健全性及び適切性確保の観点からは必ずしも必要のない点にまで調査に及んではないか、不断に問い直されなければならない。金融機関の業務の健全性及び適切性確保は、検査を行うに際して、常に立ち返って確認されなければならない基本目的である。

しかし、業務の健全性と適切性は、ひとり、金融検査のみによって確保されるべきものではない。銀行法等の運用に当たっては「銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない」のである（銀行法第1条）。金融機関の業務の健全性と適切性は、まず自己責任の徹底と市場規律の強化によって達成されなければならないものと考えられる。

金融機関の経営陣には、何よりもまず、監査役を含めた内部管理体制を充実させることにより、自らの責任において、業務の健全性と適切性を確保するよう努めることが求められる。会計監査人等には、こうした内部管理体制を前提に、金融機関とは独立した視点に立って、財務諸表監査を通じて、業務の健全性と適切性が確保されているか否かについて厳正な外部監査を実施することが求められる。さらに、こうした手続きを経て策定された財務諸表、経営方針等の経営内容は広く開示され、市場を通じた、投資家等による監視（市場規律による監視）を通ることとなる。

監督当局による公的関与は、こうした自己責任原則と市場規律による監視だけでは金融システムの安定性確保等が十分に図れないと判断される場合に、これらを補強するためのものと位置づけられる。したがって、当局による検査は、金融機関による内部管理、会計監査人等による外部監査を前提としつつ、これらと十分な連携を保ちながら、金融機関の業務の健全性と適切性を確保するために、ルールに基づき、効率的・効果的に実施される必要がある。

(2) 金融検査の基本原則

以上を踏まえると、金融検査の基本的な考え方は次の通りとなる。

金融検査は、自己責任原則に基づく金融機関自身の内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強するものである（補強性の原則）。したがって、当局は、検査を通じて、まず自己責任原則に基づく内部管理・外部監査が適切に行われるよう、強く促していく必要がある。また、検査においては、これらの管理・監査が適切に行われることを前提に、管理・監査体制のプロセス・チェックを中心とした事後監視型チェックに重点を置くこととする。適切な内部管理ができていのかどうかについての説明責任はあくまでも金融機関自身にあり、当局はこれを検証する立場にあると考えられる。金融検査においては、すべてを検査することは、可能でもなければ、必要でもないのである。

また、当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、金融検査は、監査機能と十分な連携を保ちながら、効率的・効果的に行われる必要がある（効率性の原則）。検査においては、監査役、会計監査人等と連携し、監査機能の一層の活用を図ることとする。また、金融機関において定期的な資産査定を含めた自己管理が行われることを前提に、その実態に応じて検査頻度や検査範囲についてメリハリをつけ、重点的・機動的な検査を実施することとする。

さらに、金融検査は、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に向けて、機能を十分に発揮するように、実施される必要がある（実効性の原則）。検査部局は、検査において経営の問題点を金融機関に対して的確に指摘するとともに、それが適時適切な問題点の是正につながるよう、監督上の措置をとる監督部局と緊密な連携を維持することとする。

2. 金融検査マニュアルの基本的考え方

(1) 当局指導型から、自己管理型へ

以上の基本的考え方を踏まえ、金融検査マニュアル策定に際しては、当局による指導型から金融機関による自己管理型への転換をさらに促進していく観点から、以下の点に配慮している。

まず、検査マニュアルは本来的には検査官のための手引書ではあるが、金融機関の自己責任に基づく経営を促す観点から、これを公表することとしている。

また、金融機関の自己管理にも使用しやすいチェックリスト方式を中心としたマニュアルとしている。

次に、従来のように、不祥事件が生じていないかどうかといった結果のみに着目するのではなく、むしろ、そのような問題が生じないような内部管理・外部監査体制が確保されているか否かというプロセス・チェックに重点を置いた検査マニュアルを策定している。

また、いわゆる護送船団方式を前提とした、すべての金融機関に共通するチェック項目を中心としたマニュアルではなく、むしろ、先進的な金融機関を念頭においたチェック項目も積極的に採り入れたマニュアルとしている。

さらに、自己責任原則という観点から、経営陣、監査役、会計監査人等が、内部管理・外部監査体制の中で、それぞれ、どのような役割を担うことが適切か等、責任の所在を意識したマニュアルを策定している。特に、経営陣自身が、金融機関の抱える各リスクの特性を十分理解し、必要な資源配分を行い、かつ、適切な内部管理を行っているか否かをまず確認していく、いわゆるトップダウン型の検査方式を念頭においている。

(2) 資産査定中心から、リスク管理重視へ

また、金融を巡る諸情勢を踏まえ、金融検査マニュアルは、金融機関のリスク管理態勢の確認検査に重点を置いて策定している。

金融グローバル化の進展、コンピュータ技術の発達に伴う金融の機械化、デリバティブ商品の登場に代表される金融技術の革新等により、金融機関の抱えるリスクは急激に拡大・多様化しつつある。また、長らく、我が国の貸出業務の前提となっていたメインバンク・システムや有担保主義にも明らかな変化の兆しが見える。他方、制度面においても、既に規制金利体系は過去のものとなり自由金利が定着しており、さらに金融ビッグバンにより、金融業務の自由化も本格化し、金融機関の活動範囲は、伝統的な預貸業務と資金決済業務から、資金運用業務、資金調達業務（投資銀行業務）へと拡大していくことになる。護送船団方式は終焉し、金融機関が自己責任に基づき新たな業態構築を模索していく金融再編成時代の幕が上がり始めている。金融機関自らが責任をもって適切なリスク管理を行う必要に迫られているのである。

しかし、だからといって、リスクをすべて最小化すればよいというわけではない。リスクの分散は金融機関の本源的な機能の一つであり、金融機関の役割は、適切なリスク管理を行いながら必要なリスク・テイクを行っていくことにこそある。健全な事業を営む融資先に資金の円滑な供給を行うことは金融機関の責務である。近年の金融機関の不良債権問題は、過去、金融機関において適切なリスク管理が行われていなかったことに原因があるが、他方、現在懸念されている信用収縮の背景には、適切なリスク管理に自信が持てないが故の「貸し渋り」という面もあると考えられる。適切なリスク管理態勢の確立こそ、我が国の金融業が現下の不良債権問題を克服し、真に再生するための出発点となるものである。

また、金融機関のリスク管理態勢の確立は、我が国経済の産業構造転換を進める観点からも重要である。欧米先進国から導入した基本技術を応用して量的拡大を図ることに重点を置いてきた、戦後の我が国のキャッチアップ型産業構造においては、過去の企業業績の延長線上に与信判断を行うことが適切的な場合が多かった。しかし、近年の我が国は、ベンチャー・ビジネスに代表されるように、むしろ一定のデフォルト

発生の余地を認識しつつ、技術や経営の革新を目指す、創造型産業構造へと転換しつつある。我が国が、こうした必要なリスクをとることを躊躇しない創造型産業構造へと転換していくためにも、リスクを前提として必要な資金を供給していく金融業の存在は欠かせないのである。

さらに、リスク管理重視型の金融機関経営が基本となってきた国際的潮流の中で、我が国金融産業の真の再起を期すためにも、リスク管理の適切性を強く内外にアピールしていく必要がある。

このように、今日の金融機関は、信用リスク、市場リスク、事務リスク等の様々なリスクを抱えるようになってきており、その適切な管理の必要性がますます高まりつつある。金融検査において、資産査定は、金融機関の業務の健全性を確保する観点から、引き続き重要な要素であり続けるものの、今後は、広く、適切なリスク管理態勢の確保という視点からの検査も実施していくこととする。

3．金融検査マニュアルに基づく新検査方式実施上の留意点

預金等受入金融機関に対しては、以上の基本的考え方を踏まえ、金融検査マニュアル等に基づき、新検査方式による検査を実施するものとする。

検査は、原則として、新検査方式の検査実施上の区分に従って行うものとし、検査実施区分上「資産内容の健全性に係る検査」は、信用リスク検査用マニュアル等に基づき、また、「ルール遵守状況、リスク管理状況等に係る事後的確認検査」は、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト及び各種リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト等に基づき、実施するものとする。

また、検査実施に際しては、原則として、金融検査マニュアル等に基づき、まず本部検査を通じて、リスク管理態勢の適切性、自己査定の正確性等の検証を行うこととし、さらに必要に応じて、現物検査、実地検査を実施するものとする。

第2 チェックリスト等

・法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト等

- (1) リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）
- (2) 信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル
信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
信用リスク検査用マニュアル
- (3) 市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- (4) 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- (5) 事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- (6) システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、改めて取締役会等や監査役会等に求められている役割を記載しているほか、コンプライアンスを実現するための施策等を記載し、取締役等のコンプライアンスに対する自覚を求め、金融機関全体にコンプライアンス重視の企業風土が醸成されることにより、金融機関としての公共性が発揮されることを促すとともに、その態勢を確認検査するために作成した。法令等遵守態勢については、本チェックリストにより検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は検査官が金融機関の法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではない。マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」または「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。

したがって、検査官は各チェックリスト項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国際統一基準適用金融機関」という。）にあっては、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国内基準適用金融機関」という。）にあっては、としている項目がある。

（注）取締役会及び取締役会等の説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は、常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
・法令等遵守体制の整備・確立状況	1．業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	1．業務執行にあたる取締役の責任・義務 (1) 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、金融機関の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 (2) 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 (3) 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 (4) 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、コンプライアンスに関する諸問題について議論しているか。	(注)「法令等」とは、本チェックリストのに掲げる内容に加えて、内部規定を含むものである。
	2．取締役会議事録等の整備	2．取締役会議事録等の作成及び備置 (1) 取締役会議事録を作成しているか。 (2) 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。 (3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。 (4) (3)の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。 (5) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のコンプライアンスに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。	
	3．監査役会等の機能	3．監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保（なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。 (1) コンプライアンスに関する事項を議案とする取締役会には、一人以上の監査役が出席しているか。また、その場合、商法特例法18条2項が適用ないし準用される金融機関にあっては、常勤監査役が望ましい。 (2) 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 (3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。</p> <p>(5) 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。</p> <p>(6) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。</p>	
	4. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック	<p>4. 基本方針等の存在チェック</p> <p>(1) 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本方針及び遵守基準は、取締役会において策定しているか。</p> <p>(2) 役職員に基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記〔参考〕に掲げる書類を役員室をはじめ、各業務部門及び営業店等（海外拠点を含む。）に備え置いているか。</p> <p>(3) 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>(4) 基本方針及び遵守基準は、単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示しているか。</p> <p>〔参考〕「経団連企業行動憲章」及び「実行の手引き」（'96.12.17） 「全銀協・銀行の社会的責任とコンプライアンスについて」（'97. 7.15） 「全銀協・倫理憲章」（'97. 9. 9） 「地銀における法令遵守に関する課題と今後の対応」（'97.12.17） 「管理者のための法令遵守」（'98. 4.24） 「コンプライアンス体制の整備に係るチェックリスト」（第二地銀 '98. 1.21） 「銀行員のためのコンプライアンスガイド」（第二地銀 '98. 4.15） 「コンプライアンスチェック体制のあり方について」（第二地銀 '98. 9.16） 「全信協・信用金庫の社会的責任とコンプライアンス（法令遵守）への対応について」（'97.10.23） 「全信協・信用金庫倫理綱領」（'97.10.23） 「信用組合の社会的責任とコンプライアンス」（全信組中央協会 '98.12 ）</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的行動」のチェック	<p>5. 「取締役の意識」の確認</p> <p>(1) コンプライアンスに関しては、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、取締役会は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を果たしているか。</p> <p>(2) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるための具体的施策が講じられているか。</p> <p>代表取締役は、年頭所感や支店長会議等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。</p> <p>取締役は、コンプライアンス担当部門を営業部門と同等に位置付け、適切な人材と規模を確保し、関心をもって管理するとともに業績評価、人事考課において適切な評価を与えているか。</p> <p>取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。</p> <p>法令等遵守状況に関し、定期的に施策の評価を行っているか。</p>	
. 法令等遵守すべき事項（行動規範）の規定・整備状況	「コンプライアンス・マニュアル」のチェック	<p>(1) コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（遵守すべき法令の解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したものの。以下、「コンプライアンス・マニュアル」と称する。）を策定しているか。</p> <p>また、コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、本チェックリストの . に掲げる内容を含むものとなっているか。</p> <p>また、「コンプライアンス・マニュアル」は、前記〔参考〕「全銀協・倫理憲章」等を反映させた銀行の社会的責任と公共的使命を踏まえつつ企業風土等を勘案して、適切かつ具体的な内容となっているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及び内容を、役職員に周知徹底しているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、随時、適切に内容の見直しを行っているか。</p> <p>(5) 基本方針及び遵守基準の作成・変更に際しては、リーガル・チェックを実施しているか。また、新たな業務の開始、新たな商品の発売に当たっても同様に実施しているか。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
<p>・遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況</p>	<p>1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック</p>	<p>1. コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（規定の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画など。以下、「コンプライアンス・プログラム」と称する。）の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(1) 「コンプライアンス・プログラム」は、適時、合理的なものとして策定されているか。なお、最長でも年度毎に策定されているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・プログラム」担当部門の責任が明確となっているか。また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握・評価しているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、営業店等の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況を業績評価、人事考課等に衡平に反映しているか。</p> <p>〔参考〕 全銀協 「銀行の社会的責任とコンプライアンスについて」 （'97. 7.15）</p> <p>3. 今後の取り組みについて</p> <p>(1) 各銀行における取り組み</p> <p>コンプライアンスプログラムの確立</p> <p>コンプライアンスの着実な実践を図るためには、先に述べた3つのフェーズにおける機能に着目し、各銀行の実情に合わせて、これを織込んだコンプライアンスプログラムを確立することが望まれる。</p> <p>〔第一フェーズ〕業務部門で第一次チェック</p> <p>〔第二フェーズ〕業務部門から独立した部門による二次チェック</p> <p>〔第三フェーズ〕会計監査人等による客観的評価・監査機能</p> <p>こうしたコンプライアンスプログラムの実効を上げるためには、以下の点にも留意する必要があると思われる。</p> <p>これらは各銀行が自己の責任において取り組むべきものであり、経営形態や規模、組織風土等を十分に勘案し、自ら創意工夫を重ねる必要がある。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>プログラムの構築と実践は経営トップの責任においてなされるべきであり、その運営に当たっては、責任体制を明確にする必要がある。</p> <p>いずれかの段階において発見された不正や違法行為はもとより、内部統制に関する改善すべき点等の指摘があった場合にも、速やかに経営陣に報告され問題解決が図られる必要がある。</p>	
	2. 「コンプライアンス環境」のチェック	<p>2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況</p> <p>(1) コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制等について、内部規定等を整備しているか。</p> <p>コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。また、統括部門の所掌事項を明確にしているか。</p> <p>各業務部門及び営業店毎に、適切にコンプライアンス担当者を配置しているか。</p> <p>不祥事等の発生に際し、機動的な対処が可能な体制を整備しているか。</p> <p>(2) 法務関連の情報を適格に収集・管理しているか。</p> <p>統括部門と各業務部門及び営業店等との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。</p> <p>統括部門と各業務部門及び営業店等との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者から直ちに統括部門に報告する体制となっているか。</p> <p>担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を把握しているか。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>代表取締役及び担当取締役を中心として講師等で参加するなど、研修に積極的に関与しているか。</p> <p>各業務において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われているか。また、職階に応じた研修体系が確立されているか。</p> <p>各業務部門毎に、最低限必要とされる法務知識の蓄積を図っているか。</p> <p>(4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。</p> <p>苦情等、顧客の申し出事項の記載簿を整備しているか。</p> <p>コンプライアンス担当部門は適切に苦情等の事後確認を実施しているか。</p> <p>不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。</p> <p>また、事件の調査・解明は事件とは独立した部門で行っているか。</p> <p>なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。</p> <p>さらに、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。</p> <p>証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>(5) 特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないように、適切な人事ローテーションを実施しているか。</p> <p>また、やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためのその他の適切な方策を講じているか。</p> <p>(6) 事故防止等の観点から、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策を採っているか。</p> <p>なお、この期間は2週間以上であることが望ましい。</p>	
<p>・法令等に違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用状況</p>	<p>「法令等遵守状況の点検体制」のチェック</p>	<p>違反した場合の制裁（懲罰）規定の整備・運用状況</p> <p>(1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合に、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。</p> <p>取締役</p> <p>イ．取締役会の招集（商法259条）</p> <p>ロ．監査役への報告（商法274条ノ2）</p> <p>監査役</p> <p>イ．取締役の違法行為の差止（商法275条ノ2）</p> <p>ロ．取締役会の招集（商法260条ノ3 3項・4項）</p> <p>ハ．取締役会への報告（商法260条ノ3 2項）</p> <p>ニ．株主総会に対する意見報告（商法275条）</p> <p>ホ．監査報告書への記載（商法281条ノ3 2項10号）</p> <p>(2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。</p> <p>(3) 金融機関は、法令等違反行為を行った取締役等及び会計監査人等に対し、その責任を追及しているか。</p> <p>(4) 監査役として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。</p> <p>(5) 監査役は法令等の遵守状況についての監査を実施しているか。</p>	<p>(注)(1)の引用条文については、中企法42条、協金法5条ノ4 6項・6条ノ2、信金法37条 6項・39条、労金法39条 6項・42条にて準用されている。</p>

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(6) 違反行為が発見された場合の取締役に対する報告体制を整備しているか。</p> <p>(7) 制裁（懲罰）規定を整備しているか。また、制裁（懲罰）規定の適用は厳正かつ公平に行っているか。</p> <p>(8) 一定規模以上のリスクのある営業部門（含む営業店等）には、法令遵守状況を確認する独立したコンプライアンス・オフィサーを配置しているか。</p> <p>(9) コンプライアンス・オフィサーの機能が十分に発揮されているか。</p> <p>(10) コンプライアンスに関する担当部署が有効な連携関係を確保しているか。</p>	
<p>・金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等</p>	<p>1. 法規制の概要</p>	<p>1. 「金融機関」に対する法規制</p> <p>(1) 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法 長期信用銀行法 金融機関の信託業務の兼営に関する法律 信用金庫法 中小企業等協同組合法 協同組合による金融事業に関する法律 農林中央金庫法 農業協同組合法 水産業協同組合法 森林組合法 労働金庫法 信用保証協会法 農林漁業信用基金法 証券取引法 	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>外国証券業者に関する法律 証券投資信託法 保険業法 出資法 貸金業法 投資顧問業法 ②① 抵当証券業法 ②② 商品ファンド法 ②③ 不動産特定共同事業法 ②④ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ②⑤ 前払式証券の規制等に関する法律 ②⑥ 金融先物取引法 ②⑦ 無尽業法 ②⑧ 信託業法 ②⑨ 農業信用保証保険法 ③⑩ 中小漁業融資保証法</p> <p>(2) 省令・告示</p> <p>2. 「株式会社」に対する法規則 (1) 商法第2編 (2) 商法特例法</p> <p>3. 「経済秩序及び市場秩序」に関する法規制 (1) 独占禁止法 (2) 不正競争防止法 (3) 証券取引法 (4) 商品取引所法 (5) 金融先物取引法 (6) 消費者保護法制 消費者保護基本法 利息制限法 出資法 貸金業法 割賦販売法</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
・金融機関 とその経営 者等が遵守 すべき具体 的な法令等		訪問販売法 無限連鎖講の防止に関する法律 4. 「金融取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 特別背任罪（商法486条1項）・背任罪（刑法247条）・業務上横領罪（刑法253条） (3) 利息制限法 (4) 出資法 (5) 麻薬特例法 (6) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律	
	2. 「銀行経営」に関する法規制（主なもの）	1. 増資ルール違反（商法280条ノ2以下） 2. 虚偽のディスクロース（銀行法第63条・64条、金融機能再生法第78条・86条 証取法197条・207条、商法498条） 3. 粉飾決算・違法配当（商法290条、486条、489条） 4. 特定関係者（子会社等）との取引規制違反（銀行法13条ノ2） 5. 役員の兼任禁止違反（銀行法7条、65条） 6. 他業禁止業務（銀行法12条、65条） 7. 監督当局への報告（銀行法53条、63条） 8. 反社会的勢力との関係遮断（総会屋等への利益供与 —— 商法294条ノ2、497条） 9. 疑わしい取引の届出（麻薬特例法5条以下） 10. 貸出金利にかかわる共同行為・預金レートの談合（独禁法3条）	
	3. 「貸付業務」に関する法規制（主なもの）	1. 大口融資規制違反（迂回融資を含む）（銀行法13条） 2. 不法な用途目的に対する貸付 (1) 売春防止法13条以下 (2) 犯罪に加担すれば共犯となる（刑法60条、62条） (3) 公序良俗違反（民法90条） 3. 専決権限規定違反の融資 (1) 分割貸付（同一人に融資するのであるが、法令や内部規定の制限を免れるため、名義を分割し、形式的には複数の人に融資をする形式をとる貸付）	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
・金融機関 とその経営 者等が遵守 すべき具体 的な法令等		(2) 稟議違反（稟議承認を得るために、つけられた条件に違反する融資を実行する。） (3) 無稟議（稟議をしなければ融資をできないにもかかわらず、稟議をしないで融資を実行する。） 4．取締役に対する貸付（銀行法14条） (1) 貸出条件が、当該銀行の信用供与の通常条件に照らして、当該銀行に不利益を与えるものであってはならない。 (2) 取締役会の承認決議は取締役の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。 (3) 業務報告書・中間業務報告書への記載（銀行法19条） 5．金利制限違反（利息制限法など） 6．浮貸し（出資法3条、刑法253条、商法486条） 7．過大な歩積・両建預金（独禁法19条） 8．情実融資（商法486条）	
	4．「預金業務」に関する法規制（主なもの）	1．マル優預金の濫用（無資格者、資格喪失者、限度額超過）（所得税法10条） 2．マネーロンダリング（本人確認の懈怠 - 外為法18条、金融機関等による疑わしい取引の届出 - 麻薬特例法第5条、不法収益等隠匿及び收受 - 麻薬特例法第9条及び第10条） 3．預金者等に対する情報提供（銀行法12条ノ2） 4．導入預金（預金等に係る不当契約の取締に関する法律） 5．不適當な紹介預金 6．ノン・バンクを利用した協力預金	
	5．「付随業務」に関する法規制（主なもの） ・証券業務 ・投信窓販業務 ・外為業務	1．証券業務 (1) 不当勧誘行為（取引一任勘定取引など）の禁止（証取法42条） (2) 損失補填の禁止（証取法42条の2） (3) 詐欺的行為の禁止（証取法157条、158条、168条ないし171条） (4) 相場操縦の禁止（証取法159条など） (5) インサイダー取引の禁止（証取法163条ないし167条） 2．外為業務 (1) 確認義務（外為法17条ないし18条） (2) 事後報告（外為法6章の2）	

リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）

本チェックリストは、検査官が検査を行うに際して、全てのリスクに共通しているチェック項目を整理したものである。

本チェックリストの各項目は、金融機関経営を行う際に、当然に行われているべきリスク管理の基本であり、特に、金融機関の取締役自身が認識し、実践していることが求められているものである。仮に認識が欠けている場合には、当該金融機関は重大な経営リスクに晒されていることとなり、取締役の資質も問われよう（本チェックリストの各項目は、管理者、監査役においても認識されているべきものであることは言うまでもない。）。

検査官は、本チェックリストと各リスク管理態勢の確認検査用チェックリストにより、各リスク管理態勢の検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は検査官が金融機関のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではない。

マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国際統一基準適用金融機関」という。）にあっては、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国内基準適用金融機関」という。）にあっては、としている項目がある。

（注）取締役会及び取締役会等についての説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定する事が求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
・リスク管理に対する認識等 1.取締役の認識及び取締役会等の役割 (原則1)	(1) 代表取締役のリスクに対する理解	(1) 代表取締役は、各種リスクの特性を理解し、戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。	(注)項目内の()書きは、バーゼル銀行監督委員会の「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」に掲げる原則で、当該項目はこの原則に沿ったものである。(別紙参照)
	(2) 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	<p>取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、金融機関の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</p> <p>取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。</p> <p>取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。</p> <p>取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、内在する各種リスクに関する諸問題について議論しているか。</p>	
	(3) 取締役会議事録等の整備	<p>(3) 取締役会は、</p> <p>取締役会議事録を作成しているか。</p> <p>取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。</p> <p>取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。</p> <p>の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。</p> <p>取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のリスクに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっているか。</p>	
	(4) 経営方針の確立	(4) 取締役会において、金融機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。	
	(5) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(5) 取締役会において、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか、といった戦略目標を明確に定めているか。また、各部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっているか。加えて、当該目標が組織内で周知のものとなっているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(6) 取締役のリスク管理の理解及び認識	(6) 取締役は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。特に担当取締役は深い理解と認識を有しているか。	
	(7) リスク管理の方針の確立	(7) 取締役会において、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。加えて取締役会において、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。取締役会において、リスク管理の方針は、定期的（少なくとも年1回）、あるいは、戦略目標の変更等必要に応じ随時見直しているか。	
	(8) リスク管理のための組織の整備	(8) 取締役会は、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば収益部門とリスク管理部門を分離するなど、相互牽制等の機能が十分発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。	
	(9) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(9) 取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。	
	(10) 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	(10) 取締役会等は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(1) 監査役会等の機能発揮	<p>(1) 監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保（なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）</p> <p>リスク管理に関する事項を議案とする取締役会には1人以上の監査役が出席しているか。またその場合、商法特例法18条2項が適用ないし準用される金融機関にあっては、常勤監査役が望ましい。</p> <p>監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。</p> <p>監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施し、監査の実効性を確保しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。</p> <p>監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。</p> <p>また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。</p> <p>監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。</p> <p>監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。</p>	
2. 管理者の認識及び役割 (原則2)	(1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 管理者は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、リスクに応じた測定・モニタリング・管理等の手法を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。また、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定を改善するよう、適切な方策を講じているか。	(注)「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む）を言う。以下同じ。
(2) リスク管理のための規定の整備	(2) 管理者は、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。		
(3) リスク管理のための組織の整備	(3) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。		

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(4) リスク管理の適切な実行	(4) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、リスクの評価、モニタリング、管理など、適切なリスク管理の実行について責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法や組織を見直しているか。	
	(5) リスク管理を行うための適切な人員配置	(5) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、専担者の配置等、リスク管理を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等、専門性を持った人材を配置しているか。	
	(6) 人材育成のための研修体制の整備	(6) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び各部門の担当者のリスク管理能力を向上させるための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。	
	(7) 事故防止のための人事管理	(7) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策をとっているか。なおこの期間は、2週間以上であることが望ましい。 また、管理者は、その状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。 さらに、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。	
3.企業風土の醸成 (原則3)	リスク管理重視の企業風土の醸成	代表取締役及び取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、収益部門のみならず、リスク管理部門を重視しているか。特に、適切なリスク管理を行わないまま、長期的なリスクを無視した、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を避けているか。 また、管理者においても、リスク管理を重視し、各部門においてその考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
<p>適切なリスク管理態勢の確立</p> <p>1. リスクの認識と評価 (原則4)</p>	<p>管理すべきリスクの所在及び種類の特定</p>	<p>各部門の戦略目標に対応し、どのような種類の業務を行い、どのような金融商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのかについて、継続的かつ連結ベースで特定しているか。</p> <p>特に新規の業務に取り組む場合や新規商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、管理が適切に行われるよう事前に十分な検討を行っているか。</p> <p>なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小を行うか否かを判断し実行しているか。</p>	
<p>2. 管理業務 (原則5)</p>	<p>(1) リスク管理の手法及び規定の適切性</p>	<p>(1) リスク管理手法や規定の内容は、各金融機関の各収益部門の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や金融商品の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が、金融機関の日常業務の一部となっているか。</p>	<p>(注)「業務部門」には各業務におけるリスク管理部門を含む。</p>
<p>(2) 各業務部門における規定の整備及び見直し</p>	<p>(2) リスク管理のための規定には、各業務部門毎に手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、業務の遂行方法を定めているか。また、管理者は、職員が規定に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。</p> <p>なお、管理者は、これらの規定を定期的に見直しているか。</p>		
<p>(3) 総合的なリスク管理</p>	<p>(3) リスク管理に当たっては、海外拠点を含む、営業店及び連結対象子会社に所在する各種リスクを、法令等に抵触しない範囲で、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門が総合的に管理しているか。また、各リスク管理部門が管理しているリスクを統合して管理しているか。</p>		
<p>3. 職責の分離 (原則6)</p>	<p>相互牽制体制の構築</p>	<p>リスク管理部門の役職員は、利益相反となる業務(収益部門)に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部検査及び外部監査において不断に検証しているか。</p>	
<p>4. 情報伝達 (原則7、8、9)</p>	<p>(1) リスク管理部門の取締役会等に対する報告</p>	<p>(1) リスク管理部門は、収益部門からの影響を受けることなく、組織全体のリスク管理体制の設計・管理も含めて、取締役会等に対し直接、必要に応じ随時報告を行っているか。</p>	
<p>(2) 取締役会等に対する報告の内容</p>	<p>(2) リスク管理部門は、取締役会等に対して分かりやすく、かつ、経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅し、正確に報告しているか。</p>		

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(3) 情報システム等の整備	(3) 主要な業務をカバーした経営情報システムを構築し、維持管理しているか。また、信頼度が高い電子情報システムを構築し管理しているか。さらに、これらの情報システムの障害発生に備え、実効性あるコンティンジェンシープランを策定しているか。	
. 監査及び 問題点の是 正 1.内部検査 (原則10、11)	(1) 検査部門の重要性の認識	(1) 取締役会は、検査部門を軽視することが、企業収益に重大な影響を与えることを認識し、検査部門を重視しているか。	(注)内部検査とは、検査部門による本部検査、各業務部門又は営業店等による自店検査である。
	(2) 検査部門の独立性の確保	(2) 検査部門は、例えば他の業務部門から独立しているなど、十分な牽制機能が働く体制となっているか。	
	(3) 検査部門の体制整備	(3) 検査部門においては、各業務に精通した適切な人材と規模を確保し、機動的で実効ある検査を行っているか。なお、国際統一基準適用金融機関にあっては、目途として役職員数40名以上の海外支店には、支店長から独立し、検査部門等に直結した内部監査担当者(インターナル・オーディター)を設置しているか。	
	(4) 内部検査の実施	(4) 内部検査は、各業務部門(リスク管理部門を含む)及び営業店等(海外拠点を含む)毎に実施しているか。	
	(5) 検査部門の検査の手法及び内容	(5) 検査については、例えば抜き打ちとする等実効ある検査を実施しているか。また、国際統一基準適用金融機関にあっては、同一の検査職員が連続して同一店舗の同一内容等の検査に従事することを回避しているか。(国内基準適用金融機関にあっては、回避していることが望ましい。) なお、検査の対象は業務全体をカバーし、リスク管理の状況、不正行為、規定等の遵守状況をチェックしているか。また、海外において内部監査人の監査が適切に実施されているかをチェックしているか。	
	(6) 検査部門の検査の頻度	(6) 検査部門は、各業務部門又は営業店等に対し、原則年1回以上検査を行っているか。	
	(7) 検査結果の報告	(7) 検査部門は、代表取締役及び取締役会に対して直接、定期的(必要に応じ随時)に検査結果を報告しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(8) 検査結果に対するレビュー	(8) 検査部門は、検査結果を踏まえた各業務部門又は営業店等の改善策及び改善時期を管理しているか。	
2.外部監査	外部監査の活用	<p>内部管理体制（リスク管理体制を含む）の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか（なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。また、国際統一基準適用金融機関においては、各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。</p> <p>なお、当該監査結果は、監査役会に直接、正確に報告されなければならない。また、監査役監査の実効性の確保に資するものとなっているか。</p>	
3.問題点の是正 (原則12)	(1) 問題点の報告及び是正	<p>(1) 内部検査、外部監査及び当局検査等により指摘された問題点は、当該問題点の重要度合い等を勘案した上で、各業務部門又は営業店等において一定期間内に改善しているか。また、内部検査及び日常のチェックにより発見された内部管理上の問題やリスクコントロールの不備等の問題点は、発見した者がどの部署の者であっても、速やかに問題が所在する部門の責任者及び検査部門に報告しているか。また、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに管理者、代表取締役及び取締役会に報告を行っているか。</p> <p>なお、当該問題点についても、重要度合い等を勘案した上で、一定期間内に改善しているか、更に、改善状況のフォローも内部検査部門等において行っているか。</p>	
	(2) 代表取締役、取締役会及び管理者への問題点の報告	(2) 個々の問題だけでは、経営に重大な影響を与える問題とは認められない場合であっても、全ての問題が相互に作用し合う場合に経営に重大な影響を与える問題となる可能性がある。したがって、代表取締役、取締役会及び管理者は、全ての管理上の問題を取りまとめた報告を定期的に受け、適切に対応しているか。	

(参考) 銀行組織における内部管理体制のフレームワーク(バーゼル銀行監督委員会)

項 目	原 則	内 容
<u>A. 経営陣による監視と管理重視の企業風土</u>	原則1	<p>取締役会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行の全体の企業戦略および重要な方針を承認し、定期的に見直すこと 銀行が負っている主要なリスクを理解し、これらのリスクにつき受容できるレベルを設定すること、また上級管理職にこれらのリスクを識別、測定、モニタリング、コントロールするのに必要な手順を踏ませるようにすること 組織構造を承認すること 上級管理職による内部管理体制の有効性についてのモニタリングが確実に行われるようにすること、 <p>に関する責任を担うべきである。取締役会は、適切かつ有効な内部管理体制が構築され、維持されることを確実なものとする最終的な責任を負っている。</p>
	原則2	<p>上級管理職は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役会により承認された戦略および方針を実行すること 銀行に生じるリスクを識別、測定、モニタリング、およびコントロールするプロセスを構築すること 責任、権限、および報告の関係が明確に割り当てられた組織構造を維持すること 委譲された権限が有効に機能していることを確実なものとする 適切な内部管理方針を定めること および 内部管理体制の妥当性および有効性をモニタリングすること、 <p>に関する責任を担うべきである。</p>
	原則3	<p>取締役会と上級管理職は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる階級における職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任がある。銀行組織のすべての職員は、内部管理プロセスにおける自らの役割を理解し、そのプロセスに十分に関与する必要がある。</p>
<u>B. リスクの認識および評価</u>	原則4	<p>有効な内部管理体制を構築するには、銀行の目的を達成する上で悪影響を与える重大なリスクが認識され、継続的に評価されることが必要である。この評価は、銀行および連結ベースでの銀行グループ全体が直面しているリスク(すなわち、信用リスク、カントリー・リスク、トランスファー・リスク、マーケット・リスク、金利リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、法務リスク、およびレピュテーション・リスクに関するもの)をすべてカバーすべきである。内部管理は、新規ないしは以前にコントロールされていなかったいかなるリスクにも適切に対応するように、改訂される必要がある。</p>
<u>C. 管理業務と職責の分離</u>	原則5	<p>管理業務は、銀行の日常業務の中で必要不可欠な部分となっていなければならない。有効な内部管理体制の構築には、各業務段階における管理業務が明確に示され、適切な管理体制が築かれていることが必要である。これらには、トップレベルにおける見直し、部、課ごとの適切な業務管理、実物管理、エクスポージャー・リミットの遵守状況のチェックとそれが遵守されていない場合のフォロー・アップ、認可・了承の体制、検証・突合の体制が含まれるべきである。</p>

項 目	原 則	内 容
	原則6	有効な内部管理体制の構築には、職責の分離が適切になされ、職員が利益相反する職務に従事することのないようにする必要がある。利益相反が生じ得る領域は、識別され、最小限に止められたうえ、注意深くかつ業務から独立したモニタリングの対象とされるべきである。
D．情報とコミュニケーション	原則7	有効な内部管理体制の構築には、適切かつ包括的な財務、事務、コンプライアンスに関する内部データや、意思決定のために関連する事象および状況に関して外部の市場情報の装備が行われることが必要である。情報は、信頼でき、タイムリーであり、手に入れ易いものでなければならず、かつ一貫したフォーマットで提供されるべきである。
	原則8	有効な内部管理体制の構築には、銀行のすべての重要な業務をカバーし、信頼度が高い情報システムが装備されている必要がある。これらのシステムは、電子形式でデータを保存・利用するものも含め、安全に管理され、業務から独立してモニタリングされ、さらに適切なコンティンジェンシー対応により支援されなければならない。
	原則9	有効な内部管理体制の構築には、自らの義務や責任に影響を与える方針および手続きをすべての職員が理解し、厳守すること、その他の関係のある情報が然るべき職員に行き届くこと、が確実になるようなコミュニケーションの有効な経路が必要である。
E．モニタリング業務と問題点の是正	原則10	銀行の内部管理の総合的な有効性は、継続的にモニタリングされるべきである。主要なリスクのモニタリングは、業務ラインおよび内部監査部署による定期的な評価と同様に、銀行の日々の業務の一部として行われるべきである。
	原則11	業務上独立し、適切に訓練された能力のある職員により、内部管理体制に関する有効かつ包括的な内部監査が行われるべきである。内部監査部署は、内部管理体制の一環であるモニタリングの一部として、取締役会、監査委員会、および上級管理職に対して直接報告すべきである。
	原則12	内部管理上の欠陥は、業務ライン、内部監査部署、または他の管理職員のいずれに発見されようと、適時に然るべき経営レベルに報告され、直ちに対応措置が講じられるべきである。重大な内部管理上の欠陥は、上級管理職および取締役会に報告されるべきである。
F．監督当局による内部管理体制の評価	原則13	監督当局は、規模に拘らずすべての銀行に対し、そのオンおよびオフバランスシートの業務に内在する性質、複雑さ、リスクと総合的で、銀行を取り巻く環境や条件の変化に対応できる有効な内部管理体制を持つよう要求すべきである。監督当局が銀行の内部管理体制が当該行の個別リスク・プロファイルに対して適切でない、もしくは有効でないと判断した場合（例えば、本稿に示されたすべての原則をカバーしていない場合）、監督当局は、適切な措置をとるべきである。

信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクである。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金融機関が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」により、信用リスクの管理態勢の確認検査を行うとともに、「信用リスク検査用マニュアル」により、自己査定、償却・引当及び自己資本比率等に関する検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は、検査官が金融機関のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を金融機関に直ちに法的に義務付けるものではない。マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国際統一基準適用金融機関」という。）にあっては、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国内基準適用金融機関」という。）にあっては としている項目がある。

（注）取締役会及び取締役会等の説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等を含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は、常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会の役割	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った融資部門等の戦略目標が明確に定められているか。 融資部門等の戦略目標は、特定の業種又は特定のグループなどに対する短期的な収益確保を目的とした信用リスクの集中を排除するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。	
	(2) 取締役のリスク管理の理解及び認識等	(2) 取締役は、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目（市場取引に係る信用リスクを含む。）を統合した上で、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。 また、取締役は、信用リスクの管理手法（信用格付の内容及びポートフォリオ管理を含む。）及びモニタリング手法を理解し、信用格付、ポートフォリオ管理及び自己査定についての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。特に担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。 さらに、取締役会が、償却・引当額の水準が信用リスクに見合った十分なものとなっているかを検証しているか。 なお、取締役会は、信用リスクの計量化を経営に活用している場合には、計量化の手法、データの整備状況、信用リスク量と自己資本との関係等の利用上の留意点について、理解しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(3) 信用リスク管理の方針の確立	(3) 取締役会は、戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。 また、信用リスク管理のため、融資の対象、信用格付の基準、ポートフォリオの管理方針（特定の業種又は特定のグループに対する与信限度額の設定などによる与信集中の防止など）、決裁権限などが規定されたクレジット・ポリシーが定められているか。	(注) 「営業推進部門」とは、営業店及び本部の営業担当部門をいう。 「審査管理部門」とは、融資案件審査・与信管理を行う部門をいう。 「与信監査部門」とは、与信監査室、検査部等の営業推進部門及び審査管理部門から独立し、自己査定等の監査、与信管理または与信管理の状況の監査を行う部門をいう。 「リスク管理部門」とは、オフバランス資産を含め、信用リスク全体の管理を行う部門をいう。
	(4) リスク管理のための組織の整備	(4) 取締役会は、例えば、営業推進部門と審査管理部門の分離などによる営業推進部門の影響を受けない適切な審査管理体制の構築、あるいは与信監査部門及びリスク管理部門の設置などによる適切な与信管理体制の構築などにより、信用リスクを適切に管理する体制を整備しているか。	
	(5) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(5) 取締役会等は、定期的に信用リスクの状況（特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況を含む。）の報告を受け、把握されたリスク情報を基に、信用リスク管理の方針の遵守状況を検証しているか。 また、代表取締役は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をリスク管理のために活用しているか。	
2. 管理者の認識及び役割	(1) リスク管理のための規定の整備	(1) 管理者は、信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規定を整備し、当該規定を必要に応じて見直しているか。 また、信用リスク管理のための規定には、融資の対象、信用格付、ポートフォリオ管理、決裁権限、審査の方針、与信監査の方法などが定められているか。	(注)「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む）をいう。
	(2) リスク管理の適切な実行	(2) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、各部門において、適切に信用リスク管理を実行するとともに、リスク管理についての責任を負っているか。 なお、信用リスク管理のためには、信用格付に応じ内部モデル等を使用して信用リスクの計量化を行い、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定などを行うことが望ましい。 この場合、システム面での十分なサポートが行われていることが望ましい。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
<p>適切なリスク管理態勢の確立</p> <p>1. リスクの認識と評価</p>	(1) 統合的なリスク管理体制の確立	<p>(1) 信用リスク管理に当たっては、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理する体制となっているか。</p> <p>また、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目（市場取引に係る信用リスクを含む。）について、統合的に管理する体制となっているか。</p>	
	(2) 新商品、新規業務に係る評価	<p>(2) 新商品、新規業務の導入に当たっては、信用リスクの存在等について、リスク管理部門による評価が行われ、必要に応じて法務担当部門及び内部検査部門等の意見を踏まえた上で、リスクの評価結果を取締役会等に報告し、新商品、新規業務の導入について承認を受けているか。</p>	
2. 審査管理	(1) 審査管理体制の整備	<p>(1) 審査管理部門は、例えば、営業推進部門から独立し、審査管理部門の担当取締役は営業推進部門の取締役が兼務していないなど、営業推進部門の影響を受けない体制となっているか。</p> <p>なお、審査管理部門が営業推進部門から独立していない場合及び審査管理部門の担当取締役が営業推進部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行なうための牽制機能が確保されているか。</p>	
	(2) 審査管理部門の役割	<p>(2) 審査管理部門により、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証されるなど、適切な審査管理が行われているか。</p> <p>また、審査管理部門等により、営業推進部門において、審査管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な融資態度（健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行、投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶などを含む。）が確立されているか、不適切な資金回収が行なわれていないかなどの検証が行なわれているか。</p> <p>さらに、審査管理部門等が、営業推進部門に対して、当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行なうなどの不適切な取扱いを行わないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が不適切な取扱いを行っていないかを検証しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
3.与信管理	(1) 与信管理体制の整備	<p>(1) 営業推進部門及び審査管理部門においては、与信先の業況推移等の状況等について、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として与信管理が行われる体制となっているか。特に、大口信用供与先については、金融機関の信用供与額と連結対象子会社及び持分法適用会社の信用供与額とを合算の上、適切に管理しているか。</p> <p>また、償却・引当額の水準を検証する部門が定められ、当該部門が償却・引当額の水準が信用リスクに見合ったものとなっているかを検証するとともに、償却・引当額を正確に取締役会に報告しているか。</p> <p>さらに、ポートフォリオの状況（特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況など）を管理する部門が定められ、当該部門が適切なポートフォリオ管理を行うとともに、ポートフォリオの状況を定期的に取り締役会等に報告しているか。</p>	
	(2) 与信監査部門の役割	<p>(2) 信用格付の正確性、与信先の与信管理などの与信管理の状況を検証する与信監査部門が定められ、当該部門が与信管理の適切性について検証するとともに検証結果を取締役会等に報告しているか。なお、営業推進部門又は審査管理部門がポートフォリオ管理を行っている場合には、与信監査部門がポートフォリオ管理の適切性についても検証しているか。</p> <p>また、国際統一基準適用金融機関にあつては、与信監査部門が専担の体制（リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む）となっているか。</p> <p>なお、国内基準適用金融機関にあつても、与信監査部門は専担の体制となっていることが望ましい。</p>	
	(3) リスク管理部門の役割	<p>(3) 信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を統合して管理を行うリスク管理部門が定められ、信用リスクの統合的な管理が行われているか。</p> <p>また、国際統一基準適用金融機関にあつては、リスク管理部門が専担の体制（リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む）となっているか。</p> <p>なお、国内基準適用金融機関にあつても、リスク管理部門は専担の体制となっていることが望ましい。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考	
4.問題債権の管理	(1) 問題債権の管理体制の整備	(1) 問題債権の管理・回収を担当する部門が定められ、問題債権の適切な管理が行なわれているか。 また、問題債権として特に管理が必要な債権の範囲が特定されているか。 さらに、国際統一基準適用金融機関にあつては、問題債権を管理・回収する部門が専担の体制となっているか。なお、国内基準適用金融機関にあつても、問題債権を管理・回収する部門は専担の体制となっていることが望ましい。		
	(2) 問題債権の管理部門の役割	(2) 問題債権の管理・回収部門により、問題先に対する取組方針が明確化され、問題先の経営状況等が管理されているか。 また、問題先への取組方針に基づき、適切な再建策の指導又は整理・回収が行われているか。		
5.自己査定	「信用リスク検査用マニュアル」参照。			
6.償却引当	「信用リスク検査用マニュアル」参照。			

信用リスク検査用マニュアル

目 次

自己査定に関する検査について	償却・引当に関する検査について	自己資本比率等に関する検査について
<ul style="list-style-type: none"> . 自己査定に関する検査の目的..... 1 . 自己査定に関する検査の方法..... 1 . 自己査定体制の整備等の状況等の検証..... 1 <ul style="list-style-type: none"> 1. 自己査定基準の制定..... 1 2. 自己査定体制の整備等の状況..... 2 3. 自己査定結果の取締役会への報告..... 2 4. 自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び 会計監査人による監査の状況..... 2 . 自己査定基準の適切性の検証..... 2 <ul style="list-style-type: none"> 1. 用語の定義..... 2 2. 自己査定における分類区分..... 3 . 自己査定結果の正確性の検証..... 3 <ul style="list-style-type: none"> 1. 基準日..... 3 2. 抽出基準..... 4 3. 具体的な検証方法等..... 4 4. 自己査定の正確性の判断基準..... 5 	<ul style="list-style-type: none"> . 償却・引当に関する検査の目的..... 2 9 . 償却・引当に関する検査の方法..... 2 9 . 償却・引当体制の整備等の状況等の検証..... 2 9 <ul style="list-style-type: none"> 1. 償却・引当基準の制定..... 2 9 2. 償却・引当体制の整備等の状況..... 3 0 3. 償却・引当結果の取締役会への報告..... 3 0 4. 償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び 会計監査人による監査の状況..... 3 0 . 償却・引当基準の適切性の検証..... 3 0 . 償却・引当結果の適切性の検証..... 3 1 <ul style="list-style-type: none"> 1. 基準日..... 3 1 2. 具体的な検証方法等..... 3 1 3. 償却・引当の適切性の判断基準..... 3 1 	<ul style="list-style-type: none"> . 自己資本比率の正確性の検証..... 4 4 . 償却・引当に関する検査の結果が自己資本比率に 与える影響の検討..... 4 4 <ul style="list-style-type: none"> 1. 償却・引当額の水準の検討..... 4 4 2. 追加的に必要な償却・引当額の算定..... 4 5 . 自己資本比率の低下に対する金融機関の 対応策の把握..... 4 5
(別表)	(別表)	
<ul style="list-style-type: none"> 1. 債権の分類方法..... 6 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本的な考え方..... 6 (2) 信用格付..... 6 (3) 債務者区分..... 7 <ul style="list-style-type: none"> 正常先..... 7 要注意先..... 7 破綻懸念先..... 9 実質破綻先..... 1 1 破綻先..... 1 1 (4) 担保による調整..... 1 1 <ul style="list-style-type: none"> 優良担保..... 1 2 一般担保..... 1 2 担保評価額..... 1 2 処分可能見込額..... 1 3 (5) 保証等による調整..... 1 4 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 貸倒引当金..... 3 2 <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般貸倒引当金..... 3 2 <ul style="list-style-type: none"> 正常先に対する債権に係る貸倒引当金..... 3 5 要注意先に対する債権に係る貸倒引当金..... 3 5 (2) 個別貸倒引当金及び直接償却..... 3 6 <ul style="list-style-type: none"> 破綻懸念先に対する債権に係る 個別貸倒引当金..... 3 6 実質破綻先及び破綻先に対する債権に係る 個別貸倒引当金及び直接償却..... 3 8 特定海外債権引当勘定..... 3 8 貸倒引当金の総額の適切性の検証..... 3 9 2. 貸倒引当金以外の引当金..... 3 9 <ul style="list-style-type: none"> (1) 債権売却損失引当金..... 3 9 (2) 特定債務者支援引当金..... 4 0 (3) その他の偶発損失引当金..... 4 1 	

<ul style="list-style-type: none"> 優良保証等..... 1 4 一般保証..... 1 5 保証予約及び経営指導念書..... 1 5 (6) 分類対象外債権..... 1 5 (7) 債権の分類基準..... 1 7 <ul style="list-style-type: none"> 正常先に対する債権..... 1 7 要注意先に対する債権..... 1 7 破綻懸念先に対する債権..... 1 8 実質破綻先及び破綻先に対する債権..... 1 9 (8) 外国政府等に対する債権..... 2 0 (9) 外国の民間企業及び海外の日系企業等 に対する債権..... 2 1 (10) 未収利息..... 2 1 (11) 金融機能再生緊急措置法における 債権区分との関係..... 2 1 <ul style="list-style-type: none"> 正常債権..... 2 2 要管理債権..... 2 2 危険債権..... 2 2 破産更生債権及びこれらに準ずる債権..... 2 2 (12) 連結対象子会社に対する債権..... 2 3 	<ul style="list-style-type: none"> 3 . 有価証券の評価..... 4 1 <ul style="list-style-type: none"> (1) 債券の評価..... 4 1 (2) 株式の評価..... 4 1 (3) 外国証券の評価..... 4 2 (4) 証券投資信託の受益権の評価..... 4 2 4 . その他の資産の評価..... 4 2 <ul style="list-style-type: none"> (1) 仮払金の評価..... 4 2 (2) 動産・不動産の評価..... 4 2 (3) ゴルフ会員権の評価..... 4 2 (4) その他の資産の評価..... 4 2 	
<ul style="list-style-type: none"> 2 . 有価証券の分類方法..... 2 3 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本的な考え方..... 2 3 (2) 債券..... 2 3 <ul style="list-style-type: none"> 分類対象外債券..... 2 3 債券の分類方法..... 2 4 (3) 株式..... 2 4 <ul style="list-style-type: none"> 分類対象外株式..... 2 5 株式の分類方法..... 2 5 (4) 外国証券..... 2 5 <ul style="list-style-type: none"> 分類対象外外国証券..... 2 6 外国証券の分類方法..... 2 6 (5) その他の有価証券..... 2 7 3 . その他の資産（債券、有価証券以外）の 分類方法..... 2 7 <ul style="list-style-type: none"> (1) 仮払金..... 2 7 (2) 動産・不動産..... 2 7 (3) ゴルフ会員権..... 2 8 (4) その他の資産..... 2 8 		

信用リスクに関する検査について

早期是正措置制度の下においては、その基準となる自己資本比率は正確な財務諸表に基づき算定されなければならない。正確な財務諸表の作成のためには償却・引当が適切に行なわれ、その準備作業である自己査定が適切に行なわれなければならない。

したがって、検査官は、信用リスクに関する検査において、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性のみならず、償却・引当額の総額及びその水準の適切性を検証することが必要であり、特に、償却・引当額の総額が信用リスクに見合った十分な水準となっているかを重視して検証する必要がある。

自己査定に関する検査について

・自己査定に関する検査の目的

資産査定とは、金融機関の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、預金者の預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、金融機関自らが行う資産査定を自己査定という。

自己査定は、金融機関が信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業である。また、会計監査人は、財務諸表監査に際し、金融機関が行う自己査定等内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、検査官は、自己査定に関する検査において、金融機関の自己査定及び会計監査人による監査を前提として、自己査定を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、自己査定基準の適切性及び自己査定結果の正確性を検証の上、償却・引当を行うための準備作業である自己査定が合理的なものであるか、また、自己査定結果が被検査金融機関の資産内容を適切に反映されたものとなっているかを検証する必要がある。

(注) 会計監査人による監査が行われていない協同組織金融機関においては、「会計監査人」を「監事」に読み替えるものとする。以下同じ。

・自己査定に関する検査の方法

検査官は、自己査定体制の整備等の状況等の検証及び自己査定基準の適切性の検証、いわゆるプロセス・チェックを十分に行った上で、実際の自己査定結果について、原則として抽出調査の手法によりその正確性の検証を行うこととする。

また、検査の際に把握した問題点等について、被検査金融機関に対して当局としての考え方を示し、これに対する被検査金融機関の考え方を十分確認するとともに、被検査金融機関の立ち会いのもとで、会計監査人の見解を直接確認するなどの方法により意見交換を行うものとする。

・自己査定体制の整備等の状況等の検証

検査官は、以下のチェック項目に従って、自己査定体制の整備等の状況等の検証を行うものとする。

1. 自己査定基準の制定

自己査定基準は、関係法令及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。

自己査定基準は、取締役会により正式の行内手続を経て決定され、明文化されているか。

自己査定基準には、自己査定の対象となる資産の範囲、自己査定の実施部門（営業関連部門（営業店及び本部営業関連部門並びに本部貸出承認部門（融資管理部又は融資審査部等）又は資産査定部門）及び監査部門（与信監査室、検査部等）が明記されるとともに、自己査定の基準及びその運用についての責任体制が明記されているか。

自己査定基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門のみならず、監査部門及びコンプライアンスに関する統括部門の意見を踏まえた上で行われているか。

また、営業店等における自己査定を適切に実施するために、自己査定マニュアルを制定し、明文化しているか。

2. 自己査定体制の整備等の状況

自己査定は、営業店及び本部営業関連部門において第一次の査定を実施し、本部貸出承認部門において第二次の査定を実施した上で、営業関連部門から独立した資産監査部門で監査を行う方法、又は営業関連部門の協力の下に営業関連部門から独立した資産査定部門が自己査定を実施する方法など、営業関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、自己査定を正確に実施するための体制となっているか。

また、実施部門及び監査部門に自己査定実務に精通した人材を配置しているか。

さらに、資産監査部門及び資産査定部門は、営業関連部門に対して、必要な教育・指導を行っているか。

監査部門は、営業関連部門から独立し、監査部門の担当取締役は、営業関連部門の取締役が兼務していないか。監査部門の担当取締役が営業関連部門の取締役を兼務している場合には、適切な監査を行なうための十分な牽制機能が確保されているか。

監査部門は、一連の自己査定が自己査定基準及び自己査定マニュアルに従って、適正に行われているかどうかを検証しているか。

なお、監査部門は、自己査定結果の正確性の検証のみならず、原則として信用格付の正確性、与信の事後管理の状況等についても検証を行うことが望ましい。

また、金融機関は、当局の検査、会計監査人の監査等において、自己査定の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。

3. 自己査定結果の取締役会への報告

自己査定結果は、定期的及び適時適切に取締役会に報告されているか。

また、自己査定体制の整備の状況（実施部門あるいは監査部門の変更等）についても、取締役会に適時適切に報告されているか。

4. 自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況

上記1から3に掲げる自己査定体制の整備等の状況等について、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。

. 自己査定基準の適切性の検証

検査官は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、別表に掲げる枠組みに沿ったものであるかどうか等を把握し、金融機関の自己査定基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、金融機関の自己査定基準の中の個別のルール（例えば、担保評価ルールや有価証券の簡易な査定ルールなど）が合理的であるかを検証するものとする。

1. 用語の定義

- (1) 「信用格付」とは、債務者の信用リスクの程度に応じた格付をいい、信用リスク管理のために不可欠のものであるとともに、正確な自己査定及び適正な償却・引当の基礎となるものである。また、信用格付は、債務者区分と整合的でなければならない。
- (2) 「債務者区分」とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分することをいう。
- (3) 自己査定において、及び分類に分けることを「分類」といい、及び分類とした資産を「分類資産」という。
また、及び分類としないことを「非分類」といい、分類資産以外の資産（分類資産）を「非分類資産」という。
- (4) 「債権区分」とは、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第6条第2項の規定により、「金

融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」(平成10年総理府令第65号。以下「金融機能再生緊急措置法施行規則」という。)第4条に定める資産の査定の基準に基づき、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として正常債権、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に区分することをいう。

2. 自己査定における分類区分

自己査定においては、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産を 、 、 、 の4段階に分類する。

- (1) 分類は、「 分類、 分類及び 分類としない資産」であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産である。
- (2) 分類とするものは、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の数値を超える危険を含むと認められる債権等の資産」である。
なお、 分類とするものには、一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものがある。
- (3) 分類とするものは、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」である。
ただし、 分類については、金融機関にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の資産の状況に精通している金融機関自らのルールと判断により損失額を見積もることが適当とされるものである。
- (4) 分類とするものは、「回収不可能又は無価値と判定される資産」である。
なお、 分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準日において回収不可能又は無価値と判定できる資産である。

. 自己査定結果の正確性の検証

検査官は、別表に掲げる方法により、実際の自己査定が自己査定基準に則って正確に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、自己査定体制の整備等の状況、自己査定結果の取締役会への報告の状況、自己査定体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。

なお、資産査定の結果は、金融機能再生緊急措置法第7条の規定により公表しなければならないこととされている。

したがって、自己査定結果が不正確であると認められる場合には、その原因(自己査定基準に起因するものか、自己査定の実施に起因するものかなど)及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行い的確な把握を行うものとする。

1. 基準日

自己査定結果の正確性の検証を行う基準となる日(以下「基準日」という。)は、原則として、検査実施日(予告検査の場合は予告日。以下同じ。)の属する決算期(中間決算を含む。以下同じ。)の直前期の決算期末日とする。ただし、検査実施日が直前期決算の決定のための取締役会の開催日以前となる場合は、前々期の決算期末日とする。

- (1) 基準日の決定は、被検査金融機関の資産内容、検査期間等を総合的に勘案して判断することとする。具体的には、検査期間中に決算取締役会が開催されることが見込まれ、かつ、被検査金融機関の資産内容等から判断して直前決算期における自己査定結果の正確性の検証を行うことが必要と認められる場合は、基準日は直前期の決算期末日とする。
- (2) 各金融機関は決算期末日において自己査定を行う必要があるが、実務上、仮基準日を設けて自己査定を行っている場合には、仮基準日は原則として決算期末日の3カ月以内となっているかを検証する。
なお、信用リスク管理の観点からは、債務者の財務状況、担保・保証等の状況等の債務者の状況について継続的なモニタリングによる与信管理を行い、債務者の状況の変化に応

じて、適宜、信用格付、債務者区分及び分類区分等の見直しを行うことが望ましく、被検査金融機関が仮基準日を設けずにこのような取扱いを行っている場合は、信用格付等の見直しが適時適切に行われているかを検証する。

2．抽出基準

抽出基準については、被検査金融機関の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。

なお、主任検査官は、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、抽出率を下げるなど検査の効率化に努めるものとする。

3．具体的な検証方法等

自己査定結果の正確性の検証は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 検証の範囲

正確性の検証の範囲は、上記2の抽出基準に基づき抽出された基準日における資産とし、特に被検査金融機関の自己査定により債務者区分が正常先以外とされた債務者に対する債権について、重点的に正確性の検証を行うものとする。また、被検査金融機関の自己査定基準の検証の結果、被検査金融機関の抽出基準に問題があり、債務者区分が正常先以外となるべきものが正常先とされているおそれがある場合は、債務者区分が正常先とされた債務者に対する債権についても、重点的に正確性の検証を行うものとする。

(2) 具体的な検証方法

被検査金融機関の自己査定により、債務者区分が正常先以外とされた債務者に対する債権については、被検査金融機関が自己査定の際に使用した資料（ワークシート等）により、自己査定基準に基づき正確に自己査定が行われているかどうかを検証する。具体的には、債務者区分、分類区分及び分類金額が正確かを検証する。

仮基準日において自己査定を行っている場合の取扱いについては、仮基準日での資料により仮基準日時点での債務者区分、分類区分及び分類金額が正確かを検証する。次に、仮基準日から基準日までに修正を行う場合の基準が明確に定められ、かつ、その基準が合理的であるかを検証し、当該基準に従い、仮基準日から基準日までの間に、自己査定結果について必要な修正が行われているかを検証する。

また、仮基準日が決算期末日の3カ月以内となっていない場合には、特に仮基準日から決算期末日までの事象の変化に伴う必要な修正が適正に行われているかを検証する。

なお、仮基準日から基準日までに修正を行う場合の基準が合理的であるかどうかの判断は、被検査金融機関の資産規模、業務内容及び償却・引当額に与える影響等を総合的に勘案のうえ行う。

決算期末日以降の後発事象については、上記2の抽出基準により一定基準に該当するものの抽出を求め、その内容を精査の上、当該決算期に反映しているかどうかを検証する。決算期末日以降の後発事象の検証に当たっては、上記と同様に、後発事象の見直しについての基準が合理的であるかどうかの検証を行う必要があることに留意する。

重要な後発事象（第一事象）は当該決算期に反映する必要があることから、被検査金融機関の資産規模等を勘案の上、重要と思われる後発事象が発生しているものの、当該決算期に反映していない場合には、会計監査人の意見を確認するものとする。

4. 自己査定の正確性の判断基準

自己査定の正確性の検証の結果、被検査金融機関の自己査定結果が次に掲げるものとなっている場合には、不正確であるとの指摘を行うものとする。
なお、自己査定の正確性の判断は、検査実施日時点での債務者の財務状況等により判断するものではなく、仮基準日又は基準日時点での状況等により判断することに留意する。

- (1) 自己査定基準の適切性に問題があり、その結果、仮基準日時点又は基準日時点での債務者区分、分類区分又は分類金額が誤っていると認められる場合
- (2) 被検査金融機関が自己査定の抽出基準に従って抽出し、自己査定を行い分類しているものについて
基準日時点で自己査定を行っている場合で、基準日時点の債務者区分、分類区分及び分類金額が誤っていると認められる場合
仮基準日時点の自己査定を基準日時点の自己査定としている場合で、仮基準日時点の債務者区分、分類区分及び分類金額が誤っていると認められる場合
仮基準日時点での自己査定は正確であるが、債務者の状況、貸出金の返済状況、担保評価額、債権金額等、その後の状況に重要な変化があり、自己査定基準に照らせば、基準日時点での見直しが必要と認められるが、所要の見直しが行われておらず、基準日時点の債務者区分、分類区分及び分類金額が誤っていると認められる場合
- (3) 上記(2)以外で主任検査官が特に抽出を指示したものについて
分類対象と判断される場合
ただし、被検査金融機関が一定金額以下の債権について抽出対象としていない基準を定めており、被検査金融機関の資産規模、資産内容及び償却・引当額に与える影響等を総合的に勘案し、当該基準が合理的と認められる場合を除く。

(別表)

項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
<p>1. 債権の分類方法</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 信用格付</p>	<p>債権とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権（貸付有価証券、外国為替、未収利息、未収金、貸出金に準ずる仮払金、支払承諾見返）をいい、債権の分類は次に掲げる方法により行う。</p> <p>なお、信用リスクの管理上は、上記に掲げる債権以外に信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を含めて原則として自己査定を行うことが必要であり、その場合には、対象となる資産等の範囲が明確でなければならない。</p> <p>なお、国際統一基準適用金融機関にあってはオフバランス項目の自己査定を行うものとし、国内基準適用金融機関にあっては自己査定を行わなくとも差し支えないが、自己査定を行うことが望ましい。</p> <p>債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金用途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行うものとする。</p> <p>ただし、国及び地方公共団体に対する債権、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とする。</p> <p>なお、国際統一基準適用金融機関にあっては信用格付を行うものとし、国内基準適用金融機関にあっては信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えないが、信用格付を導入することが望ましい。</p> <p>債務者の財務内容、格付機関による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。また、信用格付は、次に定める債務者区分と整合的でなければならない。</p>	<p>債権の分類方法の検証に当たっては、信用格付が合理的で債務者区分と整合的であるか（信用格付が行われている場合）、債務者区分が正確に行われているか、債権の資金用途等の内容を個別に検討しているか、担保や保証等の調整が正確に行われているかを検証し、自己査定基準に基づき分類が正確に行われているかを検証する。</p> <p>信用格付が行われている場合には、信用格付が、債務者の財務内容、格付機関の格付、信用調査機関の情報などに基づき、合理的な格付となっているか、信用格付と債務者区分の概念とが整合性のとれたものとなっているかを検証する。</p> <p>また、被検査金融機関内部のデータに基づき信用格付を行っている場合は、当該データの信頼性及び標本数が十分であるかを検証する。当該データが不十分と認められる場合には、外部の信用調査機関等のデータをもって補完されている</p>	<p>(注)「国際統一基準適用金融機関」とは、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関をいい、「国内基準適用金融機関」とは、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関をいう。以下同じ。</p> <p>(注)「格付機関」とは、「企業内容等の開示に関する大蔵省令第9条の3第4項ホの規定による格付機関及び格付を指定する件」による格付機関をいう。以下同じ。</p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
		<p>かを検証する。</p> <p>さらに、債務者の業況及び今後の見通し、格付機関による当該債務者の格付の見直し、市場等における当該債務者の評価などに基づき、必要な見直しが定期的かつ必要に応じて行</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>(3) 債務者区分</p> <p>正常先</p> <p>要注意先</p>	<p>原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する（プロジェクト・ファイナンスの債権は以下の区分によらないこともできるものとする。）。</p> <p>正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。</p> <p>要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある</p>	<p>われるとともに、信用格付の正確性が監査部門により検証されているかを検証する。</p> <p>債務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、回収の危険性の度合いに応じて分類できることに留意する。</p> <p>債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性を見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。</p> <p>特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。</p> <p>また、当該債務者の親会社等の状況を勘案する場合には、単に親会社の財務状況が良好であるとの理由だけで債務者区分を決定することは適当ではない。なお、当該債務者の親会社等の支援を勘案する場合には、親会社等の支援実績、今後の支援見込み等について十分検討する必要がある。</p> <p>さらに、債務者が、法令等に基づき、国又は地方公共団体が民間金融機関の貸出に対して利子補給等を行うなどの政策金融（以下「制度資金」という。）を利用している場合には、債務者の財務状況等の検討に加え、制度資金の内容をも踏まえた上で、債務者区分の検討を行うものとする。</p> <p>左記に掲げる債務者が正常先とされているかを検証する。</p> <p>左記に掲げる債務者が要注意先とされているかを検証する。</p> <p>また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当</p>	<p>（注）「プロジェクト・ファイナンス」とは、例えば、ノン・リコース・ローンのように、特定のプロジェクト（事業）に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フロー（収益）に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法である。以下同じ。</p> <p>（注）「キャッシュフロー」とは、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額をいう。以下同じ。</p> <p>（注）「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のう</p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
	<p>債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。</p> <p>また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。</p>	<p>該区分が適切かを検証する。</p> <p>さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。</p> <p>イ．創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者は、正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>創業赤字で当初事業計画と大幅な乖離がない債務者とは、当初事業計画が合理的なものであり、かつ、事業の進捗状況と当初事業計画を比較し、実績が概ね事業計画どおりであり、その実現可能性が高いと認められる債務者をいう。</p> <p>具体的には、黒字化する期間が原則として概ね5年以内となっており、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されている債務者をいう。</p> <p>なお、本基準は、あくまでも事業計画の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、創業赤字となっている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。</p> <p>債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業内容、事業規模、キャッシュフローによる債務償還能力等のほか、債務者の技術力、販売力及び成長性等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に満たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。</p> <p>ロ．赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検証するための目安であり、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。</p> <p>債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、債務者の業況、赤字決算の原因、企業の内部留保の状況、今後の決算見込み等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に満たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。</p> <p>(1) 赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のものであり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者。</p>	<p>ち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者をいう。以下同じ。</p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
破綻懸念先	<p>破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）をいう。</p> <p>具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。</p>	<p>(ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。</p> <p>ハ. 「不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形を有する債務者であっても、債務者の収益及び財務内容を勘案した結果、債務者が不渡手形等を負担する能力があると認められる場合には、当該債務者は正常先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>なお、上記のイからハに該当しない債務者については、左記に照らして要注意先に該当するかを検討するものとし、直ちに要注意先と判断してはならない。</p> <p>左記に掲げる債務者が破綻懸念先とされているかを検証する。</p> <p>ただし、金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者は要注意先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>なお、本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、経営改善計画等が策定されている企業の債務者区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用してはならない。</p> <p>債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に充たさない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。</p> <p>特に、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計画等が策定されていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。</p> <p>さらに、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
		<p>定しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に勘案して検討するものとする。</p> <p>イ．経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。</p> <p>ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。</p> <p>ロ．計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が原則として正常先となる計画であること。ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が要注意先であっても差し支えない。</p> <p>ハ．全ての取引金融機関等（被検査金融機関を含む）において、経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できること。</p> <p>ただし、被検査金融機関が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等（被検査金融機関を含む）が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて、正式な内部手続を経て合意されていることが文書その他により確認できれば足りるものとする。</p> <p>ニ．金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。</p> <p>ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>実質破綻先</p> <p>破綻先</p> <p>(4) 担保による調整</p>	<p>実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。</p> <p>具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しが無い状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいう。</p> <p>破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。</p> <p>担保により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良担保の処分可能見込額により保全されているものについては、非分類とし、一般担保の処分可能見込額により保全されているものについては、分類とする。</p> <p>また、担保評価及びその処分可能見込額の算出は以下のと</p>	<p>額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。</p> <p>なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。</p> <p>左記に掲げる債務者が実質破綻先とされているかを検証する。</p> <p>法的・形式的には経営破綻の事実が発生していないが、自主廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行っていないと認められる場合に、当該債務者を実質破綻先としているかを検証する。</p> <p>イ。「金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者」のうち、経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復が見込めず、経営改善計画等の見直しが行われていない場合、又は一部の取引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥る可能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にある」ものとして、実質破綻先と判断して差し支えないものとする。</p> <p>ロ。「実質的に長期間延滞している」とは、原則として実質的に6カ月以上延滞しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。</p> <p>左記に掲げる債務者が破綻先とされているかを検証する。</p> <p>左記に掲げるとおり、担保により保全措置が講じられているものが区分され、担保評価及びその処分可能見込額の算出が合理的なものであるかを検証する。</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
優良担保	<p>おりとする。</p> <p>預金等（預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託、満期返戻金のある保険・共済をいう。以下同じ。）、国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形等をいう。</p>	<p>左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。</p> <p>イ。「満期返戻金のある保険・共済」は、基準日時点での解約受取金額が処分可能見込額となることに留意する。</p> <p>ロ。「国債等の信用度の高い有価証券」とは、2の(2)のに掲げる分類対象外債券、2の(3)のに掲げる分類対象外株式及び2の(4)のに掲げる分類対象外外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。</p> <p>なお、国債等の信用度の高い有価証券以外の有価証券を担保としている場合には、処分が容易で換金が可能であるなど、流動性及び換金性の要件を充たしたものでなければならない。</p> <p>ハ。「決済確実な商業手形」とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除かれる。</p>	<p>(注)「決済確実な商業手形」には、代り金を別段預金に留保している場合を含む。</p> <p>(注)「預金等」、「国債等の信用度の高い有価証券」及び「決済確実な商業手形」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、優良担保とはみなされない。</p>
一般担保	<p>優良担保以外の担保で客観的な処分可能性のあるものをいう。</p> <p>例えば、不動産担保、工場財団担保等がこれに該当する。</p>	<p>左記に掲げる担保が一般担保とされているかを検証する。</p> <p>なお、不動産担保等で抵当権設定登記を留保しているものについては、原則として一般担保とは取り扱わないこととするが、登記留保を行っていることに合理的な理由が存在し、登記に必要な書類が全て整っており、かつ、直ちに登記が可能な状態となっているものに限り、一般担保として取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>この場合においても、第三者に対抗するためには、確実に登記を行うことが適当であり、当該不動産担保の抵当権の設定状況について適切な管理が必要である。</p>	
担保評価額	<p>客観的・合理的な評価方法で算出した評価額（時価）をいう。</p>	<p>担保評価額が客観的・合理的な評価方法で算出されているかを検証する。</p> <p>イ.債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である債務者に対する債権の担保不動産の評価額の見直し（再評価又は時点修正。以下同じ。）は、個別貸倒引当金は每期</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考																
処分可能見込額	<p>上記で算出した評価額(時価)を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。</p>	<p>必要額の算定を行わなければならないこととされていることから、公示地価、基準地価、相続税路線価など決算期末日又は仮基準日において判明している直近のデータを利用して、少なくとも年1回は行わなければならない、半期に1回は見直しを行うことが望ましい。</p> <p>また、債務者区分が要注意先である債務者に対する債権の担保不動産の評価額についても、年1回見直しを行うことが望ましい。</p> <p>担保物件の評価額が一定金額以上のものは必要に応じて不動産鑑定士の鑑定評価を実施していることが望ましい。</p> <p>なお、賃貸ビル等の評価に当たっては、売買事例による評価、公示地価等による評価に加え、収益還元法による評価を行うことが望ましい。</p> <p>□.担保の評価の方法を変更した場合には(例えば、評価の基準を公示地価から相続税路線価に変更した場合など)、評価の方法を変更したことの合理的な理由があるかどうかを確認する。</p> <p>担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。</p> <p>イ.処分可能見込額の算出に当たっての掛け目が合理的であるかを検証する。</p> <p>なお、処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。</p> <table border="0" data-bbox="1513 1428 2077 1785"> <tr> <td colspan="2">(不動産担保)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>評価額の70%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>評価額の70%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(有価証券担保)</td> </tr> <tr> <td>国債</td> <td>評価額の95%</td> </tr> <tr> <td>政府保証債</td> <td>評価額の90%</td> </tr> <tr> <td>上場株式</td> <td>評価額の70%</td> </tr> <tr> <td>その他の債券</td> <td>評価額の85%</td> </tr> </table> <p>□.担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分</p>	(不動産担保)		土地	評価額の70%	建物	評価額の70%	(有価証券担保)		国債	評価額の95%	政府保証債	評価額の90%	上場株式	評価額の70%	その他の債券	評価額の85%	<p>(注)「その他の債券」とは、地方債(公募債及び縁故債)、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、証券取引所に</p>
(不動産担保)																			
土地	評価額の70%																		
建物	評価額の70%																		
(有価証券担保)																			
国債	評価額の95%																		
政府保証債	評価額の90%																		
上場株式	評価額の70%																		
その他の債券	評価額の85%																		

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>(5) 保証等による調整</p> <p>優良保証等</p>	<p>保証等により保全措置が講じられているものについて、以下のとおり区分し、優良保証等により保全されているものについては、非分類とし、一般保証により保全されているものについては、分類とする。</p> <p>イ．公的信用保証機関の保証、金融機関の保証、複数の金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体と金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証をいう。ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び自行（庫・組）が履行請求の意思がない場合には、優良保証とはみなされない。</p>	<p>が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。</p> <p>ハ．直近の不動産鑑定士による鑑定価格又は裁判所による最低売却価格がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該価格を処分可能見込額と取り扱って差し支えない。</p> <p>なお、不動産鑑定士による鑑定価格及び裁判所による最低売却価格以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができることに留意する。</p> <p>一般事業法人による保証については、例えば、当該会社の取締役会において当該保証の承認手続が行われていないなど、手続不備等がある場合は、保証とはみなされない。</p> <p>なお、自己資本比率規制上のリスクアセットを意図的に削減するために行われる保証等及び決算期末日における不良債権額を意図的に減少するために行なわれる保証等で、当該保証等の期間が基準日から翌決算期末日を超える期間となっていない場合には、当該債権は保証等により保全されているとはみなされない。</p> <p>左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。</p> <p>イ．「公的信用保証機関」とは、法律に基づき設立された保証業務を行うことができる機関であり、信用保証協会、農林漁業信用基金・農漁業信用基金協会等である。</p> <p>なお、公的信用保証機関の保証の種類によっては保証履行の範囲が100%ではないものがあることに留意する。</p> <p>以下の場合には、「保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合又は履行請求の意思がない場合」として、優良保証とはみなさないものとする。</p> <p>(1) 保証機関等の経営悪化等の理由から、代位弁済請求を行っていない場合又は代位弁済請求を行っているが代位弁済が受けられない場合（ただし、上記イの公的信用保証機関を除く。）</p>	<p>上場している会社の発行する事業債、証券投資信託受益証券をいう。</p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>一般保証</p> <p>保証予約及び経営指導 念書</p> <p>(6) 分類対象外債権</p>	<p>□ . 一般事業会社の保証については、原則として証券取引所上場の有配会社又は店頭公開の有配会社で、かつ保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約によるものを優良保証とする。</p> <p>ハ . 住宅金融公庫の「住宅融資保険」などの公的保険のほか、民間保険会社の「住宅ローン保証保険」などの保険等をいう。</p> <p>優良保証等以外の保証をいう。 例えば、十分な保証能力を有する一般事業会社（上記の□を除く。）及び個人の保証をいう。</p> <p>分類の対象としない債権は次のとおりとする。</p> <p>決済確実な割引手形及び特定の返済財源により短時日のうちに回収が確実と認められる債権及び正常な運転資金と認められる債権。 預金等及び国債等の信用度の高い有価証券等の優良担保が付されている場合、あるいは預金等に緊急拘束措置が講じられている場合には、その処分可能見込額に見合う債</p>	<p>(ロ) 保証を受けている金融機関が代位弁済手続を失念あるいは遅延する等の保証履行手続上の理由により、保証機関等から代位弁済を拒否されている場合</p> <p>(ハ) その他保証を受けている金融機関が保証履行請求を行う意思がない場合</p> <p>□ . 一般事業会社の優良保証については、証券取引所上場の無配会社又は店頭公開の無配会社で無配の原因が一過性のものであり、かつ、当該会社の業況及び財務状況等からみて翌決算期には復配することが確実と見込まれる場合で、保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約が締結されている場合は、優良保証と判断して差し支えない。</p> <p>ハ . 住宅融資保険以外の公的保険としては、貿易保険制度による「輸出手形保険」及び「海外投資保険」がある。</p> <p>左記に掲げる保証が一般保証とされているかを検証する。</p> <p>一般事業会社の保証予約及び経営指導念書等で、当該保証を行っている会社の財務諸表上において債務者に対する保証予約等が債務保証及び保証類似行為として注記されている場合、又はその内容が法的に保証と同等の効力を有することが明らかである場合で、当該会社の正式な内部手続を経ていることが文書その他により確認でき、当該会社が十分な保証能力を有するものについては、正式保証と同等に取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>左記に掲げる債権が分類対象外債権とされているかを検証する。</p> <p>債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権とされている債務者が振り出した手形は、自己査定上は決済確実な割引手形として取り扱わない。 「特定の返済財源により近く入金が確実な」場合とは、概ね1か月以内に貸出金が回収されることが関係書類で確認できる場合をいう。</p>	<p>(注) 「特定の返済財源」とは、近く入金が確実な増資・社債発行代り金、不動産売却代金、代理受領契約に基づく受入金、あるいは、返済に充当</p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
	<p>権。</p> <p>優良保証付債権及び保険金・共済金の支払いが確実に認められる保険・共済付債権。</p> <p>政府出資法人に対する債権。</p>	<p>債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する運転資金は、自己査定上は正常な運転資金として取り扱わない。なお、要注意先に対する運転資金であっても、自己査定上は全ての要注意先に対して正常な運転資金が認められるものではなく、債務者の状況等により個別に判断する必要があることに留意する。</p> <p>また、破綻懸念先に対する運転資金であっても、特定の返済財源による返済資金が確実に自行（庫・組）の預貯金口座に入金され、回収が可能と見込まれる債権については、回収の危険性の度合いに応じて判断する。</p> <p>一般的に、卸・小売業、製造業の場合の正常な運転資金の算定式は以下のとおりであるが、算出に当たっては、売掛金又は受取手形の中の回収不能額、棚卸資産の中の不良在庫に対する貸出金は正常な運転資金とは認められないことから、これらの金額に相当する額を控除の上、算出することとする。</p> <p>正常な運転資金 = 売上債権 [売掛金 + 受取手形（割引手形を除く）] + 棚卸資産（通常の在庫商品であって不良在庫は除く） - 仕入債務 [買掛金 + 支払手形（設備支手は除く）]</p> <p>複数の金融機関が運転資金を融資している場合には、被検査金融機関の融資シェアを乗じて算出する。</p> <p>優良保証付債権の資金用途が運転資金であり、当該運転資金とこれ以外の運転資金との合計額が正常運転資金相当額を超える場合は、分類対象外債権は正常運転資金相当額を限度とする。</p> <p>政府出資法人が出資又は融資している債務者及び地方公共団体が出資又は融資している債務者に対する債権は、分類対象外債権として取り扱わず、原則として一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>具体的には、政府出資法人からの支援又は地方公共団体からの支援が確実にあることの合理的な根拠がある場合</p>	<p>されることが確実な他金融機関からの借入金等で、それぞれ増資、社債発行目論見書、売買契約書、代理受領委任状又は振込指定依頼書、その他の関係書類により入金の確実性を確認できるものをいう。</p> <p>（注）「正常な運転資金」とは、正常な営業を行っていく上で恒常的に必要と認められる運転資金である。</p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>(7) 債権の分類基準</p> <p>正常先に対する債権</p> <p>要注意先に対する債権</p>	<p>協同組織金融機関で、出資者の脱退または除名により、出資金の返戻額により債権の回収を予定している場合には、その出資金相当額に見合う債権。</p> <p>債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次のとおり分類を行うものとする。また、プロジェクト・ファイナンスの債権については、債務者区分を行わず、回収の危険性の度合いに応じて分類を行うことができるものとする。</p> <p>なお、住宅ローンなどの個人向けの定型ローン等の貸出金については、延滞状況等の簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</p> <p>正常先に対する債権については、非分類とする。</p> <p>要注意先に対する債権については、以下のイからホに該当する債権で、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全措置が講じられていない部分を原則として 分類とする。</p> <p>イ．不渡手形、融通手形及び期日決済に懸念のある割引手形。</p> <p>ロ．赤字・焦付債権等の補填資金、業況不良の関係会社に対する支援や旧債肩代わり資金等。</p> <p>(注) 繰越欠損や不良資産等を有する債務者に対する債権については、仮に他の名目で貸し出されていても、実質的にこれら繰越欠損等の補填資金に充当されていると認められる場合は原則として当該債権を分類することとする。また、その分類額の算出に当たって、どの債権がこれら繰越欠損等の補填資金に該当するか明確でないときは、例外的な取扱いとして債務者の繰越欠損や不良資産等の額と融資金融機関中の自行(庫・組)の融資シェアを勘案して、これら繰越欠損等の補填に見合う債権金額</p>	<p>は、当該支援内容を踏まえ、債務者区分の検討を行うものとし、単に政府出資法人及び地方公共団体が出資又は融資を行っていることを理由として非分類としていないかを検証する。</p> <p>債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類されているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、債務者区分によらない場合には、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</p> <p>なお、簡易な基準により分類を行っている場合には、基準及び基準を適用する対象が合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>正常先に対する債権が非分類とされているかを検証する。</p> <p>要注意先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>なお、左記に掲げる分類対象となる債権の解釈は次のとおりとする。</p> <p>ロ．「自行(庫・組)の繰越欠損金等の見合い貸出金額」及び「自行(庫・組)の融資シェア」の算定式は以下のとおりである。</p> $\begin{aligned} & \text{自行(庫・組)の繰越欠損金等の見合い債権金額} \\ & = \text{繰越欠損金等の額} \times \text{自行(庫・組)の融資シェア} \end{aligned}$ $\begin{aligned} & \text{自行(庫・組)の融資シェア} \\ & = \frac{\text{自行(庫・組)の貸出金総額(割引手形を除く)}}{\text{当該債務者の借入金総額(割引手形を除く)}} \end{aligned}$	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>破綻懸念先に対する債権</p>	<p>を算出することができる。</p> <p>ハ．金利減免・棚上げ、あるいは、元本の返済猶予など貸出条件の大幅な軽減を行っている債権、極端に長期の返済契約がなされているもの等、貸出条件に問題のある債権。</p> <p>ニ．元本の返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題のある債権及び今後問題を生ずる可能性が高いと認められる債権。</p> <p>ホ．債務者の財務内容等の状況から回収について通常を上回る危険性があると認められる債権。</p> <p>破綻懸念先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額、一般保証により回収が可能と認められる部分及び仮に経営破綻に陥った場合の清算配当等により回収が可能と認められる部分を 分類とし、これ以外の部分を 分類とする。</p> <p>なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額を 分類とすることができる。</p>	<p>ハ．「貸出条件の大幅な軽減を行っている債権」とは、債務者の業況等が悪化し、約定弁済が困難となり、債務者の支援のために金利減免・棚上げ、元本の返済猶予等を行っている貸出金、及び本来、収益返済によるべき設備資金などを合理的な理由なく最終期日に一括返済としている債権である。</p> <p>「極端に長期の返済契約」とは、設備資金として融資している場合で、返済期間が当該設備の耐用年数を超えているものが該当するほか、資金使途等から判断して、一定期間内に返済を行うことが適当であるにもかかわらず、債務者の収益力、財務内容等に問題があり、通常の返済期間を超えた返済期間となっているものである。</p> <p>なお、債務者が制度資金を利用している場合には、制度資金の内容、制度資金を融資するに至った要因等を総合的に勘案して、貸出条件の大幅な軽減を行っているかどうか又は極端に長期の返済契約かどうかを検討するものとし、制度資金を直ちに貸出条件の大幅な軽減を行っている債権又は極端に長期の返済契約と判断してはならない。</p> <p>破綻懸念先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>なお、左記に掲げる回収可能見込額の解釈は次のとおりとする。</p> <p>イ．「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実に見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分を 分類としているかを検証する。</p> <p>ロ．「清算配当等により回収が可能と認められる部分」と</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>実質破綻先及び破綻先に対する債権</p>	<p>実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分を 分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を 分類、これ以外の回収の見込がない部分を 分類とする。</p> <p>なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額を 分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分は 分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階で 分類とする。</p>	<p>は、被検査金融機関が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積もりが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。</p> <p>なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分を分類としている場合は、当該清算配当等の見積もりが合理的であるかどうかを検証する。</p> <p>実質破綻先及び破綻先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>また、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分である 分類と回収の見込みがない部分である 分類に分類するものとし、分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。</p> <p>なお、左記に掲げる回収可能見込額等の解釈は次のとおりとする。</p> <p>イ．「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分を 分類としているかを検証する。</p> <p>ロ．実質破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積もりが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。</p> <p>破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、清算人等から清算配当等の通知があった場合の清算配当等の通知があった日から5年以内の返済見込部分、被検査金融機関が当該会社の他</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(8) 外国政府等に対する債権	<p>外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業に対する債権については、その特殊性を勘案して、上記(7)によらず、客観的事実の発生に着目して分類するものとする。例えば、以下のような場合には、当該国の政治経済情勢等の状況を踏まえ、回収の危険性の度合いに応じて当該債権を分類することを検討する。</p> <p>元本又は利息の支払いが1カ月以上延滞していること。 決算期末前5年以内に、債務返済の繰延べ、主要債権銀行間一律の方式による再融資、その他これらに準ずる措置（以下「債務返済の繰延べ等」という。）に関する契約が締結されていること。</p>	<p>の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積もりが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。</p> <p>なお、清算配当等により回収が可能と認められる部分を分類としている場合は、当該清算配当等の見積もりが合理的であるかどうかを検証する。</p> <p>八．会社更生法等の規定による更生手続開始の申立て、和議法の規定による和議開始の申立て、破産法の規定による破産の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て等が行われた債務者については、原則として以下のとおり分類されているかを検証する。</p> <p>(イ) 更生担保権を原則として 分類しているか。 (ロ) 一般更生債権のうち、原則として、更生計画の認可決定等が行われた日から5年以内の返済見込部分を 分類、5年超の返済見込部分を 分類しているか。 (ハ) 切捨債権を 分類しているか。</p> <p>なお、更生計画等の策定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画どおり推移している場合（例えば、売上高等及び当期利益が更生計画等に比して概ね8割以上確保されている場合）で、当該債務者の債務者区分及び分類の見直しを行っている場合は、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</p> <p>外国政府等に対する債権については、当該国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等を踏まえ、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証するものとするが、少なくとも左記に掲げる債権について、原則として分類が検討されているかを検証する。</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>(9) 外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権</p> <p>(10) 未収利息</p> <p>(11) 金融機能再生緊急措置法における債権区分との関係</p>	<p>債務返済の繰延べ等の要請を受け、契約締結に至らないまま1カ月以上経過していること。 上記 から に掲げる事実が近い将来に発生することが見込まれること。</p> <p>外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権については、上記(7)により行うものとする。 ただし、延滞等の原因が当該国の外貨繰りによることが明らかである場合には、上記(8)に準じて分類するものとする。 なお、自己査定に当たっては、当該国での取引形態、マーケットの状況、担保の状況等を勘案して行うものとする。</p> <p>金融機能再生緊急措置法施行規則第4条に定める債権区分と本検査マニュアルに定める債務者区分等との対応関係は、次のとおりである。 なお、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第143号)第3条第2項第1号の規定により、金融機能再生緊急措置法第6条第2項に規定する基準に従い資産の査定を行う必要のある金融機関は、銀行、信託銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、全国信用金庫連合会、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁</p>	<p>上記(8)により分類対象とされた外国政府等が所在する国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権については、上記(7)による分類の検討とともに、上記(8)による分類の検討を行っているかを検証する。 なお、当該国での取引形態、マーケットの状況、担保の状況等をどのように把握しているかを検証する。</p> <p>未収利息のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を原則として資産不計上としているか、特に実質破綻先及び破綻先に対する未収利息を資産計上していないかを検証する。 ただし、保全状況等による回収の可能性を勘案して、未収利息を資産計上している場合には、当該未収利息について回収の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを検証する。 なお、破綻懸念先に対する未収利息が資産計上されている場合には、当該債務者に対する債権が下記(11)に基づく報告及び公表の対象となっているか、本来、資産不計上とすべき未収利息を資産計上し、当該未収利息に係る貸出金をリスク管理債権としての開示の対象外としていないかを確認する。</p> <p>金融機能再生緊急措置法施行規則第4条に定める基準に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として債務者区分等に応じて、左記に掲げるとおり区分されているかを検証する。 また、金融機能再生緊急措置法第6条に基づく資産査定の結果は、金融再生委員会に報告されるとともに、同法第7条の規定により公表されることとなっている。さらに、同法第78条及び第86条の規定により、金融再生委員会に対する報告に虚偽の記載があった場合には、罰則が適用されることとされている。</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
正常債権	<p>業協同組合連合会及び銀行持株会社等である。</p> <p>正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権」であり、国及び地方公共団体に対する債権、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権及び要 注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権である。</p>	<p>したがって、同法第6条の規定に基づく資産査定の結果が不正確と認められる場合には、その原因（自己査定基準の適切性に起因するものか、自己査定作業の実施に起因するものか、その他の原因に起因するものかなど）及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行いその的確な把握に努めるものとする。</p> <p>左記に掲げる債権が正常債権とされているかを検証する。</p>	
要管理債権	<p>要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち「3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）」（金融機能再生緊急措置法施行規則第4条）をいう。</p> <p>なお、要注意先に対する債権は、要管理債権とそれ以外の債権に分けて管理するものとする。</p>	<p>左記に掲げる債権が要管理債権とされているかを検証する。その際、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)に定めるリスク管理債権に係る貸出条件緩和債権の定義及び当局の事務ガイドライン（預金等取扱い金融機関）1-10-3の2)の貸出条件緩和債権に係る留意事項をも参考として検証する。</p> <p>なお、形式上は延滞は発生していないものの、実質的に3か月以上延滞している債権を要管理債権としているかを検証する。</p> <p>（注）実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸出金の資金使途が元金又は利息の返済原資となっていないかを稟議書の確認及び当該貸出金の資金トレースを行うなどの方法により確認する。</p>	
危険債権	<p>危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」であり、破綻懸念先に対する債権である。</p>	<p>左記に掲げる債権が危険債権とされているかを検証する。</p>	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	<p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対</p>	<p>左記に掲げる債権が破産更生債権及びこれらに準ずる債権とされているかを検証する。</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
	<p>する債権及びこれらに準ずる債権」であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権である。</p>		

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>(12) 連結対象子会社に対する債権</p> <p>2. 有価証券の分類方法</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 債券</p> <p>分類対象外債券</p>	<p>有価証券の査定に当たっては、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。</p> <p>また、安全性の判断については、原則として債権と同様の考え方により、有価証券の発行体の財務状況等に基づき行うものとするが、発行体の財務状況等について、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</p> <p>分類の対象としない債券としては、次の債券が挙げられる。</p>	<p>連結対象子会社（いわゆる関連ノンバンクを含む。）に対する債権については、原則として以下の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>被検査金融機関の連結対象子会社に対する債権の場合 連結対象子会社の資産について、原則として被検査金融機関の自己査定の方法と同様の方法により資産査定を行い、連結対象子会社の財務状況等を的確に把握した上で、債務者区分を行い、分類を行う。</p> <p>ただし、連結対象子会社の業種、所在国の現地法制等により、被検査金融機関の自己査定の方法と同様の方法により資産査定を行うことが困難な場合は、被検査金融機関の自己査定の方法に準じた方法により行った資産査定結果をもとに、債務者区分を行い、分類することができる。</p> <p>他の金融機関の連結対象子会社に対する債権の場合 一般事業法人に対する債権と同様の方法により分類を行う。</p> <p>有価証券の市場性・安全性に照らし、正確に分類が行われているかを検証する。</p> <p>債券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>特に、安全性の判断について、原則として債権と同様の考え方に基づき、債券の発行主体の財務状況等について検討しているかを検証する。</p> <p>債務者区分が正常先以外である者が発行する債券を分類対象外債券としていないかを検証する。</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p data-bbox="267 304 489 346">分類対象外株式</p> <p data-bbox="267 798 489 840">株式の分類方法</p> <p data-bbox="192 1785 400 1827">(4) 外国証券</p>	<p data-bbox="608 304 1454 745">イ．証券取引所上場株式及び店頭公開株式、証券取引所上場会社の発行している非上場株式 ロ．政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く）の発行する株式 ハ．格付機関による直近の格付符号が「ＢＢＢ（トリプルＢ）」相当以上の債券を発行する会社の株式 ただし、上記に該当する株式であっても、債権と同様の考え方にに基づき、当該株式の発行会社の財務内容等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合は分類対象とする。</p> <p data-bbox="608 798 1454 976">イ．上記 のイからハ以外の株式については、債権と同様の考え方にに基づき、当該株式の発行会社の財務内容等について検討した結果、安全性に特に問題があると認められない場合は、非分類とする。 ロ．上記 のただし書きに該当する株式及び上記イ以外の株式については、原則として債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類を行う。ただし、証券取引所上場株式及び店頭公開株式で分類対象となる株式については、原則として帳簿額を 分類とする。また、株式会社の資産状態が著しく悪化し、相当期間内に回復すると認められる場合を除き、純資産の減少に応じて、帳簿価格の減額を行う必要があると認められる場合は、当該減額相当額を 分類とする。 なお、当該株式の発行会社に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</p>	<p data-bbox="1484 304 2329 388">債務者区分が正常先以外である者が発行する株式を分類対象外株式としていないかを検証する。</p> <p data-bbox="1484 798 2329 934">イ．債務者区分が破綻懸念先である者が発行する株式（証券取引所上場株式及び店頭公開株式を除く。）を原則として分類としているかを検証する。 ロ．債務者区分が実質破綻先及び破綻先である者が発行する株式を原則として 分類としているかを検証する。 ハ．分類対象となる株式について、分類を回避する等のために、当該株式を証券投資信託及び特定金銭信託等に組み入れている場合には、当該株式について、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類が行われているかを検証する。 ニ．証券取引所上場株式の評価方法を原価法としている場合は、商法上の強制評価減を行う場合の基準が合理的であるかを検証する。具体的には、少なくとも上場株式の時価が簿価に比べ50%を超えて下落しており、かつ、株価の回復可能性がないと認められる場合には、時価と簿価の差額相当額が 分類とされているかを検証する。ただし、当該株式の価格が過去1年間に一度も簿価の50%以上となっていない場合に当該株式の価格の回復可能性がないとしている場合には、妥当なものと判断して差し支えない。 なお、店頭公開株式の評価方法を原価法としている場合についても、同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p data-bbox="1484 1785 2329 1869">外国証券について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>分類対象外外国証券</p> <p>外国証券の分類方法</p>	<p>分類の対象としない外国証券としては、次の外国証券が挙げられる。</p> <p>イ．外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行するすべての株式及び上場債券発行会社の発行するすべての債券</p> <p>ロ．外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券</p> <p>ハ．日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券</p> <p>ニ．日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券</p> <p>ホ．格付機関の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び同債券を発行する会社の発行する株式</p> <p>ただし、上記に該当する外国証券であっても、債権と同様の考え方にに基づき、当該外国証券の発行主体の資産や財務の状況等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合は分類対象とする。</p> <p>イ．上記 のイからホ以外の外国証券については、債権と同様の考え方にに基づき、当該外国証券の発行主体の資産や財務状況等について検討した結果、安全性に特に問題があると認められない場合、又は金融機関（日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関を含む。）等の優良保証が付されている場合は、非分類とする。</p> <p>ロ．上記 のただし書きに該当する外国証券及び上記イ以外の外国証券については、原則として帳簿額を 分類とし、損失発生のおそれのある外国証券は、損失見込額を 分類とする。</p> <p>ただし、外国証券のうち私募債及び株式については、債権と同様の方法により分類を行うことが適当と認められるものについては、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類を行う。</p> <p>なお、当該外国証券の発行主体に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものと</p>	<p>債務者区分が正常先以外である者が発行する外国証券を分類対象外外国証券としていないかを検証する。</p> <p>外国証券のうち、債券及び株式と同様の方法により分類することが適当と認められるものが同様の方法により分類されているかを検証する。</p>	<p>（注）「日本国が加盟している条約に基づく国際機関」とは、国際復興開発銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、アフリカ開発銀行（AfDB）、アジア開発銀行（ADB）である。</p>

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
<p>(5) その他の有価証券</p> <p>3. その他の資産（債権、有価証券以外）の分類方法</p> <p>(1) 仮払金</p> <p>(2) 動産・不動産</p>	<p>する。</p> <p>その他の有価証券は、上記(1)から(4)に準じて分類する。ただし、貸付信託の受益証券は、非分類とする。</p> <p>なお、証券投資信託の受益証券は、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとする。</p> <p>債権及び有価証券以外の資産は、以下のとおり分類するものとする。</p> <p>なお、債権及び有価証券以外の信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について自己査定を行っている場合には、債権と同様の方法により分類するものとする。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査金融機関が抱えている場合には、債権流動化等の対象となった原債権を債権と同様の方法により分類した上で、被検査金融機関が抱えている信用リスク部分を価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとする。</p> <p>貸出金に準ずる仮払金（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）以外の仮払金については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。</p> <p>店舗等営業用として使用されていないいわゆる所有動産・不動産については、原則として、帳簿額を分類とする。</p> <p>ただし、当該所有動産・不動産の処分可能見込額が帳簿額を著しく下回り、処分可能見込額が相当期間内に回復すると認められる場合を除き、処分可能見込額の低下に応じて、帳簿額額の減額を行う必要があると認められる場合は、処分可能見込額を分類とし、処分可能見込額と帳簿額の差額を分類とする。</p>	<p>証券投資信託の受益証券については、基準価格等の公表価格があるものが、価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証するものとする。</p> <p>債権及び有価証券以外の資産が、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>なお、債権及び有価証券以外の信用リスクを有する資産及びオフバランス項目については、債権と同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクの全部又は一部を被検査金融機関が抱えている場合には、当該部分が価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。</p> <p>貸出金に準ずる仮払金以外のものが、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類されているかを検証する。</p> <p>動産・不動産について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>勘定科目が営業用不動産となっているものの、職員の福利厚生の目的としているが利用実績が殆どないもの、及び現に営業目的に供されていないか、今後、営業目的に供することが確実でないもの、を所有動産・不動産として分類しているかを検証する。</p> <p>少なくとも所有動産・不動産の処分可能見込額が帳簿額を著しく下回っている場合（処分可能見込額が帳簿額を50%以上下回っている場合を目安とする。）で、かつ、処分可能見込額の回復可能性がないと認められる場合には、帳簿額と処</p>	

項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(3) ゴルフ会員権	<p>福利厚生用として保有しているものを除き、原則として分類とする。</p> <p>ただし、会員権の発行主体の財務状況に問題が認められる場合には、保有目的に関わらず債権と同様の考え方に基づき債務者区分を行い、要注意先及び破綻懸念先とされた者が発行するものは 分類、実質破綻先及び破綻先とされた者が発行するもので、施設の利用が可能なものは 分類、施設の利用が不可能なものは 分類に分類するものとする。</p> <p>また、ゴルフ会員権をその他の資産ではなく、有価証券の勘定科目で保有している場合も、同様の方法により分類するものとする。</p> <p>なお、会員権の発行主体に対する債権を有しない場合は、簡易な基準により分類を行うことができるものとする。</p>	<p>分可能見込額の差額相当部分が 分類とされているかを検証する。</p> <p>ゴルフ会員権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>有価証券の勘定科目で保有している場合に、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p>	
(4) その他の資産	<p>上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。</p>	<p>その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>イ．一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買い入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>なお、特定取引勘定設置銀行が特定取引勘定において、一般事業会社が発行した買入金銭債権を継続的に買い入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、分類のみならず、自己資本比率の算定が不正確となるとともに、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第17条の10（勘定間振替の禁止）の趣旨に反する行為であり、そのような取扱いが行われていないかを検証する。</p> <p>ロ．被検査金融機関の債権を信託方式により流動化した場合において、当該貸付債権信託受益権を被検査金融機関が保有している場合は、当該貸付債権信託受益権は債権と同様の方法により分類しているかを検証する。</p>	

償却・引当に関する検査について

・償却・引当に関する検査の目的

償却・引当とは、自己査定結果に基づき、貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積もることである。また、金融機関が、公共的、社会的役割を發揮するためには、その資産の健全性を確保することが強く期待されており、信用リスクの程度に応じて償却・引当を行うことは、資産の健全性を確保する上で、極めて重要である。このため、金融機関は自らが抱える信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う必要がある。

また、金融機関は、金融機能早期健全化緊急措置法第3条第2項第2号の規定により、自己査定結果に基づき、金融再生委員会が定めるところにより、適切に引当等を行うこととされている。

さらに、金融機関が行う償却・引当は、上記の法律等によるほか、商法及び企業会計原則等に従って行われる必要があり、会計監査人は、財務諸表監査に際し、償却・引当の内部統制の状況についてもその有効性を評価することとされている。

したがって、検査官は、会計監査人による財務諸表監査を前提として、償却・引当を行うための体制整備等の状況等の検証を行い、償却・引当基準の適切性及び償却・引当額の算定の合理性を検証の上、償却・引当の総額の水準が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分なものとなっているかを検証する必要がある。

(注1) 貸倒引当金に関する基準は、今後、金融再生委員会が償却・引当に関する告示を変更した場合には、所要の見直しを行うこととする。

(注2) 割引現在価値による債権の評価については、企業会計審議会等による議論及び金融機関における導入の実態等を踏まえ、今後、所要の見直しを行うこととする。

・償却・引当に関する検査の方法

検査官は、償却・引当体制の整備等の状況等の検証及び償却・引当基準の適切性の検証、いわゆるプロセス・チェックを十分に行った上で、実際の償却・引当について、その適切性の検証を行うこととする。

また、検査の際に把握した問題点等について、被検査金融機関に対して当局としての考え方を示し、これに対する被検査金融機関の考え方を十分確認するとともに、被検査金融機関の立ち会いのもとで、直接、会計監査人の見解を確認するなどの方法により意見交換を行うものとする。

・償却・引当体制の整備等の状況等の検証

検査官は、以下のチェック項目に従って、償却・引当体制の整備等の状況等の検証を行うものとする。

1. 償却・引当基準の制定

償却・引当基準は、関係法令、企業会計原則及び本検査マニュアルに定める枠組みに沿ったものとなっているか。

償却・引当基準は、取締役会により正式の行内手続を経て決定され、明文化されているか。

償却・引当基準には、償却・引当の対象となる資産の範囲、償却・引当の実施部門及び監査部門を明記するとともに、償却・引当基準及びその運用についての責任体制を明記しているか。

償却・引当基準の制定及び改正に当たっては、自己査定の実施部門(営業関連部門及び資産査定部門)のみならず、監査部門(与信監査室、検査部等)及びコンプライアンスに関する統括部門等の意見を踏まえた上で行われているか。

また、償却・引当を適切に実施するために、償却・引当マニュアルを制定し、明文化しているか。

なお、償却・引当基準の具体的内容は、金融機関の財務の健全性に対する信頼を確保する観点から、金融機能再生緊急措置法第7条の規定に基づく資産査定結果の開示と併せて、積極的に開示されることが望ましい。

2. 償却・引当体制の整備等の状況

償却・引当は、自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、監査部門で監査を行うとともに、監査部門が一般貸倒引当金の算定を行う方法、営業関連部門の協力の下に営業関連部門及び決算関連部門から独立した資産査定部門が個別貸倒引当金の算定を行い、資産査定部門が一般貸倒引当金の算定を行う方法、又は自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、決算関連部門において一般貸倒引当金の算定を行った上で、監査部門がこれらの算定結果の監査を行う方法など、自己査定の実施部門及び決算関連部門に対して十分な牽制機能が発揮され、償却・引当額を正確に算定するための体制となっているか。

また、実施部門及び監査部門には償却・引当実務に精通した人材を配置しているか。

さらに、監査部門等は、自己査定の実施部門等に対して、必要な教育・指導を行っているか。

監査部門は、自己査定の実施部門及び決算関連部門（主計室等）から独立した組織でなければならず、監査部門の担当取締役は、自己査定の実施部門及び決算関連部門の取締役が兼務していないか。監査部門の取締役が自己査定の実施部門の取締役又は決算関連部門の取締役を兼務している場合には、金融機関の業績等の影響を受けずに適切な監査を行うための十分な牽制機能が確保されているか。

監査部門は、一連の償却・引当が償却・引当基準及び償却・引当マニュアルに従って、適切に行われているかどうかを検証しているか。

なお、監査部門は、償却・引当の結果の適切性の検証のみならず、引当率の適切性、引当額等の総額の適切性、前期における引当額等の適切性等についても検証を行うことが望ましい。

また、金融機関は、当局の検査、会計監査人の監査等において、償却・引当の実施状況が事後的に検証できるよう、各部門における資料等の十分な記録を保存しているか。

3. 償却・引当結果の取締役会への報告

償却・引当結果は、定期的及び適時適切に取締役会に報告されているか。

また、償却・引当体制の整備の状況（実施部門あるいは監査部門の変更等）についても、適時適切に取締役会に報告されているか。

4. 償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況

上記1から3に掲げる償却・引当体制の整備等の状況等については、取締役から何ら影響を受けない独立した監査役及び会計監査人による適正な監査を受けているか。

・償却・引当基準の適切性の検証

検査官は、金融機関が定めた基準が明確かつ妥当かどうか、また、その枠組みが、金融機能早期健全化法第3条第2項第2号の規定により、金融再生委員会が定める基準及び別表に掲げる枠組みに沿っているかどうか、商法及び企業会計原則等に準拠しているかどうか、自己査定結果を踏まえたものとなっているかどうかを把握し、金融機関の償却・引当基準の枠組みが独自のものである場合には、上記の枠組みとの関係を明瞭に把握するとともに、金融機関の償却・引当の個別のルール（例えば、信用格付に基づく引当率の算定ルール、業種別・地域別等の引当率の算定ルール等）が合理的に説明できるものであるかを検証し、発生の可能性が高い将来の特定の費用又は損失が合理的に見積もられているかを検証するものとする。

なお、償却・引当基準の基本的な考え方は、一貫し、かつ、継続的なものとなっており、償却・引当基準の基本的な考え方を変更した場合には、その理由が合理的であるかを検証するものとする。

・償却・引当結果の適切性の検証

検査官は、別表に掲げる方法により、実際の償却・引当額の算定が償却・引当基準に則って適切に行われているかどうかを検証し、この検証過程において、償却・引当体制の整備等の状況、償却・引当結果の取締役会への報告の状況、償却・引当体制の整備等の状況等の監査役及び会計監査人による監査の状況について、実際にどのように行われているかを的確に把握する。

なお、償却・引当の結果は、自己資本比率に影響を及ぼすことから、償却・引当額の算定結果が不適切であると認められる場合には、その原因（償却・引当基準によるものか、償却・引当額の算定の運用によるものか、業績不振によるものかなど）及び被検査金融機関の今後の改善策について、十分な確認を行い的確な把握に努めるものとする。

1．基準日

基準日は、自己査定の の1の基準日と同様とする。

2．具体的な検証方法等

(1) 検証の範囲

適切性の検証の範囲は、基準日における全資産等に対する償却・引当額の算定結果とし、特に破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権の償却・引当について、重点的に適切性の検証を行うものとする。また、自己査定において、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先となるべきものが、正常先及び要注意先とされている場合は、当該債権の必要な償却・引当額の算定を行うことに重点を置いて検証を行うものとする。

(2) 具体的な検証方法

被検査金融機関の自己査定による債務者区分に従って、償却・引当の際に使用した資料により、償却・引当基準に基づき適切に償却・引当が行われているかどうかを検証する。

なお、当局検査において、債務者区分が変更された場合には、変更後の債務者区分に従い、被検査金融機関の償却・引当基準に基づいて償却・引当が行われた場合に追加的に必要となる償却・引当額を的確に把握することとする。この場合、被検査金融機関の償却・引当基準が合理的であるかどうかの検証を行う必要があることに留意する。

3．償却・引当の適切性の判断基準

償却・引当の適切性の検証の結果、被検査金融機関の償却・引当結果が次に掲げるものとなっている場合には、不適切であるとの指摘を行うものとする。

- (1) 償却・引当基準の適切性に問題があり、基準日時点での償却・引当額が不適切であると認められる場合
- (2) 自己査定結果を踏まえ、債務者区分又は分類区分毎に、適切に償却・引当基準を適用していないと認められる場合
- (3) 自己査定結果が誤っており、適切に償却・引当が行われていないと認められる場合

(別表)

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
<p>1. 貸倒引当金</p> <p>(1) 一般貸倒引当金</p>	<p>貸倒引当金は、少なくとも債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もり計上する。</p> <p>ただし、国及び地方公共団体に対する債権、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。</p> <p>また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。</p> <p>なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たす必要がある。</p> <p>一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分毎に、以下に掲げる方法により算定された過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として信用格付の区分、少なくとも債務者区分の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。</p> <p>一般貸倒引当金の算定に当たっては、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を用いて予想損失額を算定する方法が基本である。</p> <p>そのほか、被検査金融機関のポートフォリオの構成内容（債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、個人・法人別など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などにより、被検査金融機関の債権の信用リスクの実態を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい。</p> <p>予想損失率は、経済状況の変化、融資方針の変更、ポート</p>	<p>貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。</p> <p>次に、被検査金融機関の信用リスクの程度に鑑み、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化が行われている場合には、貸倒引当金の総額が、信用リスクの計量化により導き出された予想貸倒損失額を上回った水準となっているかどうかを検証する。</p> <p>一般貸倒引当金については、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権について、信用格付の区分又は債務者区分毎に、償却・引当基準に基づき、予想損失額が合理的に見積もられているかを検証する。</p> <p>具体的には、以下に掲げる項目について検証する。</p> <p>平均残存期間等の検証</p> <p>平均残存期間に対する今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>具体的には、当座貸越に係る債権をどのように平均残存期間に反映させているか、約定期間が短期間ではあるものの、実質的には長期間固定化している債権をどのように平均残存期間に反映させているかなどを把握し、平均残存期間が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>また、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、信用リスクの程度に応じた区分毎の今後の一定期間が合理的なものであるかを検証す</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
	フォリオの構成の変化（信用格付別、債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、債務者の個人・法人の別、債権の保全状況別等の構成の変化）等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた	る。 貸倒実績率又は倒産確率の検証 貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
	<p>必要な修正を行い、決定する。 特に、経済状況が急激に悪化している場合には、貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の採用に当たり、直近の算定期間のウェイトを高める方法、最近の期間における貸倒実績率又は倒産確率の増加率を考慮し予想損失率を調整する方法により、決定する。</p> <p>(一般貸倒引当金の算定方法) 予想損失額を算定する方法 $\text{予想損失額} = \text{債権額} \times \text{予想損失率}$ 「予想損失率を算定する具体的な算定式の例」 貸倒実績率による方法 $\text{貸倒償却等毀損額} \div \text{債権額}$ 倒産確率(件数ベース)による方法 $\text{倒産確率} \times (1 - \text{回収見込率})$ (注)「1-回収見込率」を無担保比率、平均毀損割合とする方法がある。</p>	<p>却損額等の全ての損失額が反映されているかを検証する。 倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、少なくとも実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。 倒産件数には、何らかの形で破綻懸念先となった件数を反映することが適当であり、例えば、破綻懸念先となった件数に倒産確率を乗じて算出した件数を倒産件数として反映させるなど、その方法が合理的なものであるかを検証する。なお、破綻懸念先となった件数を倒産件数に反映していない場合には、一般貸倒引当金の総額が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているか、前期以前の予想損失額の算定が十分な水準であったか、貸倒実績率に基づく予想損失額との比較が行われているかどうかについて十分に検証を行う。 また、倒産確率の算定に当たって、信用格付別又は債務者区分別に遷移分析を行っている場合には、当該分析に合理的な根拠があるかを検証する。 なお、倒産確率による方法を採用している場合において、大口の損失が発生したことにより、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額が倒産確率による方法により算定した予想損失額を上回ると見込まれる場合には、貸倒実績率による方法により算定した予想損失額を貸倒引当金として計上することが望ましい。 異常値控除の検証 特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。 具体的には、貸倒実績率又は倒産確率の算定に当たっての債務者区分を正常先あるいは要注意先としていたものを、本来の債務者区分は破綻懸念先であったことを理由に、当該特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除している場合には、当該損失額又は倒産件数を破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定に反映するなど、何らかの方法により貸倒引当金の算定に反映しているかを検証する。 また、特定の業種又は地域に係る損失額又は倒産件数が</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
		<p>その他の業種又は地域に係る損失額又は倒産件数に比べ、著しく相違していることを理由に、当該業種又は地域に係る損失額又は倒産件数を異常値として控除していないかを検証する。この場合は、特定の業種又は地域に対する損失額又は倒産件数を異常値として控除することは適当ではなく、当該特定の業種又は地域毎にグルーピングを行い、グループ毎の貸倒実績率又は倒産確率を算定し、これに基づき予想損失率を求め、グループ毎の債権額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定することが望ましい。</p> <p>貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証 予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。</p> <p>ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>予想損失率の検証 予想損失率を求めるに当たって、被検査金融機関が、経営環境を取り巻く経済状況の変化、融資方針の変更、ポートフォリオの構成の変化等をどのように把握しているかを検証する。また、経済状況の変化等による必要な修正を行っている場合は、被検査金融機関の経済状況の変化等の把握状況を踏まえ、修正を行うことについて合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>また、被検査金融機関が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>前期以前の予想損失額の検証 前期以前の予想損失額について、その後の実際の貸倒実績率又は倒産件数の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であつ</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
<p>正常先に対する債権に係る貸倒引当金</p>	<p>正常先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積もることが基本である。ただし、今後1年間の予想損失額を見積もっていれば妥当なものと認められる。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、正常先に対する債権額に予想損失率を乗じて算定する（今後1年間の予想損失額を算定する場合には、1年間の貸倒実績率又は倒産確率の過去3算定期間の平均値に基づき算定することとなる。）。</p>	<p>たと認められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。</p> <p>正常先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、正常先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間又は今後1年間の予想損失額が合理的に見積もられているかを検証する。</p> <p>なお、今後1年間の予想損失額を見積もっている場合には、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。</p>	
<p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金</p>	<p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積もることが基本である。ただし、要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積もっていれば妥当なものと認められる。</p> <p>例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、それ以外の先に対する債権について平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積もっている場合は、妥当なものと認められる。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の一定期間における累積の貸倒実績率又は倒産確率の3期間の平均値）に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、要注意先に対する債権に予想損失率を乗じて算定する。</p>	<p>要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について、償却・引当基準に基づき、要注意先に対する債権に係る平均残存期間に対応する今後の一定期間、又は要注意先に対する債権を信用リスクの程度に応じて区分し、当該区分毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積もられているかを検証する。</p> <p>また、信用リスクの程度に応じた区分毎に今後の一定期間における予想損失額を算定している場合には、予想損失額の算定が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>なお、要管理先に対する債権について今後3年間の予想損失額を、それ以外の先に対する債権について今後1年間の予想損失額を見積もっている場合には、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えない。</p>	<p>(注) 今後、金融再生委員会が、要注意先債権に対する貸倒引当金に関する基準に係る告示を変更した場合には、所要の見直しを行なうこととする。</p> <p>(注) 「要管理先に対する債権」とは、要注意先である債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権をいう。以下同じ。</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
<p>(2) 個別貸倒引当金及び直接償却</p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金</p>	<p>個別貸倒引当金及び直接償却については、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行う。</p> <p>なお、個別貸倒引当金は、每期必要額の算定を行う。</p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る引当金については、原則として個別債務者毎に破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積り、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。ただし、今後3年間の予想損失額を見積もっていれば妥当なものと認められる。</p> <p>「破綻懸念先に対する債権の予想損失額の算定方法の例」</p> <p>イ. 分類とされた債権額に予想損失率を乗じた額を予想損失額とする方法（合理的に見積もられたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法を含む。）</p> <p>上記イの方法により算定を行う場合においては、原則として信用格付の区分、少なくとも破綻懸念先とされた債務者の区分毎に、過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（予想損失率）を求め、原則として個別債務者の債権のうち 分類とされた額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。</p> <p>予想損失率は、原則として個別債務者毎に、経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の業況見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等を斟酌の上、過去の貸倒実績率又は倒産確率に将来の予測を踏まえた必要な修正を行い、決定する。</p> <p>予想損失額の算定に当たっては、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値（今後の一定期間に対応する過去の期間における累積の貸倒実績率又は倒産</p>	<p>個別貸倒引当金及び直接償却については、償却・引当基準に基づき、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権について、原則として個別債務者毎に予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか又は直接償却を行っているかを検証する。</p> <p>破綻懸念先に対する債権に係る個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対する債権の今後の一定期間における予想損失額が合理的に見積もられているかを検証する。</p> <p>具体的には、以下に掲げる項目について検証を行うとともに、一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を含め分類とされた債権額全額を対象としているかを検証する。</p> <p>イ. 分類額に予想損失率を乗じた額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合</p> <p>(1) 今後の一定期間の検証</p> <p>予想損失額を見積もる今後の一定期間が合理的なものであるかを検証する。ただし、今後3年間の損失見込額を見積もっている場合には、検証を省略して差し支えないものとする。</p> <p>(ロ) 貸倒実績率又は倒産確率の検証</p> <p>貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額（破綻懸念先に対する債権に係る損失額を除く。）が反映されているかを検証する。</p> <p>倒産確率による方法を採用している場合は、倒産件数として、実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映されているかを検証する。</p> <p>(ハ) 異常値控除の検証</p> <p>特定先に対する損失額又は倒産件数を異常値として、貸倒実績率又は倒産確率の算定の際に控除している場合には、控除することに合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>(ニ) 貸倒実績率又は倒産確率の算定期間の検証</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
	<p>確率の3期間の平均値)に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求め、分類とされた債権に予想損失率を乗じて算定する。</p> <p>なお、債務者区分が破綻懸念先とされた債務者数が相当数に上り、個別債務者毎に担保等による保全の状況等を勘案のうえ償却・引当額を算定することが困難であると認められる金融機関にあっては、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、グループ毎に同一の予想損失率を適用し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上することができるものとする。この場合、グループ毎に予想損失率を適用する一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲は、被検査金融機関の資産規模及び資産内容に応じた合理的な範囲に止め、予想損失率の算定は厳格かつ明確である必要がある。</p>	<p>予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されているかを検証する。</p> <p>ただし、算定期間が過去3期間となっていない場合は、十分なデータの蓄積等がないとの理由など合理的な理由が存在するかを検証する。なお、この場合においては、データの蓄積等により過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率を利用することが可能となる時期を把握するとともに、その間の予想損失額の算定方法が合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>(ホ) 予想損失率の検証 予想損失率を求めるに当たって、被検査金融機関が経済状況の変化、当該債務者の業種等の今後の見込み、当該債務者の営業地区における地域経済の状況等をどのように把握しているかを検証する。</p> <p>なお、被検査金融機関が経済状況等の大きな変化を把握しているにも関わらず個別債務者毎に必要な修正を行っていない場合には、修正を行わないことについて合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>(ハ) 前期以前の予想損失額の検証 個別債務者毎の前期以前の予想損失額について、個別債務者に係るその後の実際の貸倒実績又は倒産の実態と比較し、十分な水準であったかを検証する。検証の結果、予想損失額の水準が不十分であったと認められる場合には、前期以前の予想損失額の算定に当たり、前期以前の時点での将来の予測を踏まえた修正が適切であったかどうかなどその原因を検証するとともに、基準日時点での予想損失率の修正が適切かを検証する。</p> <p>(ト) キャッシュフローによる回収額等の検証 個別債務者毎に 分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除している場合には、キャッシュフローの見積りが合理的なものとなっているかを検証するとともに、分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。</p> <p>なお、破綻懸念先とされた債務者数が多く、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権について、個別債務者毎に担</p>	<p>(注)「キャッシュフローによる回収額」とは、個別債務者毎に、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額により原則として今後3年間、経営改善計画等が策定されている場合は今後5年間で</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
<p>実質破綻先及び破綻先に対する債権に係る個別貸倒引当金及び直接償却</p> <p>特定海外債権引当勘定</p>	<p>□ . 売却可能な市場を有する債権について、合理的に算定された当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額とする方法</p> <p>実質破綻先及び破綻先に対する債権については、個別債務者毎に 分類及び 分類とされた債権額全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、直接償却する。</p> <p>特定海外債権引当勘定については、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰りの状況等に応じて対象となる国が決定され、当該国の外国政府等、外国の民間企業及び海外の日系企業等に対する債権のうち特定海外債権引当勘定の対象となる債権が明確である必要がある。</p> <p>また、対象となる債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来発生が見込まれる予想損失率を乗じた額を予想損失額とし、当該予想損失額に相当する額を特定海外債権引当勘定に計上する。</p>	<p>保等による保全の状況等を勘案することを省略し、グループ毎に予想損失率を求め、予想損失額を算定している場合には、グループ毎の予想損失額の算定が合理的であるかを検証する。この場合、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権を一つのグループとして予想損失額を算定して差し支えないものとする。なお、一定金額以下の破綻懸念先に対する債権の範囲が合理的な範囲となっているかを検証する。</p> <p>□ . 分類額から売却可能額を控除した残額を予想損失額として貸倒引当金として計上する方法の場合 売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可能額を回収見込額とし、債権額から回収見込額を控除した残額を予想損失額としている場合には、当該債権の売却可能額の算定が合理的なものであるかどうかを検証するとともに、 分類額のうち当該回収可能額を除いた残額を予想損失額としているかを検証する。</p> <p>実質破綻先及び破綻先に対する債権について、償却・引当基準に基づき、 分類及び 分類とされた債権額を予想損失額として、貸倒引当金として計上するか又は直接償却しているかを検証する。</p> <p>なお、 分類及び 分類とされた債権額全額を予想損失額としているか、回収が確実と見込まれる部分を全て 分類とし、 分類とされた額からさらに回収見込額を控除していないかを検証する。</p> <p>特定海外債権引当勘定については、対象国、対象債権、予想損失率及び予想損失額の算定方法が合理的なものであるかを検証する。特に予想損失率の算定方法は、債権売買市場における特定国の債権の売却可能額、格付機関による当該国の格付等を斟酌し、合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>特定海外債権引当勘定は、預金担保や対象国以外に居住する者による保証及び保険で保全されている等により回収が可能と見込まれる債権、現地通貨建債権、ストラクチャー上トランスファーリスクが回避されている債権を除いた債権に、特定国の財政状況、経済状況、外貨繰り等を起因とする将来</p>	<p>回収が確実と見込まれる部分をいう。</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
<p data-bbox="231 940 584 1024">貸倒引当金の総額の適切性の検証</p> <p data-bbox="210 1073 584 1157">2. 貸倒引当金以外の引当金</p> <p data-bbox="201 1430 555 1472">(1) 債権売却損失引当金</p>	<p data-bbox="608 1073 1454 1241">貸倒引当金以外の引当金については、発生の可能性が高い将来の偶発損失等を合理的に見積もり計上する。なお、以下に掲げる引当金の名称はあくまでも例示であり、これ以外の名称とすることを妨げない。</p> <p data-bbox="608 1430 1454 1598">共同債権買取機構に売却した債権の担保不動産の価格が下落した場合等において、売却済債権の価格の下落に伴い将来発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を債権売却損失引当金として計上する。</p> <p data-bbox="608 1608 1454 1871">なお、少なくとも、売却済債権の時価が当初売却価格に比べ50%を超えて下落した場合には、当初売却価格と売却済債権の時価額との差額のうち持込金融機関が負担する額を、翌決算期末日までに売却することが確実と認められる場合には、当初売却価格と当該担保不動産の売却見込額との差額のうち持込金融機関が負担する額を引当金として計上する。</p> <p data-bbox="608 1881 1454 1923">(注) 担保不動産の価格の下落等に伴う損失見込額は、共同</p>	<p data-bbox="1478 306 2323 390">発生が見込まれる予想損失率を乗じた予想損失額として計上しているかを検証する。</p> <p data-bbox="1478 401 2323 611">具体的には、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち、特定海外債権引当勘定の対象となるものについて、一般貸倒引当金に加え、対象国の財政状況等による予想損失率を債権額に乘じた予想損失額を引当金として計上しているかを検証する。</p> <p data-bbox="1478 621 2323 884">また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権のうち、特定海外債権引当勘定の対象となるものについて、個別債務者毎の財務状況等による予想損失額に加え、当該債務者の債権のうち当該予想損失額を除いた部分に対象国の財政状況等による予想損失率を乗じた予想損失額を特定海外債権引当勘定又は個別貸倒引当金に計上しているかを検証する。</p> <p data-bbox="1478 936 2323 1020">貸倒引当金の総額が被検査金融機関の信用リスクの程度に応じた十分な水準となっているかを検証する。</p> <p data-bbox="1478 1073 2323 1199">貸倒引当金以外の引当金については、発生の可能性が高い将来の偶発損失について、合理的に見積もられた額を引当金として計上しているかを検証する。</p> <p data-bbox="1478 1209 2323 1377">なお、発生の可能性が高い将来の偶発損失が存在するにもかかわらず、貸倒引当金以外の引当金を計上していない場合には、引当金を計上しないことについての合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p data-bbox="1478 1430 2323 1556">持込担保不動産の時価の算定が合理的であるか、引当金を計上する基準が合理的であるか、当該基準が、少なくとも左記に掲げるものとなっているかを検証する。</p>	<p data-bbox="2353 936 2822 1157">(注) 貸倒引当金の総額に関する基準は、今後、金融再生委員会が償却・引当に関する告示を変更した場合には、所要の見直しを行なうこととする。</p>

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
(2) 特定債務者支援引当金	<p>債権買取機構に対する債権が貸し倒れることによる損失見込額ではないことから、共同債権買取機構に対する債務者区分を破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先とし、損失見込額を個別貸倒引当金として計上することは適当ではない。ただし、共同債権買取機構に対する債権は、一般貸倒引当金の計上の対象とする（一般貸倒引当金の対象としないことについて合理的な根拠が存在する債権を除く。）。</p> <p>経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るため、債権放棄、現金贈与等の方法による支援を行っている場合は、原則として、当該支援に伴い発生が見込まれる損失見込額を算定し、当該損失見込額に相当する額を特定債務者支援引当金として計上する。</p> <p>具体的には、被検査金融機関の連結対象子会社（いわゆる関連ノンバンクを含む。）の支援に伴う損失見込額の算定に当たり、当該連結対象子会社の資産査定の結果を踏まえ、当該子会社の分類額から当該子会社からの回収見込額（資本の部に計上されている額及び経営改善計画期間中のキャッシュフローによる回収見込額の合計額）を控除（分類から先に充当する）した後に残存する 及び 分類について、被検査金融機関の償却・引当額の算定と同様の方法又はこれに準じた方法により、当該子会社の所要償却・引当額の算定を行い、当該所要償却・引当額を支援に伴う損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。この場合、少なくとも 分類とされた部分は全額、 分類とされた部分は被検査金融機関の償却・引当基準に基づく破綻懸念先に対する債権と同様の方法により予想損失額の算定を行い、当該予想損失額を損失見込額として特定債務者支援引当金に計上する。</p> <p>なお、特定の債務者に対する債権放棄、現金贈与等の方法による支援に伴う損失見込額については、特定債務者支援引当金として計上することが基本であるが、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該特定の債務者の債務者区分が破綻懸念先で支援に伴う損失見込額が債権の範囲内であり、かつ、当該損失見込額が少額で特定債務者支援引当金を設定する必要性に乏しい場合など合理的な根拠がある</p>	<p>債権放棄及び債権放棄以外の現金贈与等の方法により支援を行う予定の債務者が網羅されているか、当該債務者の支援に伴う損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。</p> <p>なお、債権放棄の方法により支援を行っている場合において、当該支援に伴う損失見込額を個別貸倒引当金として計上している場合は、個別貸倒引当金として計上することに合理的な根拠があるか、当該損失見込額の算定が合理的であるかを検証する。</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
<p>(3) その他の偶発損失引当金</p> <p>3. 有価証券の評価</p> <p>(1) 債券の評価</p> <p>(2) 株式の評価</p>	<p>場合は、個別貸倒引当金として計上できる。</p> <p>上記(1)及び(2)以外に発生の可能性が高い将来の偶発損失等を有する場合には、合理的に見積もられた将来負担すると見込まれる額を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査金融機関が抱えている場合で、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額及び分類とされた部分を損失見込額としてその他の偶発損失引当金に計上する。</p> <p>有価証券の評価については、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金に計上し、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</p> <p>私募債については、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する債券は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金に計上し、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</p> <p>株式について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する株式（証券取引所上場株式及び店頭公開株式を除く。）は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金に計上し、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</p>	<p>将来負担する損失見込額を合理的に見積り、その他の偶発損失引当金として計上しているかを検証する。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、左記に掲げるとおり、損失見込額を偶発損失引当金に計上しているかを検証する。</p> <p>有価証券の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を投資損失引当金に計上するか又は直接償却しているかを検証する。</p> <p>債券の評価方法が合理的であるか、損失見込額を投資損失引当金として計上するか又は直接償却しているかを検証する。</p> <p>私募債を債権と同様の方法により分類を行っている場合において、貸倒引当金と同様の方法により損失見込額を算定しているかを検証する。</p> <p>なお、債権と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、投資損失引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>株式の評価方法が合理的であるか、左記に掲げるとおり、損失見込額を投資損失引当金として計上するか又は直接償却しているかを検証する。なお、原価法を採用している場合には、商法に基づく強制評価減に関する基準が明確に定められ、当該基準が合理的なものであるかを検証する。</p> <p>株式を債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様の方法により損失見込額を算定し</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
(3) 外国証券の評価	<p>また、帳簿価格の減額を行う必要があると認められ、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</p> <p>外国証券について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者が発行する外国証券は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金に計上し、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</p>	<p>ているかを検証する。</p> <p>なお、債権と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、投資損失引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。</p> <p>外国証券の評価方法が合理的であるか、左記に掲げるとおり、損失見込額を投資損失引当金として計上するか又は直接償却しているかを検証する。</p> <p>外国証券について、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定しているかを検証する。</p> <p>なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、投資損失引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。</p>	
(4) 証券投資信託の受益権の評価	<p>証券投資信託の受益権について、分類とされた部分を損失見込額として直接償却する。</p>	<p>証券投資信託の受益権について、左記に掲げるとおり、損失見込額を直接償却しているかを検証する。</p>	
4. その他の資産の評価		<p>その他の資産の評価について、左記に掲げるとおり、損失見込額を引当金に計上するか又は直接償却されているかを検証する。</p>	
(1) 仮払金の評価	<p>貸出金に準ずる仮払金以外の仮払金については、分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p>		
(2) 動産・不動産の評価	<p>所有動産・不動産については、分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p>		
(3) ゴルフ会員権の評価	<p>ゴルフ会員権については、分類とされた部分を損失見込額として引当金に計上するか又は直接償却する。</p>		
(4) その他の資産の評価	<p>イ. 買入金銭債権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実</p>	<p>買入金銭債権又は貸付債権信託受益権を債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、貸倒引当金と同様</p>	

項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
	<p>質破綻先及び破綻先である者が発行する買入金銭債権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金又は貸倒引当金に計上し、分類とされた買入金銭債権は、分類とされた部分を損失見込額として投資損失引当金あるいは貸倒引当金に計上するか又は直接償却する。</p> <p>□．貸付債権信託受益権について、債権と同様の方法により分類を行っている場合においては、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である者の債権を流動化した受益権は、貸倒引当金と同様の方法により予想損失額を算定し、分類とされた部分のうち予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失引当金又は貸倒引当金に計上し、分類とされた受益権は、分類とされた部分を損失見込額として投資損失引当金あるいは貸倒引当金に計上するか又は直接償却する。</p>	<p>の方法により予想損失額を算定しているかを検証する。</p> <p>なお、債権の分類と同様の方法により分類を行っている場合、又は分類を行う必要があるにもかかわらず分類を行っていない場合で、投資損失引当金又は貸倒引当金の計上又は直接償却を行っていない場合には、合理的な根拠があるかを検証する。</p>	

自己資本比率等に関する検査について

・自己資本比率の正確性の検証

被検査金融機関の自己資本比率について、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（大蔵省告示第55号）等に定めるところにより、信用リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する。

特に、以下の点について、事務ガイドラインに照らして、自己資本比率等が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。

- 1．資本勘定に算入される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は適正に計上されているかを検証する。計上された税効果相当額が今後5年間の課税所得（期末一時差異の将来加減算調整前）の見込額に実効税率を乗じた額を上回っている場合には、合理的な理由があるかを検証する。
- 2．劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかどうかを検証する。
- 3．負債性資本調達手段でステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないかどうかを検証する。
- 4．海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合は、当該優先出資証券について、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているかを検証する。
- 5．決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に銀行保証等（保証と同等の効果を有するクレジットデリバティブ契約を含む。）を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずリスクアセットを削減していないかを検証する。
ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。
- 6．決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行っている場合は、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約となっていないかを検証する。
- 7．その他、自己資本比率規制の趣旨に反するリスクアセットの削減等がないかを検証する。

・償却・引当に関する検査の結果が自己資本比率に与える影響の検討

償却・引当に関する検査の結果、償却・引当額の水準が不十分と認められる場合には、追加的に必要な償却・引当額の算定に努め、これが自己資本比率にどの程度の影響を与えるのか、即ち、追加的に必要な償却・引当を行った場合に、自己資本比率がどの程度低下するのかを検討する。

具体的には、次のとおり取り扱うものとし、各段階において、主任検査官と被検査金融機関及び会計監査人との認識を一致させるものとする。

1．償却・引当額の水準の検討

償却・引当額の水準の検討に当たっては、以下の場合に、不十分であると判断するものとする。

- (1) 自己査定基準及び自己査定結果の検証の結果、自己査定基準が不適切あるいは自己査定が不正確であることから、債務者区分の変更等により分類額（ 、 及び 分類）が増加した結果、償却・引当額が増加することが見込まれる場合
- (2) 償却・引当基準及び償却・引当結果の検証の結果、償却・引当基準が不適切あるいは償却・引当額の算定が不適切であることから、償却・引当額が増加することが見込まれる場

合

2. 追加的に必要な償却・引当額の算定

追加的に必要な償却・引当額の算定に当たっては、以下の点に留意の上、被検査金融機関及び会計監査人と十分な意見交換を行うこととする。

(1) 上記1の(1)に該当する場合

被検査金融機関の償却・引当基準が適切と認められる場合は、当該償却・引当基準に基づき追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。

被検査金融機関の償却・引当基準が適切と認められない場合は、下記の(2)の方法により求めた償却・引当基準に基づき追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。

(2) 上記の1の(2)に該当する場合

被検査金融機関の償却・引当基準が不適切な場合

被検査金融機関の償却・引当基準のうち不適切な部分について、被検査金融機関及び会計監査人と十分に意見交換を行った上で、償却・引当基準をどのように改めるのかを確定し、修正後の償却・引当基準に基づき、追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。

被検査金融機関の償却・引当結果が不適切な場合

被検査金融機関の償却・引当基準に基づき、適切な償却・引当を行った場合の償却・引当額を算定の上、追加的に必要な償却・引当額を算定することとする。

. 自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握

自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握に当たっては、まず、追加的に必要な償却・引当を当該決算期に行った場合の自己資本比率を算定し、当該算定結果について、被検査金融機関に示して、その内容についての確認を得るものとする。

また、今後、追加的に必要な償却・引当を行うに当たって、被検査金融機関がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものとする。具体的には、償却財源（今後の収益見通し、資産の売却等）、資本増強計画、リスク・アセット対策等について、被検査金融機関の今後の対応策を的確に把握するものとする。

次に、当該対応策の妥当性を検討し、妥当な対応策に基づき追加的に必要な償却・引当額の処理を行った結果として、翌決算期において自己資本比率がどの程度となるのかを確認し、主任検査官と被検査金融機関及び会計監査人との認識を一致させるものとする。

さらに、当該決算期及び翌決算期における自己資本比率の水準が「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令）第21条の2等に定める早期是正措置の発動基準に該当する可能性があるかを検証する。

その際、同施行規則第21条の3第2項及び第3項の規定等に該当しないかを検証する。

市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

「市場リスク」とは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクである（それに付随する信用リスク等の関連リスクを含み「市場関連リスク」とする）。なお、市場リスクは以下の3つのリスクからなる。

金利リスク～金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。

価格変動リスク～有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。

為替リスク～外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより、市場関連リスク管理態勢の確認検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえ実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は検査官が金融機関のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を金融機関に直ちに法的に義務付けるものではない。マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国際統一基準適用金融機関」という。）にあっては、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国内基準適用金融機関」という。）にあっては、としている項目がある。

（注）「取締役会、取締役会等」についての説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等を含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

金融機関の類型

デリバティブを含む市場取引に関する経営戦略の相違による金融機関の類型については、次によるものとし、具体的な取引態様による区分については、下記表を参考にする。

なお、検査官は、各金融機関において下記を参考に自行の類型を明確に定めているか確認する（ただし、拠点毎に取引態様が大きく異なる場合には、拠点毎に自行の類型を定め、それに対応した市場関連リスク管理態勢とすることも可能であることに留意する。）。

- (1) グローバル・ディーラー型（GD）： 主要な金融市場でディーリングを行っている金融機関
複雑なデリバティブの内製化を行っている金融機関
- (2) 対顧客ディーラー型（CD）： 自己のALMポジションのヘッジを行っている金融機関
対顧客取引は行うが、大きなポジションは取らない金融機関
- (3) 限定的なエンド・ユーザー型（EU）： 主として自己のALMポジションのヘッジを行っている金融機関

デリバティブ取引の状況 金融機関の分類	インターバンクマーケットにおいて 値付け業務を行っている	デリバティブ新商品を開発している	顧客に対する値付け業務 を行っている	複雑な仕組みのデリバティブ取引 を行っている	デリバティブ取引を恒常的に 行っている	一般的に確立されたデリバティブ 取引を行っている	自己のALMポジションのヘッジ を行っている
グローバル・ディーラー							
対顧客ディーラー							
限定的なエンド・ユーザー							

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
・リスク管理に対する認識等 1.取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 金融機関の種類 (GD、CD、EU) により必要とされるリスク管理態勢は異なるが、取締役会において、自行の種類を明確に定めているか。	
	(2) リスク管理のための組織の整備	(2) 取締役会は、決定した戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場関連リスクの管理体制を整備しているか。	
	(3) ポジション枠等の設定の際の基本的な考え方の確立	(3) ポジション枠 (金利感応度や想定元本等に対する限度枠)、リスク・リミット (VaR等の予想損失額の限度枠)、損失限度の設定に際しては、金融機関の経営や財務内容に重大な影響がもたらされることもあることを念頭に置き、取締役会において、例えば、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引き受け、これを管理する中で収益を挙げることを目標とするのか等について、金融機関におけるリスク管理の方針として、各枠の設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。	
	(4) ポジション枠等の適切な設定	(4) 取締役会等において、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方に基づき、各部門のリスク・テイク業務の内容を検討し、各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力、人的能力等を勘案し、取り扱う業務やリスク・カテゴリー毎に、それぞれに見合った適切な枠を設定しているか。 また、取締役会等において、定期的に (最低限各期に1回)、各部門のリスク・テイク業務の内容等を再検討し、枠を見直しているか。 なお、自己資本等の経営体力とリスク量とを比較し、経営体力から見て過大なリスク量となっていないかを確認する観点から、市場部門全体のリスク・リミットの総枠を計測し、適切に金融機関全体の資源配分が行われているかどうかを確認していることが望ましい。	
2.管理者の認識及び役割	(1) リスク管理のための規定の整備	(1) 市場リスク管理のための規定は、特に、デリバティブを含む市場取引について、市場部門 (フロント・オフィス)、事務管理部門 (バック・オフィス) 及びリスク管理部門 (ミドル・オフィス等)、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。	(注) 「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職 (取締役を含む) をいう。以下同じ。 (注) 「リスク管理部門」とは、GDにあっては「専門家を集めた独立のリスク管理部門」を言い、CD、EUにあっては「専門家を集めた独立のリスク管理部門又は事務管理部門等に設置するリスク管理担当部署 (担当者)」をいう。
	(2) ポジション枠等の適切な管理	(2) 管理者は、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方及び設定された枠に従い、適切な管理の実行について責任を負っているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(3) 事故防止のための人事管理	<p>(3) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上、職員（管理者を含む）が職場を離れる方策をとっているか。なお、この期間は、2週間以上であることが望ましい。</p> <p>また、管理者は、上記方策の状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。</p> <p>さらに、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。</p>	
<p>・適切なリスク管理態勢の確立</p> <p>1. リスクの認識と評価</p>	統合的なリスク管理体制の確立	<p>市場関連リスク管理に当たっては、特定取引（トレーディング）部門と非特定取引（バンキング）部門の双方がカバーされる体制をとっているか。</p> <p>また、将来的には特定取引部門のみならず、非特定取引部門の信用リスク・市場リスクを含めた統合的な管理体制をとることが望ましい。</p> <p>なお、非特定取引部門の信用リスク・市場リスクを含めた統合的な管理体制となっていない場合は、非特定取引部門の市場関連リスク管理体制については、当面、後段2.(1)「市場リスクの管理」に特段の定めがない限りにおいては、後段2.(2)「ALM管理」によっているか。</p>	
<p>2. 管理業務</p> <p>(1) 市場リスクの管理</p> <p>顧客リスクの管理体制</p>	(1) 顧客とのトラブルに対する管理・処理体制の整備	<p>(1)〔GD、CD〕顧客サイドでのリスク管理が十分でない場合には、顧客が多額の損失を被り、それが基で金融機関が訴訟を受けたり、損失を被ったりするリスクが生じる。したがって、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署を明確にするなど、管理・処理体制を整備しているか。</p> <p>また、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署において、速やかにその原因究明を行うとともに、その再発防止策を講じているか。</p>	
	(2) デリバティブ商品の開発	<p>(2)〔GD、CD〕デリバティブ商品は、顧客とのトラブル、訴訟等金融機関にとって、非常に大きな影響を招く可能性があることを考慮し、リスクの高いデリバティブ商品を新規に取扱う場合には、リスク管理の専門家による法的、技術的なチェックを行った上で、取締役会等による承認を得ているか。</p> <p>また、リスクの高いデリバティブ取引を顧客の不健全な要求によって開発していないか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(3) 顧客への販売	(3) [GD、CD] デリバティブ商品は、その商品のリスクを十分に管理できる能力及び体力を持っている顧客に販売していることが望ましい。 顧客が自己のポジションヘッジではなく、スペキュレーションのためにデリバティブ商品を購入しようとしている場合には、特に慎重に対応しているか。	
	(4) 顧客に対する商品内容等の説明及び顧客の意思確認	(4) [GD、CD] デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、具体的に解り易い形で解説した書面を交付し説明しているか。 顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。	
	(5) 取引内容の顧客への報告	(5) [GD、CD] 販売後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報等を提供しているか。 時価情報については、その時価が何を表しているのか（ヘッジ・コストを勘案したものであるか等）を明確にしているか。 時価情報等の顧客への提供にあたっては、市場部門から独立したリスク管理部門（又は事務部門）において行うなど、顧客に正確な情報が提供されるような方策をとっているか。	
業績の管理	損益状況等の分析及び不適切な取扱いのチェック	決算操作等のために、デリバティブ取引等を利用した不健全な取扱いを行っていないか。また、リスク管理部門において、収益部門が過大な収益を挙げている場合には、その要因が分析され、それがリスク管理に係る各種の規定の逸脱等の不適切な取扱いなどによるものでないか否かについて確認しているか。 リスク管理部門は、損益を契約額・想定元本、取引量との関係で査閲することも行っているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
時価・リスク量の把握	(1) 正確な時価の把握	(1) 特定取引部門のみならず、非特定取引部門を含んだ、ポジションの時価（モデル等により算出する公正価値を含む）を正確に把握しているか。また、貸出金等時価把握の技術が確立していないものも、可能な限り把握しているか。なお、連結ベースでも把握していることが望ましい。	
	(2) リスク要素の把握・計測	(2) 例えば、金利であれば、金利全体の上昇（下降）のみならず、イールドカーブの形状の変化、商品間・市場間のスプレッドの変化によるリスクを把握しているか。 〔GD、CD〕オプション性取引を相当程度行っている場合、また、取引量は少ないとしても「売り」を行っている場合には、市場価格の変化及び市場価格の変化の予想変動率の変化、また、市場価格の変動によりもたらされるヘッジ比率の変更の必要性とその場合の適正な水準等について把握しているか。	
	(3) 統一的な指標によるリスク量の計測	(3) リスク量を、各部門に共通した統一的な指標で定量的に把握しているか。統一的な指標は、全ての必要なリスク要素を把握・計測していることが望ましいが、仮に、統一的指標で十分な把握・計測を行っていないリスクが存在している場合には、これを計測する情報を補完的に用いることにより、経営上の意思決定に際しては、必要な全ての要素を勘案していることを確保しているか。 〔GD〕リスク量の計測は、例えば、統計的手法を用いたV a R法等の、合理的、かつ、客観的で精緻な方式を採用して行っているか。 〔CD、EU〕統計的手法を用いたV a R法等を採用して行っていることが望ましいが、そうでない場合には、例えばB P V法等による簡易な計測方法により行っているか。	
	(4) モデルの妥当性の検証体制及びモデルの管理体制の確立	(4) プライシングモデルやリスク量の計測に用いられているモデルについては、フロント部門や金融商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や検査部門、外部コンサルタント等）において、その妥当性を検証しているか。仮に、各モデルに不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。 また、各モデルの内容を、容易に改変することができないような体制・規定を整備し、定められた規定等に従って適切にモデルの管理を行っているか。 なお、各モデルについては、定期的（年1回程度）に見直しすることが望ましい。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(5) リスク計測機能の有効性の検証	(5) リスク管理部門や検査部門等において、金利や為替レートの変化等が収益や自己資本に及ぼす影響を定期的に計測するとともに、計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク計測機能の有効性を検証しているか。	
	(6) ストレス・テストの適切な実施	(6) VaR法は、あくまで平常の市場環境の下で最大のリスク量を計測するものである。したがって、VaR法に加え、ストレス・テストを定期的に行っているか。また、BPV法を基本としたセンシティビティ分析を主としている場合は、最悪のシナリオによる分析を定期的に行っているか。 なお、ストレス・テストの内容については、その設定内容の根拠が明確であり、かつ適切なものとなっているか。 〔GD、CD〕市場の状況の変化や保有しているポジションの大きさ、ポートフォリオの内容等に比例して、なるべく頻繁に（例えば四半期に1回程度）ストレス・テストを行っているか。 〔EU〕ポートフォリオの内容等に応じ、できる限り（例えば、年1回程度）行っていることが望ましい。	
	(7) ポジションの把握、時価評価、リスク量の計測の頻度	(7) 〔GD、CD〕特定取引勘定の主要な商品については、少なくとも日次ベースでポジションの把握、時価評価、リスク量の計測を行っているか。なお、非特定取引勘定も含めて極力頻繁に（月1回以上）、また、主要拠点の連結ベースで行っていることが望ましい。 〔EU〕頻繁な時価評価、リスク量の計測は必要ないが、ALMの観点から非特定取引勘定も含め最低限月1回は行っていることが望ましい。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
ポジション 枠、リスク ・リミット 及び損失限 度の管理	(1) ポジション枠等の管理規定の明確化	(1) ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超過した場合、もしくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限（方針及び手続き等）を明確に定めているか。 また、当該規定においては、ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超えてポジションを持ち続けることができない規定となっているか。	
	(2) ポジション等の権限の委譲	(2) 担当役員、管理者、各ディーラー毎にポジション、収益目標、損失限度等の権限委譲を文書で行い、枠の変更の都度ディーラー等から署名による確認書を受け等、ディーラー等に対して責任の領域を明確に指示しているか。また、各部門に設定されたポジション枠等については、定期的（最低限半期に1回）に見直しを行っているか。	
	(3) ポジション枠等の管理規程の遵守	(3) ポジション枠等の管理規程の適用は厳正に行っているか。また、規定又は運用に問題があると認められる場合には、適切な改善策をとっているか。 リスク管理上、何らかの問題が発生した場合には、部門内で処理せず、リスク管理部門等へ速やかに正確な情報を伝達しているか。	
	(4) ポジション等の管理の実行	(4)〔GD〕リスク管理部門が日中において、必要に応じ主要商品のポジション、損失額をモニターできる体制となっているか。なお、ディーラー別又はポートフォリオ別のポジション収益管理システムを整備し、適切に運用しているか。 〔CD、EU〕リスク管理部門が少なくとも日次ベースで主要商品のポジション、損失額をモニターできる体制となっているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
市場流動性 リスク	(1) 市場流動性の適切な管理	(1) リスク管理部門は、市場流動性の状況を正確に把握（又は報告を受け）しているか。 また、必要に応じ、市場流動性の状況を代表取締役及び取締役会等へ報告しているか。	
	(2) ポジション枠の設定及び見直しの実施	(2) マーケットの状況により、市場において企図した時点価格での取引が出来ないことがある。したがって、リスク管理部門は、市場流動性の状況を勘案し、必要に応じ適切に取締役会等の承認を得た上で（緊急の場合には担当取締役が決定し、事後的に取締役会等に報告し検証を受ける）、ポジション枠を設定しているか。 また、運用商品、市場環境の変化等により定期的（最低限半期に1回）あるいは状況に応じて随時、ポジション枠を見直しているか。	
	(3) 市場流動性リスクを勘案した運用	(3) 商品毎に市場規模・厚み、流動性を勘案した運用を行っているか。	
	(4) モニタリングの実施	(4) リスク管理部門は、商品毎の日々のポジションの状況を把握するとともに、市場規模の変化、信用状況の変化をモニタリングしているか。	
	(5) 報告の実施	(5) リスク管理部門は、把握されたポジションの状況等について、規定に基づき正確に担当取締役（必要に応じ代表取締役及び取締役会）に報告しているか。また、ポジション枠を超過した場合や、懸念時・危機時の場合には、極力、頻繁に代表取締役又は取締役会に報告を行うとともに、適切な対応策をとっているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
事務管理	(1) 規定に従った事務処理	<p>(1) 為替、資金、証券取引等及びこれらの派生商品取引については、各取引の規定・マニュアルに沿った取扱いを行っているか。例えば</p> <p>事務管理部門が、全ての取引を漏れなく把握しているか。(例えばシステム入力最終確認、チケットの打刻や連続番号による確認等)</p> <p>取引内容の入力は遅滞なく行われているか。</p> <p>確認・調整段階で検出されたディーリング・チケットの誤りの修正は管理者によって承認されているか。</p> <p>処理が将来行われるため未完扱いとされているディーリング・チケットは、適切に管理・記録されているか。</p> <p>取引担当者以外の者がコンファーマーションを送受しているか。</p> <p>コンファーマーションとディーリング・チケットの照合は適切に行われているか。</p> <p>ディーリング・チケット、ディーリング・シート、コンファーマーション等の保存・保管状況は適切か。</p> <p>なお、市場部門及び事務管理部門の個々の取引記録等の証拠書類については、内部検査部門のチェックを受けることとし、規定に定められている保存年限(最低限1年以上)に基づいて保存しているか。</p>	
	(2) データの突合	<p>(2) 市場部門と事務管理部門における取引データの突合を行うとともに、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、予め定められた方法に基づき補完しているか。例えば、証券取引においては、市場部門でのディーリング・システムによるポジションと事務管理部門での証券会社及びカストディ部門等との確認後の勘定系の証券保有残高との照合を定期的(最低限月1回)に行っているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
市場取引に係る信用リスクの管理	(1) 市場取引に係る信用リスク量の計測	<p>(1)〔GD、CD〕信用リスク量の計測は、カレント・エクスポージャー方式（再構築コストとポテンシャル・エクスポージャーの合計）で行っているか。決済リスクについても把握する体制となっているか。</p> <p>〔EU〕信用リスク量の計測は、最低限、想定元本方式又はオリジナル・エクスポージャー方式（想定・契約元本に商品・取引期間毎の掛目を乗ずる方式）で把握しているか。さらに、今後、海外拠点を設置しようとする場合にはカレント・エクスポージャー方式への移行を考慮しているか。</p> <p>また、決済リスクについても把握する体制となっているか。</p>	
	(2) ポジション、時価評価、信用リスク量のオン・オフ一体管理	<p>(2)〔GD、CD〕取引先毎の個別取引状況を把握し、時価、信用リスク量をオン・オフ一体で名寄せ管理し、信用リスクの管理者に対してエクスポージャーとクレジット・リミットの状況について正確、かつタイムリーな情報提供を行っていることが望ましい。</p> <p>営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先毎のオン・オフ一体での信用リスク量を正確に把握しているか。</p> <p>〔EU〕営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点（あるいは直近時点）での取引先毎のオン・オフ一体での信用リスク量を正確に把握しているか。</p>	
	(3) 与信の承認体制の明確化及び与信承認機能の独立	<p>(3)〔GD、CD〕少なくとも年1回以上、取引先の信用リスクを分析しているか。また、頻繁・継続的に取引が行われている場合は、予めクレジット・リミットを設定しているか。</p> <p>クレジット・リミットの設定、見直し等の管理は、市場関連部門から独立した与信審査部門で行っているか。また、設定されたクレジット・リミットは、他の与信基準との整合性を図っていることが望ましい。</p> <p>〔EU〕取引相手先の選択に当たっては、取引相手先の信用リスク等を十分検討しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(4) クレジット・リミットに係る規定の整備及び クレジット・リミットの適切な管理	<p>(4) クレジット・リミットに接近した際の管理方針（信用リスク補完策等）やクレジット・リミットを超えた際の管理者への報告体制、権限、手続き等の規定を明確に定めているか。</p> <p>また、規定に従って適切にクレジット・リミットを管理しているか。</p> <p>〔GD、CD〕信用リスク額がクレジット・リミットに達した場合には、新たな信用の供与に繋がるような取引を停止し、規定に従い管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）へ報告の上、クレジット・リミットの見直し等の対応方針を管理者（必要に応じて代表取締役及び取締役会）の承認を得た上で決定し、実施しているか。また、既存取引についても担保の追加徴求等のリスク軽減策を講じていることが望ましい。</p> <p>なお、取引先に対する信用リスク額が上限に達する前の段階に適切なアラーム・ポイントを設け、アラーム・ポイントに達した場合に、取引先と信用リスクの補完策に対する協議を開始するなどの規定を設け、クレジット・リミットを管理することも有効である。</p>	
	(5) リスク軽減措置の活用	(5) 信用リスクの軽減のため、契約の法的有効性を確認した上で、ネットィング契約、担保徴求、保証等を活用していることが望ましい。	
マーケット・リスク 規制関連及 びその他の 内部モデル を使用した リスク管理	内部モデルの確認検査用チェックリストを参照		

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
(2)ALM管理 ALM組織 の体制	(1) ALM委員会等の設置	(1) ALM委員会等を、資産・負債を総合管理し、戦略目標等の策定に関わる組織として位置付け設置しているか。	(注)「ALM委員会等」とは、ALM委員会及びそれと同等の機能を持つ組織をいう。以下同じ。
	(2) ALM委員会等と関連部門との連携	(2) ALM委員会等において、金利・為替予測、リスク把握、ヘッジ取引等を実施する関連部門での分析・取引内容を検討データとして有効に利用しているか。 また、各関連部門での重要な情報(重要な情報の定義は、規定により明確にされているか。)がALM委員会等へ報告される体制となっているか。	
	(3) ALM委員会等への取締役の参加	(3) ALM委員会等には、関連部門の取締役や管理者が毎回出席し(市場環境の大幅な変動時等は代表取締役を含む。)、検討を行っているか。	
	(4) ALMシステムの整備	(4) 金利改定リスク、イールドカーブリスク、ベースリスク等の金利リスクの主要な発生源や為替リスク、価格変動リスク等の市場リスクをカバーし、かつ多面的な分析手法を備えたシステムを整備していることが望ましい。	
金利リスク の把握	(1) 複数の手法を利用した多面的なリスク管理	(1) オン・オフを統合し、異なる分析手法(ギャップ分析、シミュレーション分析等)を併用するなど、多面的な管理を行っているか。	
	(2) 金利リスクの分析及びその分析結果の活用	(2) 金利改定期に従ったマチュリティ・ラダーを定期的に(最低限四半期に1回)に作成し、分析を行っているか。また、多面的な分析手法(例えば、シミュレーション分析や金利感応度分析等)により定期的に(最低限四半期に1回)リスクの把握を行い、ALM委員会等で活用しているか。 なお、定期的に(四半期に1回以上が望ましい)ストレス・テストを行い、ALM委員会等で活用していることが望ましい。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
為替リスクの把握	(1) 為替リスクの適切な把握	(1) 保有外貨資産（円投外貨資産含む）・負債の為替リスクについて、適切な金融手法を利用するなど、自らの有するリスクに応じた適切な管理を行っているか。	
	(2) 為替リスクの分析及びその分析結果の活用	(2) 定期的に（最低限四半期に1回）リスクの把握を行い、ALM委員会等で活用しているか。 なお、定期的に（四半期に1回以上が望ましい）ストレス・テストを行い、ALM委員会等で活用していることが望ましい。	
ALMの運用	(1) ポジション枠等の適切な設定及び見直し	(1) 資産・負債の総合管理に関するポジション枠、リスク・リミットの設定は、取締役会が決定したリスク管理の基本方針に沿ったもので、かつ、自己資本や業務純益等を考慮したものとなっているか。また、ポジション枠等は、定期的（最低限半期に1回）あるいは必要に応じ随時見直しているか。	
	(2) 適切なリスク・コントロールの実行	(2) 金利・為替・価格変動リスク等市場リスクのコントロールは、取締役会が決定したリスク管理の方針に従っているか。	
	(3) ALM委員会等での検討結果の経営戦略への活用	(3) 取締役会における戦略目標やリスク管理方針の策定の際に、ALM委員会等での分析結果を勘案しているか。 また、リスク管理部門において、取締役会が決定したリスク管理方針に沿ってリスク・コントロール等の業務運営が行われているかどうかを検証し、取締役会に報告しているか。なお、方針に沿った業務運営が行われていない場合には、速やかに改善措置をとっているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
(3)特定取引関連 (特定取引(トレーディング)勘定設置金融機関のみ 検証)	(1) 規定の整備	(1) 区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な規定等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも下記の事項について定めているか。また、当該規定等は、重要な規定として取扱い、その変更の際にも制定の際に準じた手続きをとっているか。 法令上の「特定取引目的」の定義に基づく、区分経理に係る明確な運用ルール <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定取引目的の定義 ・ 取引目的による明確な組織区分(ユニット単位による人的な区分)と独立した意思決定権限 ・ 特定取引を行う組織とそれ以外の組織との間のディーラーの兼務の制限 ・ 勘定間の振替の禁止 ・ 特定取引勘定における特定取引の取引種類毎の帳簿の作成 ・ 特定取引有価証券の取引相手のマーケットへの限定やヘッジ目的の認識 特定取引を行う部署の管理者並びに時価等を算定する部署の管理者の権限と義務 規定の遵守義務及び変更手続 時価等の算定方法に係る基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行法等あるいは省令に定められた算定方法の遵守 ・ 特定取引を行う組織から独立した他の組織による時価の算定 ・ 時価等の算定方法(時価等の算定方法を「公正価値算定要領」など別の書類に定める場合はその旨の規定) ・ 時価等の算定について、いわゆる「新外為経理基準」を用いるものがあれば、その対象の明記 ・ 時価等の算定に関するルールの遵守に係る内部監査・検査の実行 ・ 時価等の算定にフロント機能を有する組織が関与する必要がある場合は、その関与の方法 内部取引を行う場合のルールと管理の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部取引の定義と対象 ・ 内部取引を行う場合の基本方針 ・ フロント組織から独立した他の組織による内部取引の承認 ・ 内部取引を行う場合の承認手続きと保存書類 委託取引を行う場合のルール <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部取引に関するルールの遵守状況に係る内部監査・検査の実行 	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(2) 組織及び人員の分離	<p>(2) 特定取引勘定に係る取引を行う組織（少なくともいわゆるフロント機能を有する組織）は、ユニット（例えば、室、課、グループ等）単位以上の組織として、同様の取引を行うが取引目的が異なる非特定取引勘定に係る取引を行う組織とは組織的にも、また、人的にも別に構成していることが望ましい。</p> <p>なお、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合（例えば、特定取引部署で特定取引に列挙した取引以外の取引を併せ行う場合など）には、必ずしもこの組織区分は求めない。</p>	
	(3) 帳簿の記載	<p>(3) 特定取引勘定に係る帳簿は、特定取引及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。当局申請時に作成するものとしている種類の帳簿について、適正な記載を行っているか。</p> <p>また、当該帳簿を実際の業務においても、有効に利用しているか。（実際の業務では別の帳簿を使用していないか。）</p>	
	(4) 特定取引勘定に係る取引を行う組織における非特定取引勘定に係る取引の禁止	<p>(4) 特定取引勘定に係る取引を行っている組織において、非特定取引勘定に係る取引を行っていないか（その逆も）。（ただし、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合を除く。）</p>	
	(5) 恣意的な勘定選択の禁止	<p>(5) 本来、非特定取引勘定で処理すべき取引について、マーケット・リスク対策等の理由により特定取引勘定における取引として処理するなど、恣意的に勘定を決定していないか。</p>	
	(6) 内部取引の適正性	<p>(6) 同一金融機関内における内部取引については、会計制度の違いを利用した損益の計上がなされ得るため、恣意的取引を排除する観点から、内部取引は、特定取引勘定設置認可を受けた際の「内部取引を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類」（又は特定取引勘定に関する規定）等に沿って適正に行っているか。</p>	
	(7) 特定取引実施部署と時価算定部署の分離	<p>(7) 時価算定の方法の公正性を確保する観点から、特定取引を行う部署と時価算定を担当する部署が異なっているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(8) 時価等の算定の基礎となる資料の作成及び保存	(8) 金融機関内外の検査や監査等に際して、時価算定の公正性を疎明する必要があることから、一定期間、時価の算定を再現できる資料を保存し管理しているか。	
	(9) 公正価値算定の客観性の確保	<p>(9) 公正価値算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。</p> <p>規定等に基づき「公正価値算定要領」を定め、継続的に使用しているか。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要がある場合には、規定等に基づき速やかに改正しているか。</p> <p>なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。</p> <p>「公正価値算定要領」については、内容の公正性・妥当性をチェックする観点から、あらかじめ、特定取引勘定に係る取引を行う組織（いわゆるフロント機能を有する組織）及び金融商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や内部検査部門等）の承認を受けているか。</p> <p>また、当該要領の運用状況についても定期的に上記組織（例えば、リスク管理部門や内部検査部門等。ただし、実際に算定を行っている部署は除く。）のチェックを受けているか。</p> <p>公正価値算定の客観性確保の状況に関して、内部検査の重点項目に含めているか。</p> <p>また、検査の際の留意点として以下のものが含まれているか。</p> <p>(イ) 省令で限定された取引範囲に違反していないか。（取引所取引、有価証券関連取引、金銭債権の取得及び譲渡は、勘定間取引ができない。）</p> <p>(ロ) 内部取引が公正価値により行われるなど、規定等に基づき適切に行われ、内部牽制が効果的に発揮されているか。</p> <p>(ハ) 内部取引であることが伝票上明示され、区分保管されているか。</p> <p>(ニ) 意図的な損益調整が行われていないか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(10) 公正価値の算定	<p>(10) 公正価値の算定は、以下の考え方にに基づき、フロント機能を有する組織から独立した組織において算定しているか。</p> <p>上場取引 原則として、公表されている最終価格（取引所の取引価格（終値（清算価格を含む）等）に基づき、合理的な方法により算出されているか。</p> <p>非上場取引 (a) 非上場取引のうち、引合価格が入手可能な取引 原則として、ブローカー（スクリーン含む）、取引業者等から入手した取引の引合価格を用いて算出しているか。</p> <p>(b) 上記に該当しない取引 (イ)類似の性格を有する金融商品の入手可能な引合価格 (ロ)評価手法（割引現在価値法、オプション価格計算モデル等）に基づく見積価格 を用いて算出しているか。</p> <p>また、以下の点にも留意しているか。</p> <p>店頭デリバティブの価格算定については、 (イ) 取引時と期末の算定方法が概ね同一であるか (ロ) 会計監査人等による外部監査人のチェックを受けているか (ハ) 内部検査でチェックが行われているか 等により、公正性を確保するための対応が図られているか。</p> <p>「公正価値算定要領」等に規定される、 (イ) 基礎データの種類とその入手先 (ロ) 基礎データの入手時刻 (ハ) 基礎データからイールドカーブを作成する方法 (ニ) 基礎データの保管方法と保管期間 (ホ) 補正を行う場合の補正手続き が遵守されているか、また継続使用されているか。</p>	
	(11) 情報の開示	<p>(11) 「重要な会計方針」の開示の観点から、適切な区分経理、客観的な時価の把握・管理について以下の点を開示しているか。</p> <p>特定取引勘定の枠組み（「特定取引目的の取引」の定義、具体的な対象商品、組織区分等） 時価の考え方（時価評価に公正価値の概念を用いること、公正価値算定要領の概要、客観性確保手段等） 特定取引勘定に係る財務情報</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
3.職責の分離	相互牽制体制の構築	<p>リスク管理部門は、市場部門、事務管理部門が複数のシステムで運営している場合には、ポジション情報等を市場部門と事務管理部門の双方から取り、両者に齟齬が無いことを確認し（一体のシステムで運営されている場合には必要ない）、ポジション枠等の管理規程の遵守状況をモニターするほか、リスク管理に係る体制の整備・運営、情報を収集・加工し取締役会等へ報告する等の役割を適切に実施しているか。また、リスク管理部門には取引のモニターに必要な人員を確保しているか。</p> <p>リスク管理部門では、期中損益（評価損益を含む）の出方に異常がないかどうか定期的に精査・分析を行っているか。</p> <p>〔GD〕市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置しているか。</p> <p>〔CD、EU〕市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置していることが望ましいが、そうでない場合には、例えば、企画部の中にリスク管理グループ等を設置していることなどにより対応しているか。</p> <p>相互牽制機能の発揮のために次の点に留意しているか。</p> <p>チーフ・ディーラーと事務管理部門担当者との馴れ合い等により、ディーラーが直接勘定系の操作をしたり、指示したりし得る立場になっていないか。</p> <p>ベテラン・ディーラーであることから、上司（支店長や担当役員）から個人的にも信頼が厚く、他の行員から聖域化されていないか。特定の人材に依存する場合には、人的リスクが高くなることを認識し、注意深く管理しているか。</p> <p>市場部門の責任者の下にコンファメーション班を置いたり、同一人が市場部門と事務管理部門の責任者を兼務するなど、組織上の分離が機能しないような運用になっていないか。</p> <p>全ての情報が迅速、かつ正確にリスク管理部門に伝達されているか。リスク管理上、何か問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速、かつ正確に伝達されているか。</p> <p>独立したリスク管理部門を設置し、また、専門性を持ったスタッフを配置しているなど、リスク管理情報が取引部門からの影響を受けることなく、担当取締役等に報告される体制となっているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>ディーラーの取引状況については、24時間録音され、定期的に抽出等の方法により録音内容と取引記録の照合等を行っているか。</p> <p>録音済のテープは一定期間保管されているか（テープの保管・管理は、市場部門、事務管理部門から分離されたセクション（リスク管理部門等）、又は職責が分離された事務管理部門の他のセクションが担当しているか。）。なお、事務管理部門の電話も後日の確認のために、録音していることが望ましい。</p> <p>なお、ディーラーの取引状況の録音内容とディーリング・チケット（取引記録）との照合を行う際には、ディーリング・チケットを録音内容によりチェックしていくのではなく、録音内容に該当するディーリング・チケットが全てあるかどうかチェックしているか。</p> <p>在宅ディーリングは、営業時間外のリスク回避等のために限定された条件の下で行われているか。取引量、種類、ディーラーを特定して管理されているか（規定上も明文化されているか。）。また、アンサー・フォンの設置等により取引記録を録音管理しているか。</p> <p>ディーラーの取引状況の録音内容は、定期的にディーリング・チケットと照合していることをディーラーに周知徹底しているか。</p>	
4.情報伝達	(1) リスク管理部門の情報へのアクセス	(1) リスク管理部門は、各市場部門から直接、適切かつ包括的な取引情報等の内部データ及び市場データが入手できる体制となっているか。また、リスク管理部門は、各部門のミドル・オフィス等に対し直接、指揮・監督を行える体制となっているか。	
	(2) ディーリング・サポート・システム等の整備	(2)〔GD〕携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）毎、拠点毎のポジションがリアルタイム又は日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。 〔CD〕携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）毎、拠点毎のポジションについて、少なくとも日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(3) 事務処理等に対応したコンピュータシステムの整備	(3) 携わっている全ての取引に係る基本的な事務処理、決済及び管理に十分対応できる勘定系・情報系のコンピュータシステムを確保し管理しているか。	
	(4) バックアップ体制の整備	(4) 実効性あるコンティンジェンシープランを含むバックアップ体制を整備しているか。	
	(5) システムの安全性確保	(5) システムの安全性確保について、システムへ権限のない者がアクセスすることを排除するため、入室制限やパスワードによるアクセス制限等の対策を講じているか。	
	(6) 情報のリスク管理部門への伝達	(6) 市場部門等は、全ての情報を、迅速、かつ、正確にリスク管理部門に伝達しているか。リスク管理上、何か問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速、かつ、正確に伝達されているか。	

内部モデルの確認検査用チェックリスト

項 目	内 部 モ デ ル の チ ェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
・ 一般的条件 1. リスク管理システムの遺漏のない形での運営	内部モデルの位置づけ	リスク管理システムに概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。 ・ リスク管理方針のもとで、内部モデルについて次のようなことが把握されているか。 当該金融機関が行っている取引の種類と規模を踏まえたモデルの構築の考え方に基づいたリスクの特定と計測 ～ から生じるモデルの限界と弱点を補完するためのストレス・テストの実施の内容を検証するためのバック・テストの内容 また、連結対象となる子会社等に対しても上記～について把握し、連結ベースのリスク管理システムに問題がないことを確認しているか。 ・ 内部モデルで把握された結果を踏まえ、自己資本の割り当ての方針を策定しているか。	
2. リスク管理のための人員配置	(1) 人材の確保	・ 各部門（フロント、ミドル、バック、検査部等）の業務内容に応じて、モデルの使用に習熟したスタッフが確保されているか。 ・ 管理者は、VaR及びモデルに関し、十分な知識と経験を有しているか。	
	(2) 人材の育成	・ 内部モデルに関する研修体制は整備されているか。	
3. モデルに関する記録	モデルに関する過去の記録	・ モデルの運用記録を保存しているか。 ・ モデルの設計における方法等選択の際の検討過程、決定根拠についての詳細な記録等を保存しているか。 ・ 事後の検証を容易にするための記録を保存しているか。	
4. ストレス・テストの実施	定期的なストレス・テストの実施	・ 後段 ． 3 ． 「ストレス・テスト」のような形で、ストレス・テストを実施しているか。	

項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
・ 定性的基準 1. 独立したリスク管理部署の設置	(1) リスク管理部署の独立性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理システムの設計・運営に責任を負うリスク管理部署を、フロント部署から独立して設置しているか。 ・ 同一の役員が、フロント部署とリスク管理部署を担当していないか。 	
	(2) 役員及び取締役会等への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理部署は、リスク計測モデルの算出結果を担当役員及び取締役会等に直接、報告しているか。 	
	(3) リスク管理部署の権限の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理部署の役割及び権限について、明確に規定しているか。また、各規定の整合性に問題はないか。 	
	(4) リスク管理部署の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理部署は、リスク計測モデルから得られた結果を分析しているか。 ・ リスク管理部署は、適切なリスク管理の観点から、フロント部署等に対する相互牽制機能を十分に発揮できる態勢となっているか。 ・ リスク管理部署は、明確なリスク管理方針を関連全部署に周知徹底しているか。 ・ リスク管理部署は、トレーディング・リミットの遵守状況等を管理しているか。なお、バンキング勘定においてもリミットを設定している場合には、遵守状況等を管理しているか。 	
2. バック・テスト	(1) バック・テストの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ バック・テストの実施方法、頻度、分析手続き及び報告手続きは文書化されているか。 ・ バック・テストを定期的実施しているか。 ・ ポートフォリオを固定させた仮想のトレーディング損益等と、実際のトレーディング損益等いずれかをを用いたバック・テストを実施しているか。 ・ ブロード・リスク・カテゴリー（金利・株式・外国為替・コモディティ、また、オプションのボラティリティは、関連するそれぞれのリスク・ファクター・カテゴリーに含まれる）内で、過去のデータから計測される相関を考慮している場合、ブロード・リスク・カテゴリー別のバック・テストを業務内容等に応じて実施していることが望ましい。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
	(2) バック・テスト結果の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーディング損益等がVaRを超過した際の原因を分析しているか。 ・毎日のVaRとトレーディング損益等との間に、常時、大きな乖離が生じている場合は、分析・検討を行い、その要因に応じてモデルを見直しているか。 ・バック・テストの結果に基づき、内部モデルの特性や捕捉していないリスクについて把握し、必要な対応を行うことによりリスク計測モデルの信頼性や整合性を確保しているか。 	
	(3) バック・テスト結果の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・バック・テストの結果は、実施の都度、担当役員等に報告しているか。 ・バック・テストの結果は、一定期間毎に取締役会等に報告しているか。 ・バック・テストの結果、リスク計測モデルの正確性等に問題が発見された場合、速やかな取締役会等への報告及び対応策の策定のための体制を確保しているか。 	
3. ストレス・テスト	(1) ストレス・シナリオの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな価格変動と流動性の急激な低下を併せ持った過去の大きな混乱時の市況変動を、現在のポートフォリオに対して適用するストレス・シナリオが設定されているか。 ・当該金融機関のポートフォリオに対して、最悪事態を想定したストレス・シナリオを開発しているか。 ・ストレス・シナリオには、当該金融機関特有のリスクの特徴を反映しているか。 (例えば、オプションやオプションに類似した性質を有する商品の価格特性を考慮しているか) ・ボラティリティあるいは相関係数の変化を考慮に入れたストレス・シナリオが設定されていることが望ましい。 	
	(2) ストレス・テストの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレス・テストの実施方法、頻度、及び報告手続きは文書化されているか。 ・ストレス・テストを定期的実施しているか。 ・ストレス・テストの対象となっているリスク・ファクターは、主要な取引をカバーしているか。また、ストレス・テストの対象となっていないリスク・ファクターについては、随時、見直しているか。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
	(3) ストレス・テスト結果の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレス・テストの結果は、実施の都度、担当役員等に報告しているか。 ・ストレス・テストの結果は、一定期間毎に取締役会等に報告しているか。 ・ストレス・テストにおいて多額の損失が予想される場合、速やかな取締役会等への報告及び対応策の策定のための体制を確保しているか。 	
	(4) ストレス・テスト結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレス・テストの結果に応じた対応策等が策定されているか。 ・ストレス・テストの結果を、運用方針やリミットの設定に反映するよう活用しているか。 	
4.取締役及び取締役会のリスク管理への関与	(1) 取締役等のリスク計測モデルへの理解	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会は、リスク管理の重要性を認識して経営資源を投入しているか。 ・取締役会は、VaRの算出方法及び限度額の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。 ・リスク管理担当役員は、内部モデルの内容を理解し、その弱点を把握しているか。 ・役員等に対し、内部モデルの理解を深めるため、必要に応じ、適宜研修等を行っているか。 	
	(2) リスク管理への取組体制	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役及び取締役会は、リスク計測モデルによるリスク管理に積極的に関与するとともに、当該業務に必要な体制整備を行っているか。 ・取締役会は、当該金融機関の業務内容に必要とされるリスク計測モデルの基本的な考え方を明確に定めているか。 ・取締役会は、リスク管理の方針及び手続きの策定に当たって、ストレス・テストの結果を考慮しているか。 	
5.リスク計測モデルの通常のリスク管理手続への取込み	(1) 計測結果レポートの作成・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・VaRを用いた日々のリスクレポートは迅速に作成され、日次ベースで管理者へ報告しているか。 ・VaRリミットの超過は適切に報告、承認されているか。 ・管理者へのコメントを含めた、主要なリスクを要約した報告書が定期的に作成されているか。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
	(2) 計測結果の分析・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各関連部署は、リスクレポートを日々のリスク管理に活用しているか。 ・モデルにより計測したリスク量と、ポジション枠及び収益目標の関係について分析しているか。 ・リスク計測結果は、リスク管理方針の策定やモニタリング等に十分に活用されているか。 ・リスク計測結果は、運用方針やリミットの設定に反映しているか。 ・部門別の業績評価のためにV a Rが活用されているか。評価にV a Rを活用している場合には、個人もしくはグループ等のより小さな収益ユニット単位の評価にも、V a Rを活用したリスク・リターン分析に基づく業績評価が行われていることが望ましい。 	
	(3) リスク計測モデルの適正性	<ul style="list-style-type: none"> ・ミドルは、各部門のフロントと同一のプライスを使用していることが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。 ・ミドルは、各部門のフロントと同一のモデル（イールド・カーブ等）を使用していることが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。 ・フロントとミドルは、同一のV a Rを使ってリスク管理を行うことが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。 ・リスク計測モデルを変更する場合の手続きは適正に行われているか。 ・新しいモデルを使用する前に、テスト・データにより他の計算手法で計算した結果と比較検討しているか。 ・リスク計測モデルの変更に当たっては、リスク管理方針と整合的であることを確認した上で、関連部署及び子会社等に対して伝達しているか。 ・リスク計測モデルは、業務の実態に応じて、必要なリスクを全てカバーしているか。 	
	(4) 日々のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・日々のモニタリングは適切に行われているか。 	
	(5) 新商品への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな商品は、リスク計測モデルに組み込まれているか。 ・V a R計測に含めない商品は、含めないだけの合理的理由があるか。また、その場合には、十分な自己資本を割り当てているか。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チ ェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
6. リスク計測モデルに関する規定の整備	(1) 規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続きを記載した規定を整備し、定期的に見直しているか。また、市場リスク管理態勢に関する他のチェック項目との整合性は、確保されているか。 	
	(2) 規定の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定を遵守するための態勢を構築しているか。 	
7. 内部検査・外部監査 内部検査	(1) 内部検査の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部モデル検査を網羅的にカバーする検査プログラムが整備されているか。 ・ 内部検査の担当者は、市場リスク管理手法に習熟しているか。 	
	(2) 内部検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部検査は、1年に1回以上の頻度で行っているか。 	
	(3) 内部検査の検査範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部検査において、以下の点について検査を行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> リスク管理システム及びそのプロセスは適切に文書化され、遅滞なく更新されていること リスク管理部署の組織構成・人材の配置 マーケット・リスクの計測が日々のリスク管理に統合されていること プライシングモデル及びリスク計測モデルを含む新しいモデルの承認プロセスの適切性 リスク管理プロセスにおける変更内容 リスク計測モデルによって捉えられるマーケット・リスクの範囲 経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと ポジション・データの正確性及び完全性 内部モデルを稼働させる際に用いられるデータソースの整合性、適時性、信頼性及び独立性 ボラティリティや相関等に関する仮定の正確性及び適切性 プライシングモデルのロジックの合理性 リスクの計測値や計算方法の正確性 バック・テストングのプロセス及び結果の適正性 ストレス・テストのプロセス及び結果の適正性 	
	(4) 内部検査結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部検査の結果を踏まえて、リスク計測モデルを適切に見直しているか。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
外部監査	外部監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査は、定期的実施しているか(1年に1回程度が望ましい)。また、リスク計測モデルの重要な変更が行われた場合にも、外部監査を実施しているか。 ・外部監査は、業務内容や内部検査の実施状況を勘案して、適切に実施しているか。 ・外部監査の結果を踏まえて、リスク計測モデルを適切に見直しているか。 	
8. リスク計測システム	(1) ドキュメントの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・システムに関する方針及び手続きは全て文書化されているか。 ・システム毎(PCを含む)にそれぞれのシステム・ドキュメントが作成されているか。 ・リスク計測システムの機能及びシステム間の相互関連を正確かつ網羅的に記述した文書を整備しているか。 	
	(2) データ入力	<ul style="list-style-type: none"> ・データのエラーチェックを行っているか。 ・外部データは適正なソースのものを使用しているか。異なったソースを使用している場合には、合理的理由及び整合性があるか。 ・取引データの入力プロセスは、ダイレクトリンクにより行われているか。手入力となっている部分については、データの正確性の確認のためのレビューが行われているか。 	
	(3) システムの変更	<ul style="list-style-type: none"> ・VaRモデルの変更は、リスク計測システムに正しく反映されているか。 	
	(4) セキュリティー	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理者は、システムの操作方法とともにセキュリティーに関する知識を有しているか。 ・情報の保護に関する実効的な規定が整備され、遵守されているか。 ・システムのコンティンジェンシープランが策定されているか。 	
9. 内部モデルの研究	モデルの研究態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・内部モデルの高度化及び精緻化のための研究が、随時、行われているか。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
<p>・ 定量的基準</p> <p>1. VaRの算出</p>	<p>(1) パラメーターの要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ トレーディング勘定においてVaRを日々算出しているか。 ・ VaRを算出する際は、片側99%の信頼区間を適用しているか。 ・ 保有期間は10営業日以上としているか。また、保有期間に対応したデータの採取方法の妥当性を検証しているか。 ・ ヒストリカル・データの観測期間は1年以上となっているか。また、ヒストリカル・データの観測期間について、期間の妥当性を検証しているか。 ・ ヒストリカル・データを3か月に1回以上は更新しているか。また、更新サイクルの妥当性を検証しているか。 ・ なお、バンキング勘定においてVaRを算出している場合には、算出頻度や設定したパラメーターは適切なものとなっているか。 ・ 市場価格が大きく変動した場合には、ヒストリカル・データについての見直しの必要性を認識し、適切な対応を行っているか。 ・ 内部モデルの前提条件となる事項等（正規性や相関など）について、定期的に検証を行っているか。 	<p>内部管理用モデルにおいては各金融機関のリスク管理方針に基づいた信頼区間、観測期間等を設定している場合には、内部モデル（BIS用モデル）との差異を把握する必要がある。</p>
<p>2. マーケット・リスク・ファクター</p>	<p>(1) リスク・ファクターの設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケット・リスク・ファクターの設定に当たっては、ポートフォリオに内在するリスクを十分に把握できるものとなっているか。 ・ マーケット・リスク・ファクターについては、金利、為替、株式及びコモディティに関するものを設定しているか。 ・ 複数のリスク・ファクターに属する資産のマッピングにおいては、各リスク・ファクターに対応させているか。 ・ 業務内容の変化に応じ、設定したマーケット・リスク・ファクターを見直しているか。 	
	<p>(2) 金利リスク・ファクター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要なポジションを有する各通貨毎にリスク・ファクターを設定しているか。 ・ イールド・カーブの作成方法についての規定を整備しているか。 ・ イールド・カーブのリスク・ファクターの設定及び構築方法について、当該金融機関のポートフォリオ特性との整合性に問題はないか。 ・ スプレッド・リスクを把握しているか。 	
	<p>(3) 為替リスク・ファクター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要なポジションについて、各通貨毎（ゴールドを含む）に対応したリスク・ファクターを設定しているか。 ・ 市場流動性に欠ける通貨の取り扱いについて、VaR計測における取り扱いと業務運営方針における扱いは整合しているか。 	

項 目	内 部 モ デ ル の チ ェ ッ ク 項 目	内 部 モ デ ル の チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	備 考
	(4) 株式リスク・ファクター	・株式リスク・ファクターは、マーケットの特徴及び運用の特徴と整合的になっているか。	
	(5) コモディティ・リスク・ファクター	・各金融機関のコモディティへの取組状況に照らして、適切なリスク・ファクターを設定しているか。	
3. リスクの合成	ポジションの相殺	・金利、為替、株式及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてリスク量の合算する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存しているか。	
4. オプション	(1) オプションのリスク計測	・オプションのリスクについては、各リスク・カテゴリー内で計測しているか。 ・オプションの非線形リスクを捉えているか。 ・オプションのリスク計測手法の採用において、各手法を比較検討しているか。	
	(2) ガンマ・リスクの計測	・分散共分散法を採用している場合、オプションのガンマ・リスクを計測しているか。	
	(3) ベガ・リスクの計測	・オプションのボラティリティについては、異なる残存期間毎に区分して計測しているか。 ・オプションのボラティリティの変動によるリスク（ベガ・リスク）の計測のためのリスク・ファクターを組込んでいるか。 ・複雑なポジションを有する金融機関は、そのポジションに関するボラティリティをより詳細に特定しているか。	
5. ポジションデータ等	(1) データの採取	・主要な資産（オフバランスを含む）のマーケット・データが採取されているか。 ・データの取得タイミングやサイクルにおいては、データが偏ったものにならないようにしているか。 ・異常データの発見と対処のための具体的運用基準を定めているか。	

項目	内部モデルのチェック項目	内部モデルのチェック項目に係る説明	備考
	(2) データの正確性・整合性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・欠損データの補間方法は妥当か。 ・データ・ソースの整合性、適時性、信頼性、独立性に問題はないか。 ・ポジション・データを常に検証し、その正確性及び整合性を確保しているか。 (例えば、リスク計測モデルで使用しているポジション・データとバックで把握されたポジション・データとの照合を定期的実施しているか) 	
<p>・マーケット・リスク規制におけるマーケット・リスク相当額の算出</p>	<p>(1) マーケット・リスク相当額の算出</p> <p>(2) バック・テストによる超過回数に応じた適切な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前日のVaR値と直近60営業日の日々のVaR値の平均に、決められたマルチプリケーション・ファクターを乗じた値の二つの値のうち、大きい方をマーケット・リスク相当額としているか。 ・バック・テストの結果、発生した超過回数に応じて、以下のような対応を行っているか。 超過回数が10回以上の場合、適切に対応しているか。 超過回数が5回以上の場合、それぞれについて、その原因を分析した事項を記載した書類を作成し、保存しているか。また、その理由を明確に説明できる体制となっているか。 	<p>(注)「超過回数」とは、内部モデル方式を用いる部分について、算出基準日を含む直近250営業日の日ごとの損益を、実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益として算出し、その日ごとの損失の額が保有期間を1日、信頼区間を99%としてリスク算出した日ごとのVaRを上回る回数をいう。</p>
<p>・トレーディング勘定における個別リスク</p>	<p>個別リスクの計測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別リスクについては、漏れなく計測しているか。 ・個別リスクについて、内部モデル方式を用いて計測する場合には、定性的基準及び定量的基準に加え、以下の基準を満たしているか。 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化が、マーケット・リスク全体に与える影響を把握していること 市場環境の変化が、マーケット・リスク全体に与える影響を把握していること イベント・リスク及びデフォルト・リスクを正確に把握していること バック・テストの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること ・個別リスクを内部モデル方式を用いて計測していない場合には、標準的方式を用いて計測しているか。 	

注意事項 検査の対象となる内部モデル及び対象リスクの範囲

自己資本比率におけるマーケット・リスク相当額を算出するために銀行法に基づき当局に届け出ているリスク計測モデルを検査の対象とし、トレーディング勘定の市場リスク並びにバンキング勘定の為替リスク及びコモディティ・リスクを当該リスク計測の対象範囲とする。また、金融機関が内部管理用として使用しているこれらリスクに係るリスク計測モデルも対象とする。なお、金融機関が内部管理用として使用しているバンキング勘定の金利リスクに係るリスク計測モデルも対象とする。

流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

「流動性リスク」とは、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）からなる。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」、「市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」及び本チェックリストにより、流動性リスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。なお、資金繰りリスクについては本チェックリストにより、市場流動性リスクについては「市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」により検証を行なうものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまで検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は検査官が金融機関のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではない。マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国際統一基準適用金融機関」という。）にあっては、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国内基準適用金融機関」という。）にあっては、としている項目がある。

（注）取締役会及び取締役会等についての説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等を含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は、常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 資金繰りリスクに対する理解	(1) 取締役は、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結し、システミックリスクが顕在化するおそれがあることを理解しているか。	(注)「資金繰り管理部門」とは、日々の資金繰りの管理・運営を行っている部門をいい、「リスク管理部門」とは、資金繰りに関する内部基準等の遵守状況等のモニターを行っている部門をいう。以下同じ。
	(2) 資金繰りリスクを考慮した戦略目標	(2) 取締役会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。	
	(3) 資金繰りリスク管理体制の整備	(3) 取締役会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切な資金繰りリスク管理を行うため、牽制機能が十分発揮される体制を整備しているか。 なお、資金繰り管理部門が、リスクの状況に応じて直接代表取締役に流動性確保のための方策を申し立てることが出来る体制となっているか。	
	(4) リミットの設定及び見直し	(4) 代表取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、資産運用の内容、調達状況等により、必要に応じ、リミットの設定及び見直しを行い取締役会に対して報告を行っているか。 また、取締役会は、報告を受けた内容が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。	
2. 管理者の認識及び役割	(1) 資金繰りに関する規定の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門の管理者は、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分（例えば、平常時、懸念時、危機時等）し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。	(注)「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む）をいう。以下同じ。
	(2) 適切な資金繰り管理の実行	(2) 資金繰り管理部門の管理者は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規定に従い、資金繰りを適切に管理しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
・適切なリスク管理態勢の確立 1．リスクの認識と評価	(1) 資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門は、資金調達に影響を及ぼすと思われる自行の株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。 また、円貨・外貨別、国内拠点・海外拠点別に資金繰り管理部門が分かれている場合は、それぞれの資金繰りリスクを統合して管理しているか。	
	(2) 連結対象子会社の流動性の状況把握	(2) 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社が資金繰り悪化により破綻した場合においても、当該金融機関に影響を与える可能性が大きいことから、その状況を把握・考慮した対応を行っているか。	
2．資金繰りリスク管理	(1) 流動性評価の実施及び資産・負債両面からのリスク管理	(1) 資金繰り管理部門は、資産・負債の両面から流動性についての評価を行うとともに、調達可能時点と金額、担保差入可能額と金額などの流動性の確保状況を把握しているか。	
	(2) 資金繰り管理の適切性	(2) 資金繰り管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、円貨・外貨について、日次の資金繰り表、週次及び月次の資金繰り見通しを作成しているか（国際統一基準適用金融機関にあっては、これに加え、四半期ベースの資金繰り見通しをも作成しているか。また、国内基準適用金融機関にあっては、四半期ベースの資金繰り見通しを作成していることが望ましい。）。 イ 大口資金移動の集中管理 ロ 市場性資金の調達管理 ハ 運用、調達の商品別、期間別構成の管理 ニ 担保繰りの管理 ホ 預金等の期落ち管理 ヘ 契約上の受信及び受信枠の残高管理 ト 支払準備資産の管理 チ キャッシュの管理（ATM等を含む） リ 各国通貨毎の資金繰りの管理 ヌ 各国通貨間の融通も考慮した資金繰りの管理	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>リスク管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、取締役会等及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 預貸金計画と実績の管理並びにその分析 ロ 市場性資金の調達枠の管理 ハ 資金ギャップ枠の管理 ニ 契約上の受信及び受信枠の残高管理並びにその分析 ホ 特定先へ依存した調達状況の管理 ヘ 日銀への調達依存管理 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>(注)「業務部門等」とは、業務部門、営業店、海外拠点をいう。以下同じ。</p>
	(3) 資金繰りリスクの管理方法の適切性	<p>(3) 資金繰り管理部門は、各業務部門等の報告等を基に、運用予定額(ローン・保証等の実行予定額)、調達可能額(インターバンク・オープン市場における調達可能額、預金受入・解約見込額等)を把握しているか。</p> <p>また、運用予定額、調達可能額を把握するに当たっては下記の項目について考慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> オフバランス取引(通貨スワップ等含む) コミットメントライン 当座貸越契約 実態に応じた運用期間の把握(例えば、形式的には短期の運用となっているが、実態は長期の運用となっているものなど) 特定先への調達依存状況(集中リスク) 日銀への調達依存状況 資金繰りの逼迫度(例えば、平常時、懸念時、危機時等) <p>なお、マネーポジションの金融機関にあつては、資金ギャップ限度の設定・見直しを随時行っているか。</p>	
	(4) 流動性リスクを考慮した業務運営等	(4) 各業務部門は、資金繰り管理部門が把握した資金繰りの状況に応じて、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。	
	(5) 支払準備金及び資金調達手段の確保	(5) 資金繰り管理部門は、資金繰りの逼迫度(例えば、平常時、懸念時、危機時等)に応じた調達手段を確保しておくとともに、預金の払い戻し等に対する支払準備資産(手許現金、預け金等)を確保しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
3. 情報伝達	(1) 各業務部門等の資金繰り管理部門、リスク管理部門に対する報告	(1) 各業務部門等は、資金繰り管理部門、リスク管理部門との連携を密にし、大口の資金移動等の報告を迅速・的確に行っているか。 また、資金繰りに大きな見込違いが生じないよう、営業店等が回金予想額を把握し、資金繰り管理部門に報告しているか。 なお、リスク管理部門が適時直接情報を入手出来る権限、システム等を装備していることが望ましい。	(注)「営業店等」とは、営業店及び海外拠点をいう。
	(2) リスク管理部門の取締役会等に対する報告	(2) リスク管理部門は、の2の2のにより把握した情報を定期的及び状況に応じ随時、代表取締役及び担当取締役に報告し、取締役会等に対しても定期的及び状況に応じ随時、報告しているか。	
	(3) 資金繰り管理部門の取締役会等に対する報告	(3) 資金繰り管理部門は、資金繰りの現状及び予測について、定期的(週一回)及び逼迫度の状況に応じ随時、代表取締役、担当取締役に報告し、取締役会等に対しても定期的及び状況に応じ随時、報告しているか。	
	(4) 資金繰りリスク管理のためのシステムの装備	(4) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、適切な状況把握及びリスク管理を行うためのシステムを装備していることが望ましい。	
4. 危機管理体制の確立	(1) 流動性危機時の対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門は、流動性危機時の対応策の策定、重要な見直しに当たっては、取締役会の承認を受けているか(上記以外の見直しに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。) 対応策の内容としては、連絡・報告体制(直接代表取締役に報告される体制等)、対処方法(調達手段の確保)、決裁権限・命令系統等を含んでいるか。 また、適時対応策を見直し、常時対応可能なものとしているか。	
	(2) 調達手段の確保	(2) 資金繰り管理部門は、国内外において即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産(国債など)の保有や円投入、円転換等による調達可能時点・金額を常時把握するとともに、各中央銀行、市中金融機関から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。 また、危機時において、有価証券の処分など、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境等に配慮しているか。	

事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクである。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより事務リスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は検査官が金融機関のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を金融機関に直ちに法的に義務づけるものではない。

マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国際統一基準適用金融機関」という。）にあっては、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国内基準適用金融機関」という。）にあっては、としている項目がある。

（注）取締役会及び取締役会等についての説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定する事が求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
・リスク管理に対する認識等 1．取締役の認識及び取締役会等の役割	取締役のリスク管理の理解及び認識	取締役は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じているか。	
2．管理者の認識及び役割	管理者のリスク管理の理解及び認識	管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。 また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模と業務上の損失の発生可能性との観点等から分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、リスクを適切に評価していることが望ましい。	(注) 「管理者」とは、営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む。）をいう。以下同じ。
・監査及び問題点の是正 1．内部検査	検査部門の検査の手法及び内容	検査部門は、本部検査、自店検査の手法及び内容を、実施基準、実施要領として作成しているか。 なお、自店検査の実施基準、実施要領を事務部門等が作成している場合は、検査部門は承認を行っているか。 検査部門は、本部検査、自店検査の結果を分析し、これを的確に各業務部門及び営業店へ通知しているか。 また、各業務部門管理者及び営業店長は、検査結果を事務水準の向上に役立っているか。	(注) 「内部検査」とは、検査部門による本部検査、各業務部門又は営業店による自店検査をいう。以下同じ。 (注) 「営業店」とは、営業店及び海外拠点をいう。以下同じ。 (注) 「営業店長」とは、営業店長及び海外拠点の長をいう。以下同じ。
2．問題点の是正	取締役会及び管理者への問題点の報告	取締役会に対して、検査結果、その他必要な事項を定期的（必要に応じ随時）に報告しているか。特に経営に重大な影響を与える不祥事件については、その都度報告しているか。 また、代表取締役に対し、事務ミスの頻度、重要度、原因、改善策等について正確かつ具体的に記載した報告を行っているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
3. 不祥事 等	(1) 不祥事件	<p>(1) 不祥事件については、監督当局への報告を行い、さらに法令に従い適切に処理しているか。なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。</p> <p>経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、検査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。</p> <p>不祥事件の調査・解明は、事件とは独立した部門（検査部門等）で行っているか。</p> <p>また不祥事件の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門長及び営業店長に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。</p> <p>不祥事件の事実関係の調査、関係者の責任追求、監督責任の明確化を図る体制を整備しているか。</p>	
	(2) 顧客からの苦情等	<p>(2) 顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）については、その処理の手続を定めているか。</p> <p>顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）は、処理の手続に従い事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、速やかに処理を行っているか。</p> <p>顧客からの苦情等（不祥事件につながる恐れのある問い合わせ等も含む）の内容は、処理結果も含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、検査部門に報告しているか。</p> <p>経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、検査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
. 事務リスク管理態勢 1. 事務部門の役割	(1) 事務部門の組織整備	(1) 事務規定等を整備する部署を明確化しているか。 事務指導及び研修を行う部署を明確化し、その機能を十分に発揮できる体制を整備しているか。 事務部門では、事務処理に係る営業店からの問い合わせ等に迅速かつ正確に対応できる体制を整備しているか。 事務部門は、営業推進部門から独立し、十分に牽制機能が発揮される体制を整備しているか。	
	(2) 規定の整備状況	(2) 事務規定は、網羅的かつ法令等に則ったものとなっているか。 また、規定外の取扱及び規定の解釈に意見の相違があった場合の処理手続を明確化しているか。 事務部門は、業務内容についての分析を行い、事務リスクの所在を確定し、そのリスクが生じないような規定を整備しているか。 事務規定は、特に、現金・現物・重要書類・便宜扱い等の異例扱い等について、明確に定めているか。 事務規定は、営業店の事務だけではなく、その他各業務部門の事務についても定めているか。 事務規定を、検査結果、不祥事件、苦情・問い合わせ等で把握した問題点を踏まえ、必要に応じて見直し、改善しているか。 事務規定を、法令等の外部環境が変化した場合等についても、必要に応じて見直し、改善しているか。	
	(3) 内部管理	(3) 事務部門は、 営業店の事務管理態勢を常時チェックする措置を講じているか。 営業店長が、不正なことを隠蔽しないような体制を整備しているか。 検査部門等と連携して営業店の事務水準の向上を図っているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
2. 営業店の役割	(1) 営業店長の役割	<p>(1) 営業店長は、 事務処理について生ずるリスクを常に把握しているか。 適正な事務処理・規定等の遵守状況、各種リスクが内在する事項についてチェックを行っているか。 精査・検印担当者自身が業務に追われ、精査・検印が本来の機能を発揮していないことがないように努めているか。 自店の事務処理上の問題点を把握し、改善しているか。 特に便宜扱い等の異例扱いについて、厳正に対処しているか。 規定外の取扱を行う場合については、事務部門及び関係業務部門と連携のうえ責任をもって処理をしているか。</p>	
	(2) 厳正な事務管理	<p>(2) 事務処理を、厳正に行っているか。 精査・検印は、形式的、表面的であってはならず、実質的で厳正に行っているか。 現金事故は、発生後直ちに営業店長へ連絡し、かつ事務部門・検査部門等必要な部門に報告しているか。 取引の開始、大口現金取引等に当たっては、当局の定める基準に従い、厳格に本人確認を行っているか。 便宜扱い等異例扱いについては、必ず営業店長又は役席等の承認を受けた後に処理しているか。 規定外の取扱を行う場合には、事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、必ず営業店長の指示に基づき処理をしているか。</p>	
	(3) 顧客保護	<p>(3) 顧客に対して公正な事務処理を行っているか。 顧客との取引に当たっては、取引の内容等を顧客に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。 特に、顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、顧客に対し、適切かつ十分な説明を行い、必要に応じて顧客から説明を受けた旨の確認を行っているか。 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。 さらに、融資先の財務情報など、個別企業に関わる情報については、特に厳重かつ慎重に取り扱っているか。</p>	
	(4) 自店検査の機能発揮	<p>(4) 実施基準、実施要領に基づき、実効性ある自店検査を実施しているか。 また、その結果を検査部門へ報告しているか。</p>	

以下については、検査官が事務リスク管理の状況について実地に検査を行う際に活用するため、あくまでも例示として掲げたものであり、金融機関の全業務を網羅したものではない。検査に当たっては、実際の事務処理状況のチェックは、基本的に金融機関の検査部門が負っていることに留意し、検査部門等各部門が有効に機能していることが確認出来れば、例示事項の全てについてまで、実地に検査を行う必要はなく、逆に各部門が有効に機能していないようであれば、さらに深くその他の業務分野についてもチェックを行う必要がある。新規業務、新商品販売を開始している際には、例示事項に掲げられていなくても実地に検査を行う必要がある。以下のポイントについては、単なる軽微な事務ミスを指摘することが目的ではなく、リスク管理態勢の機能の発揮状況を確認することを目的としていることに留意する。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
<p>・事務取扱等</p>	<p>(1) 内部業務</p>	<p>(1) 内部業務の取扱について、例えば以下の点に留意しているか。</p> <p>現金・現物の管理</p> <p>イ．役席者による残高管理</p> <p>□．現金事故の連絡</p> <p>便宜扱い等の異例扱いによる取引</p> <p>イ．便宜扱い等の異例扱いの記録</p> <p>□．営業店長又は役席者の承認</p> <p>ハ．便宜扱い等の異例扱いの補完処理</p> <p>ニ．便宜扱い等の異例扱いの多発先、経常先及びその担当者等のチェック</p> <p>役席キーを使用する取引</p> <p>イ．起算取引などの特殊取引のチェック</p> <p>□．役席キーを必要とする重要取引の選別</p> <p>過振りの発生状況</p> <p>イ．決済懸念のない先等過振先の確定</p> <p>□．資金負担の発生する取引に対する事前の承認</p> <p>書損証書等の取扱</p> <p>手数料徴求・物件費支払い</p> <p>喪失届の取扱</p> <p>総合振入、資金化前振入の管理</p> <p>店頭預り物件の保管状況</p> <p>CDカードの管理</p> <p>手形取扱、小切手取扱、内国為替取扱・送金、外国為替</p> <p>マネーローダリング関連</p> <p>イ．本人確認の懈怠（事務ガイドライン「別添連絡文書集」麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネーローダリングの防止について）</p> <p>□座の開設、貸金庫の貸与、保護預り、信託取引又は大口現金取引を行う場合（事務ガイドライン）</p> <p>□．金融機関等による疑わしい取引の届出（麻薬特例法第5条）</p> <p>ハ．不法収益等隠匿及び收受（麻薬特例法第9条及び第10条）</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(2) 渉外業務	(2) 渉外業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 届け金や電話依頼による送金 預り証の発行・回収 渉外・内部事務部門間の現物の授受 現金・通帳・帳票などの長期預り 集金先の事故防止 出先払い	
	(3) 預金関係業務	(3) 預金関係業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 預金者に対する情報の提供 イ．主要な預金金利の店頭表示 ロ．手数料一覧の店舗内備置・縦覧 ハ．取り扱う預金商品のうち預金保険の対象となるものの明示 ニ．商品内容全般に対する情報提供 ホ．変動金利預金の基準とされている指標及び一定利率設定方法が定められている場合は、その方法及び金利情報の適切な提供 協力預金、歩積両建預金 イ．過度な協力預金、過大な歩積預金及び両建預金の防止 ロ．預金増強運動が過剰な勧誘とならないような歯止め措置 ハ．期末計数を重視した業務計画への配慮 別段預金・仮受金・仮払金 保険付定期預金 元本保証のない商品の取扱い 導入預金等法律に抵触する行為	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(4) 貸出金関係業務	<p>(4) 貸出金関係業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。</p> <p>本人確認（借主、保証人、担保提供者等の意思確認） 担保物件評価・管理</p> <p>イ．不動産鑑定士又は路線価等により根拠のある客観的な評価 ロ．担保物件又は保証書等についての担保台帳・管理簿等への記載状況 ハ．火災保険の付保と更新</p> <p>二．連帯保証人の意思確認（保証確認） 保険料ローン 申込案件の進捗管理 大口先、赤字先等の管理</p>	
	(5) 証券関係業務	<p>(5) 証券関係業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。</p> <p>公社債の窓口販売業務</p> <p>イ．売買に関する虚偽の表示、自己の保有する特定の有価証券の大量推奨販売、信用供与を利用した行為等の禁止行為等に留意した業務運営の確保 ロ．証券取引法等の法規制や日本証券業協会等の規則に沿った規定の整備 ハ．職員に対する周知徹底</p> <p>投資信託販売業務</p> <p>イ．内部管理統括責任者、営業責任者、内部管理責任者等の責任者の設置 ロ．「自己責任原則」、「適合性の原則」に基づき、断定的判断の提供による勧誘、取引一任勘定、損失補填、利益追加等の禁止行為等に留意した業務運営の確保 ハ．証券取引法、証券投資信託法等の法規制や日本証券業協会等の規則に沿った規定の整備</p> <p>二．元本割れするリスクを負っていることの顧客に対する適切かつ十分な説明 ホ．間貸し方式を採用している金融機関については、投資信託の直接募集・解約等のための他と区別された専用のスペースの設置 ヘ．職員に対する周知徹底</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(6) その他業務	<p>(6) その他業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。</p> <p>商品ファンド</p> <p>イ．名義貸し、金銭等の貸付・媒介、不当な勧誘等禁止行為等の投資家保護等のための規制に留意した業務運営の確保</p> <p>ロ．元本割れ等のリスクを伴う商品であることの顧客に対する適切かつ十分な説明</p> <p>ハ．職員に対する周知徹底</p> <p>抵当証券</p> <p>イ．名義貸し、不当な勧誘等禁止行為等の購入者保護のための規制に留意した業務運営の確保</p> <p>ロ．元利金を保証する契約であるか否か等商品内容についての購入者に対する適切かつ十分な説明</p> <p>ハ．職員に対する周知徹底</p> <p>貸付債権信託</p> <p>イ．顧客の知識や経験等に応じた勧誘</p> <p>ロ．顧客への適切かつ十分な説明</p> <p>ハ．職員に対する周知徹底</p> <p>小口債権販売</p> <p>地方公共団体等に対する債権の流動化</p> <p>一般貸付債権の流動化</p> <p>ローン・パーティシペーション</p> <p>外為業務</p> <p>イ．金融機関等による疑わしい取引の届出（麻薬特例法第5条）</p> <p>ロ．不法収益等隠匿及び收受（麻薬特例法第9条及び第10条）</p> <p>ハ．金融機関等の本人確認義務</p> <p>ニ．金融機関等の本人確認の実施状況の報告（外為法第55条の2）</p> <p>両替業務</p> <p>イ．金融機関等による疑わしい取引の届出（麻薬特例法第5条）</p> <p>ロ．不法収益等隠匿及び收受（麻薬特例法第9条及び第10条）</p> <p>ハ．金融機関等の本人確認義務</p>	

システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクである。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより、システムリスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。しかしながら、管理態勢に問題が見られ、さらに深く業務の具体的検証をすることが必要と認められる場合には、検査官は、「金融機関等コンピュータシステムの安全基準書」及び「同解説書」（財団法人金融情報システムセンター編）に基づき、またコンティンジェンシープランの具体的検証に当たっては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要領」及び「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」（財団法人金融情報システムセンター編）に基づき行うものとする。

また、本チェックリストは、邦銀の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本チェックリストの対象として検査を行うかどうかは現地法制を踏まえ実態に応じて判断する。）及び外国銀行の在日支店も含め、全ての預金等受入金融機関を対象としている。なお、協同組織金融機関のチェックに当たっては、チェックリスト中「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「取締役」とあるのは「理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事」に読み替える（協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。）。

【本チェックリストにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じたより詳細なマニュアルを自主的に作成し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

マニュアルの各チェック項目は、検査官が金融機関のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を金融機関に直ちに法的に義務付けるものではない。

マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

また、特に、システムリスクの管理態勢の確認検査を行うに当たっては、個別システムの重要度及び性格に検査官は十分留意することとする。

- ・ システムの重要度とは、当該システムの顧客取引または経営判断への影響の大きさを表す。
- ・ システムの性格とは、コンピューターセンターにおける中央集中型の汎用機システム、クライアントサーバーシステム等の分散系システム、ユーザー部門設置の単体システム等を表し、それぞれに適した管理手法がある。

（注）チェック項目についての説明

チェック項目の語尾が「しているか」または「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してミニマム・スタンダードとして求められる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての金融機関に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。

したがって、検査官は各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

なお、両者を組み合わせて、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国際統一基準適用金融機関」という。）にあっては、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関（以下「国内基準適用金融機関」という。）にあっては、としている項目がある。

（注）取締役会及び取締役会等の説明

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるがその原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等を含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において行われることが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、常務会等に監査役等の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
<p>・リスク管理に対する認識等</p> <p>1. 取締役の認識及び取締役会等の役割</p>	(1) 金融機関全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化	<p>(1) 取締役会は、戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。</p> <p>システム戦略方針には、システム開発の優先順位（制度的対応を優先すること・・・例：2000年問題、EUの統合、連結決算に対するシステム改革等）、情報化推進計画、システムに対する投資計画等を定めているか。</p>	
	(2) リスク管理の方針の確立	<p>(2) 取締役会は、リスク管理の基本方針を定めているか。リスク管理の基本方針には、セキュリティーポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）を含んでいるか。</p> <p>セキュリティーポリシーには、保護されるべき情報資産 保護を行うべき理由 それらについての責任の所在等を定めているか。</p>	
<p>・適切なリスク管理態勢の確立</p> <p>1. リスクの認識と評価</p>	管理すべきリスクの所在、種類の特定	<p>勘定系・情報系・対外系・証券系・国際系といった業務機能別システムのリスクの評価を含め、システム全般に通じるリスクを認識・評価しているか。</p> <p>システム部門以外において独自にシステムを構築する場合においても該当システムのリスクを認識・評価しているか。</p> <p>ネットワークの拡充（インターネット、電子メール）及びPC（パソコン）の普及等によりリスクが多様化・増加していることを認識・評価しているか。</p>	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
2. 職責の分離	相互牽制体制の構築	<p>国際統一基準適用金融機関にあつては、個人のミス及び悪意を持った行為を排除するため、システム開発部門と運用部門の分離分担を行っているか。</p> <p>また、海外拠点においては、下記 によるものとしてもよい。</p> <p>国内基準適用金融機関にあつては、上記 により分離分担を行っていることが望ましいが、要員数の制約から業務部門を開発部門と運用部門に明確に分離することが困難な場合には、開発担当と運用担当を定期的にローテーションすること等により相互牽制を図っているか。</p> <p>また、上記 、 に関わらず、EUC（エンドユーザーコンピューティング）等開発と運用の組織的分離が困難なシステムについては、検査部門等により牽制を図っているか。</p> <p>システム部門から独立した検査部門が定期的にシステム検査を行っているか。</p> <p>検査結果については、定期的に取り締役会等に報告をしているか。</p>	
<p>. 監査及び問題点の是正</p> <p>1. 内部検査</p>	<p>(1) 検査部門の体制整備</p> <p>(2) 検査部門の検査の手法及び内容</p> <p>(3) コンピュータ犯罪・事故</p>	<p>(1) 検査部門は、システム関係に精通した要員を確保しているか。</p> <p>(2) 検査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。</p> <p>システム部門及び独自にシステムを構築している部門に対しては、原則として年一回以上の本部検査を行っているか。</p> <p>営業店等システム部門以外でのコンピュータ機器（端末機・ATM等）の使用に関する手続は、システムリスクの観点からのチェックをしているか。</p> <p>内部検査を行うに当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）の確認等、システムの稼働内容について裏付けをとっておくことが望ましい。</p> <p>(3) コンピュータ犯罪（ウィルス等不正プログラムの侵入、CD/ATMの破壊・現金の盗難、カード犯罪等）及びコンピュータ事故（ハードウェア、ソフトウェア、オペレーションミス、通信回線の故障、停電、外部コンピュータの故障等）に対して、十分に留意した体制を整備し、検査及び点検等の事後チェック体制を整備しているか。</p>	<p>(注)「内部検査」とは、検査部門による本部検査、各業務部門又は営業店による自店検査である。</p>
2. 外部監査	外部監査の活用	<p>国際基準適用金融機関にあつては、3年に1回以上は、システムリスクについての会計監査人等による外部監査を受けているか。（国内基準適用金融機関にあつても受けていることが望ましい。）</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
・企画・開発体制のあり方 1. 企画・開発体制	(1) 企画・開発体制	(1) 信頼性が高くかつ効率的なシステム導入を図る企画・開発のための規定を整備しているか。 機械化委員会等の横断的な審議機関を設置していることが望ましい。 中長期の開発計画を策定しているか。 システムへの投資効果を検討し、システムの重要度及び性格を踏まえ、必要に応じ(システム部門全体の投資効果については必ず)、取締役会に報告しているか。 開発案件の検討・承認ルールが明確になっているか。 本番システムの変更案件も承認のうえ実施しているか。	
	(2) 開発管理	(2) 開発に関わる書類やプログラムの作成方式は、標準化されているか。 開発プロジェクトごとに責任者を定め、システムの重要度及び性格を踏まえ取締役会等が進捗状況をチェックしているか。	
	(3) 規定・マニュアルの整備	(3) 設計、開発、運用に関する規定・マニュアルが存在しているか。 業務実態に即した見直しを実施しているか。 設計書等は開発に関わる書類作成の標準規約を制定し、それに準拠して作成していることが望ましい。 開発に当たっては、監査証跡(処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録)を残すようなシステムとすることが望ましい。 マニュアル及び開発に関わる書類等は、専門知識のある第三者に分かりやすいものとなっているか。	
	(4) テスト等	(4) テストは適切かつ十分に行われているか。 テストやレビュー不足が原因で、長期間顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないようなテスト実施体制を整備しているか。 テスト計画を作成しているか。 総合テストには、ユーザー部署も参加していることが望ましい。 検収に当たっては、内容を十分理解できる役職員により行われているか。	
	(5) 人材の養成	(5) 人材の養成に当たっては、開発技術の養成だけではなく、開発対象とする業務に精通した人材の養成を行っているか。 デリバティブ業務・電子決済等、専門性の高い業務分野や新技術について、精通した開発要員を養成していることが望ましい。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(6) 委託先管理	(6) システムの開発を外部ベンダー等に委託する際には、守秘義務契約を締結しているか。 派遣要員が接することができるデータには、必要に応じて一定の制限を設けているか。 委託業務の実施状況を管理簿等により把握しているか。	
2. 新規分野への進出	新規分野への進出	新規分野・新技術について、情報収集・研究等が行われ、経営戦略上の位置付けについて検討していることが望ましい。	
. 体制の整備 1. 管理体制	(1) セキュリティ管理体制	(1) 定められた方針、基準、及び手順に従ってセキュリティが守られているかを適正に管理するセキュリティ管理者を設置しているか。 (注) セキュリティは、例えば以下の観点から確保しているか。 イ. フィジカルセキュリティ ・物理的侵入防止策 ・防犯設備 ・コンピュータ稼働環境の整備 ・機器の保守・点検体制 等 ロ. ロジカルセキュリティ ・開発・運用の各組織間・組織内の相互牽制体制 ・開発管理体制 ・電子的侵入防止策 ・プログラムの管理 ・障害発生時の対応策 ・外部ソフトウェアパッケージ導入時の評価・管理 ・オペレーション面の安全管理 等 セキュリティ管理者は、システム、データ、ネットワーク管理体制を統括しているか。	
	(2) システム管理体制	(2) システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のため、システムの管理手順を定め、適正に管理するシステム管理者を設置しているか。 システム管理者は、システム単位あるいは業務単位で設置していることが望ましい。 それぞれシステムの資産調査は1年に1度以上行い、適正なスクラップアンドビルドを行っているか。 本部・営業店・コンピュータセンターについて、それぞれの設備・機器も適切かつ十分に管理する体制を整備しているか。 社外に持ち出すコンピュータに対する適切かつ十分な管理体制を整備しているか。 システム部門以外で独自にシステムを構築しているシステムについても、システム管理者を定めているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
.体制の整備 1.管理体制	(3) データ管理体制	(3) データについて機密性、完全性、可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置しているか。 データの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。 データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策について適切かつ十分な管理体制を整備しているか。 [参考]「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(改正版)(財団法人金融情報システムセンター編)	
	(4) ネットワーク管理体制	(4) ネットワーク稼働状況の管理、アクセスコントロール及びモニタリング等を適切に管理するために、ネットワーク管理者を設置しているか。 ネットワークの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、ネットワークの適切かつ効率的で安全な運用を行っているか。 国際統一基準適用金融機関にあつては、ネットワークがダウンした際の代替手段を考慮しているか。(国内基準適用金融機関にあつても、考慮していることが望ましい。)	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
2. システム運用体制	(1) 職務分担の明確化	(1) データ受付、オペレーション、作業結果確認、データプログラム保管の職務分担は明確になっているか。 運用担当者が担当外のデータやプログラムにアクセスすることを禁じているか。	
	(2) システムオペレーション管理	(2) 所定の作業は、スケジュール表、指示表などに基づいてオペレーションを実施しているか。 承認を受けた作業スケジュール表、作業指示書に基づいてオペレーションを実施しているか。 オペレーションは、全て記録され、かつ管理者は、チェック項目を定め点検しているか。 重要なオペレーションは、複数名による実施が可能となることが望ましく、また、可能な限り自動化することが望ましい。 オペレーションの処理結果を管理者がチェックするためのレポート出力機能や、作業履歴を取得し、保存する機能を備えているか。 開発担当者によるオペレーションへのアクセスを原則として禁じているか。障害発生時等でやむを得ず開発担当者がアクセスする場合には、当該オペレーションの管理者による開発担当者の本人確認及びアクセス内容の事後点検を行っているか。	
	(3) トラブル管理	(3) トラブル発生時には、記録簿等に記入し、必要に応じ本部に報告が行われる体制を整備しているか。 トラブル内容の定期的な分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。 経営に重大な影響を与えるような重要なトラブルの場合には、速やかに本部と連携し、問題の解決を図るとともに取締役会に報告しているか。	
	(4) 委託先管理	(4) システムの運用を外部ベンダー等に委託する際には、守秘義務契約を締結しているか。 派遣要員が接することができるデータには、必要に応じて一定の制限を設けているか。 委託業務の実施状況を管理簿等により把握しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(5) 顧客等のデータ保護	(5) 法的に許される及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの取扱いについては、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。	
	(6) 不正使用防止	(6) 不正使用防止のため、業務内容や接続方法に応じ、接続相手先が本人若しくは正当な端末であることを確認する体制を整備しているか。 不正アクセス状況を管理するため、システムの操作履歴を監査証跡として取得し、事後の監査を可能とするとともに、定期的にチェックしているか。	
	(7) コンピュータウイルス等	(7) コンピュータウイルス等の不正なプログラムの侵入を防止する方策を取っているとともに、万が一侵入があった場合速やかに発見・除去する体制を整備しているか。 ・コンピュータウイルスへの感染 ・正規の手続を経ていないプログラムの登録 ・正規プログラムの意図的な改ざん 等	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
・防犯・防 災・バック アップ・不正 利用防止	(1) 防犯対策	(1) 犯罪を防止するため、防犯組織を整備し、責任者を明確にしているか。 コンピュータシステムの安全性を脅かす行為を防止するため、入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理を行っているか。	
	(2) 防災対策	(2) 災害時に備え、被災軽減及び業務の継続のための防災組織を整備し、責任者を明確にしているか。 防災組織、業務組織に即した組織とし、役割分担毎に責任者を明確にしているか。 防火・地震・出水に対する対策を確保しているか。 重要データ等の避難場所をあらかじめ確保しているか。	
	(3) 不正利用防止策	(3) 端末機の使用及びデータやファイルのアクセス等の権限については、その重要度に応じた設定・管理方法を明確にしているか。	
	(4) バックアップ	(4) 重要なデータファイル、プログラムの破損、障害等への対応のため、バックアップを取得し、管理方法を明確にしているか。 バックアップを取得するに当たっては、分散保管、隔地保管等保管場所に留意しているか。 国際統一基準適用金融機関にあっては、営業店オンラインシステム等、重要なシステムについてはオフサイトバックアップシステムを保有しているか。（国内基準適用金融機関にあっては、保有することが望ましい。） バックアップ取得の周期を文書化しているか。	
	(5) コンティンジェンシープランの策定	(5) 災害等によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合に備えたコンティンジェンシープランを整備しているか。 コンティンジェンシープランの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。（上記以外の見直しを行うに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。） コンティンジェンシープランの整備に当たっては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要領」及び「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」（財団法人金融情報システムセンター編）に準拠しているか。 コンティンジェンシープランの整備に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、金融機関の内部に起因するものや金融機関の外部に起因するものも想定しているか。 コンティンジェンシープランの整備に当たっては、決済システムに及ぼす影響や、顧客に与える被害等を分析しているか。	